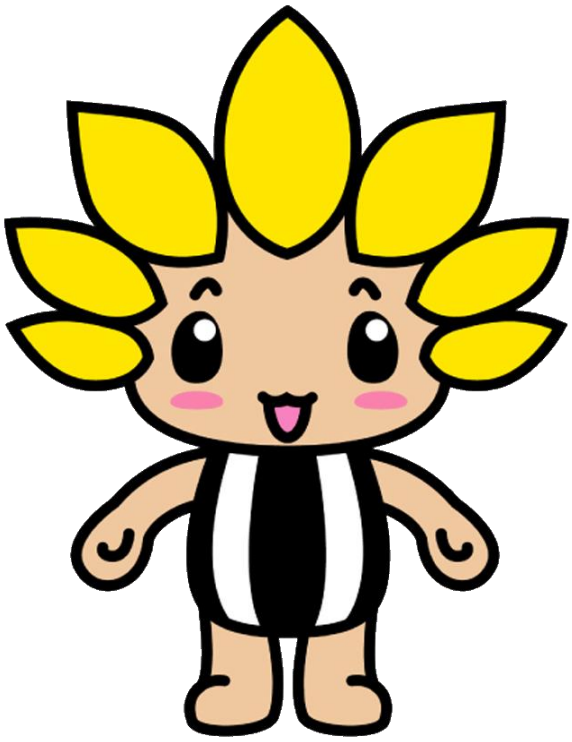
令和８年度

保健・福祉の概要

－　令和７年度報告　－



座間市こども未来部・健康部・福祉部

座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

1　清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。

1　いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。

1　仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。

1　学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。

1　思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日　昭和５６年１１月１日

座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

1　私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。

1　私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。

1　私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日　昭和４９年9月１５日

座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和５７年7月１９日

ざま健康文化都市宣言

ざまの豊かな自然・文化・歴史のもと市民一人ひとりが互いに尊敬しあえる温かく、心のかよいあったまちをつくりあげるとともに、健康で幸福な生活をおくることは、全ての市民の共通の願いです。

わたくしたちは「すこやかでやすらぎに満ちた地域社会」を目指して次の目標を掲げ市民と行政が一体となって健康なまちづくりを進めます。

１　市民一人ひとりが、心身ともに健やかな生活が送れるよう、健康なまちづくりについて学び認識を深め、互いに健康環境整備に努めます。

１　市民一人ひとりが、スポーツ・レクリエーションを通して、健康保持・健康増進への意識の向上を図り、人と人との交流を深め、健康づくり・体力づくりの輪を広げます。

１　市民一人ひとりが、ざま文化を伝承して健康なまちづくりを実践できるよう、地域社会全体が支援します。

わたくしたちは、全ての市民が健やかに生活できる活力ある社会を願い、ここに座間市を「健康文化都市」とすることを宣言します。

平成１７年7月１０日

座間市ゼロカーボンシティ宣言

近年、日本各地において、記録的な猛暑や集中豪雨などによる自然災害が頻発し、私たちの生活に多大なる影響を及ぼす脅威となっています。このような現象は海外でも生じており、世界規模で対策を行わなければならない喫緊の課題でもあります。

令和3年（2021年）8月に発表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と初めて明記されました。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などのリスクは一層高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるために、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

座間市は令和3年（2021年）に市制施行50周年を迎えました。これから先の50年は、地球温暖化という課題にこれまで以上に向き合い、豊富な地下水に代表されるような本市のかけがえのない自然を後世に受け継ぐため、持続可能な社会の実現に向けて取り組んで行かなければなりません。

この意義ある目的の達成のため、「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、市民・団体・事業者と協働して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和４年２月１４日

座間市のシンボル

市章



「ザマ」を図案化したもので、円形は市の融和と団結を表し、翼は市勢の飛躍発展を象徴したものです。

昭和２７年８月１３日制定

市のシンボルマーク



座間の頭文字Ｚをモチーフに、中央のラインは市内を流れる三つの川を、だ円は太陽と豊かな自然を表したものです。

平成３年４月１日制定

市の花「ヒマワリ」



ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和４４年１月１６日制定

市の木「モクセイ」



みんなで樹木を守り育て、緑あふれたまちづくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和５５年４月１日制定

市の鳥「シジュウカラ」



みんなで自然を大切にし、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民の皆さんが選んだ鳥です。

平成３年４月１日制定

市のカラー「みどり（ビビッドグリーン）」



心にやすらぎと希望を与えてくれる、生き生きとした緑は郷土座間市を象徴する色として、市民の皆さんが選んだものです。

平成３年４月１日制定

市のマスコットキャラクター「ざまりん」



市制施行４０周年を記念して誕生した市のマスコットキャラクター「ざまりん」は、デザインを全国に、名称を市民に公募し、決定しました。

平成２３年１１月３日制定

目　次

Ⅰ　総　合

１　市　域 2
２　第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－におけるまちづくりの方向性（政策・施策）の体系（保健・福祉分野のみ抜粋） 4
３　こども未来部、健康部、福祉部の組織 5

Ⅱ　地域福祉

１　福祉月間 8
２　サニープレイス座間（旧座間市立総合福祉センター） 11
３　民生委員児童委員 14
４　災害援護 17
５　戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護 18
６　原爆被爆者援護 19
７　生活困窮者自立支援制度 20
８　成年後見制度 23
９　引取者のいない遺体の取扱い 25

Ⅲ　生活保護

１　生活保護制度の概要 27
２　保護の実施状況 28

Ⅳ　高齢者の福祉

１　高齢者の状況 32
２　生活支援サービス事業 33
４　施設入所 36
５　移動手段の確保 37
６　生きがいづくり 38
７　就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター） 41
８　地域包括支援センター運営事業 42
９　介護予防事業（地域支援事業） 43
１０　介護保険事業 45
１１　介護人材育成事業 48

Ⅴ　障がい者の福祉

１　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 50
２　医　療 52
３　手　当 54
４　日常生活の支援 57
５　移動手段の確保 65
６　税金の控除・減免 66
７　交通機関等の割引 67
８　公共料金等の減免 68
９　スポーツ・レクリエーション活動の支援 69
１０　障害福祉相談員活動 69
１１　その他の障がい福祉サービス 70
１２　地域生活支援事業 73
１３　施　設 77
１４　育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン･ホープ） 78

Ⅵ　児童の福祉

１　保育所 83
２　児童館、児童ホーム 87
３　児童に係る各種手当 90

４　母子・父子家庭等に係る各種援護制度..... 95
５　子育て支援..... 97
Ⅶ　保健衛生
１　地域医療対策事業..... 102
２　母子保健事業..... 105
３　健康づくり推進事業..... 109
４　献血推進事業..... 116
５　広域大和斎場組合事業..... 116
６　予防接種事業..... 117
７　狂犬病予防事業..... 120
８　健康増進事業..... 120
９　成人歯科健康診査..... 123
１０　小児医療助成事業..... 124
１１　心身障害者医療費援助事業..... 126
１２　精神障害者通院医療費助成事業..... 128
１３　後期高齢者医療..... 129
１４　養育医療費助成事業..... 132
１５　市民健康センター管理運営事業..... 133
Ⅷ　国民健康保険
１　健康保険..... 135
２　保険税..... 137
３　保険給付..... 140
４　経理状況..... 145
Ⅸ　国民年金
１　国民年金..... 150
Ⅹ　スポーツ・レクリエーション
１　社会体育関係事業..... 154
２　社会体育施設..... 155
Ⅺ　福祉団体
１　座間市社会福祉協議会..... 161
２　日本赤十字社座間市地区..... 178
Ⅻ　資　料
１　市内保健福祉関係施設等一覧（令和８年４月１日現在）..... 180
２　保健・医療・福祉関連年表..... 193

Ⅰ　総　合

１　市　域

⑴　位置及び地勢

①　位　置（市役所）

東　経　　139° 24′ 27″

北　緯　　35° 29′ 19″

海　抜　　77.10ｍ

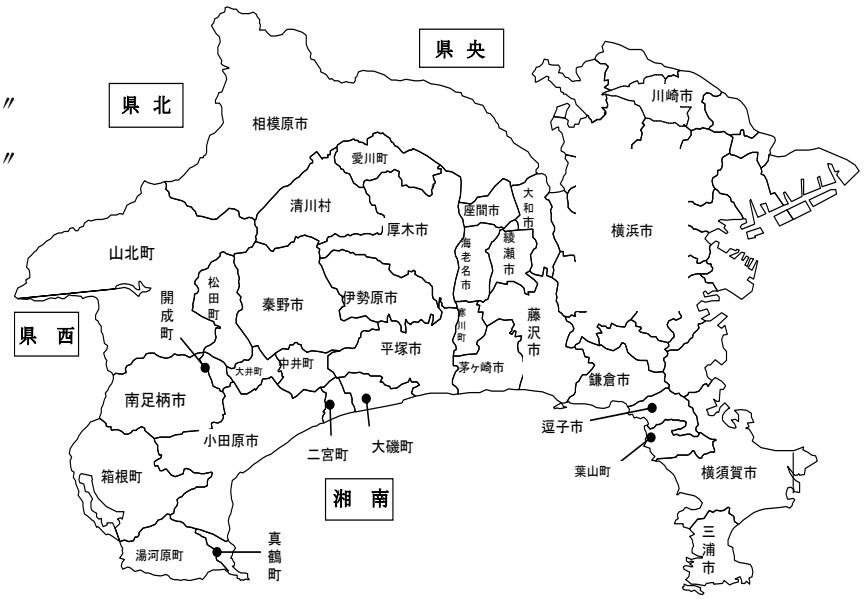
②　面積及び広がり

面　積　　17.57㎢

広がり

東　西　　5.3　㎞

南　北　　4.0　㎞



本市は、東京から４０㎞圏、神奈川県のほぼ中央に位置し、面積は１７．５７㎢で、東西に５．３㎞、南北に４．０㎞の広がりをもち、東は大和市、西は相模川を隔てて厚木市に、南は海老名市、北は相模原市にそれぞれ接し、全体的に起伏の多い地形となっています。

昭和３０年代後半の企業の進出と首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和４６年１１月に市制を施行、農業・商業・工業と住宅が調和した複合都市へと発展しました。しかし、都市化の進行とともに農業戸数が減少、また、近隣市における商業核の形成の影響などにより、農業と商業の比重が低下するとともに、製造業の空洞化等により、住宅都市としての傾向が強くなっています。

⑵　人　口

人口は、昭和３０年代後半からの急激な都市化により、昭和４０年に約３万人であったものが、１０年後の昭和５０年には約８万１千人と２．７倍に急増しました。その後、昭和６０年の国勢調査では１０万人に到達したことが確認され、平成８年以降は１２万人台で推移していましたが、平成３１年４月に１３万人台に乗り、それからはほぼ横ばいで推移し、令和８年４月１日現在の人口は１３万１，７６０人、最近５か年の人口の増減は、２１６人の減となっています。

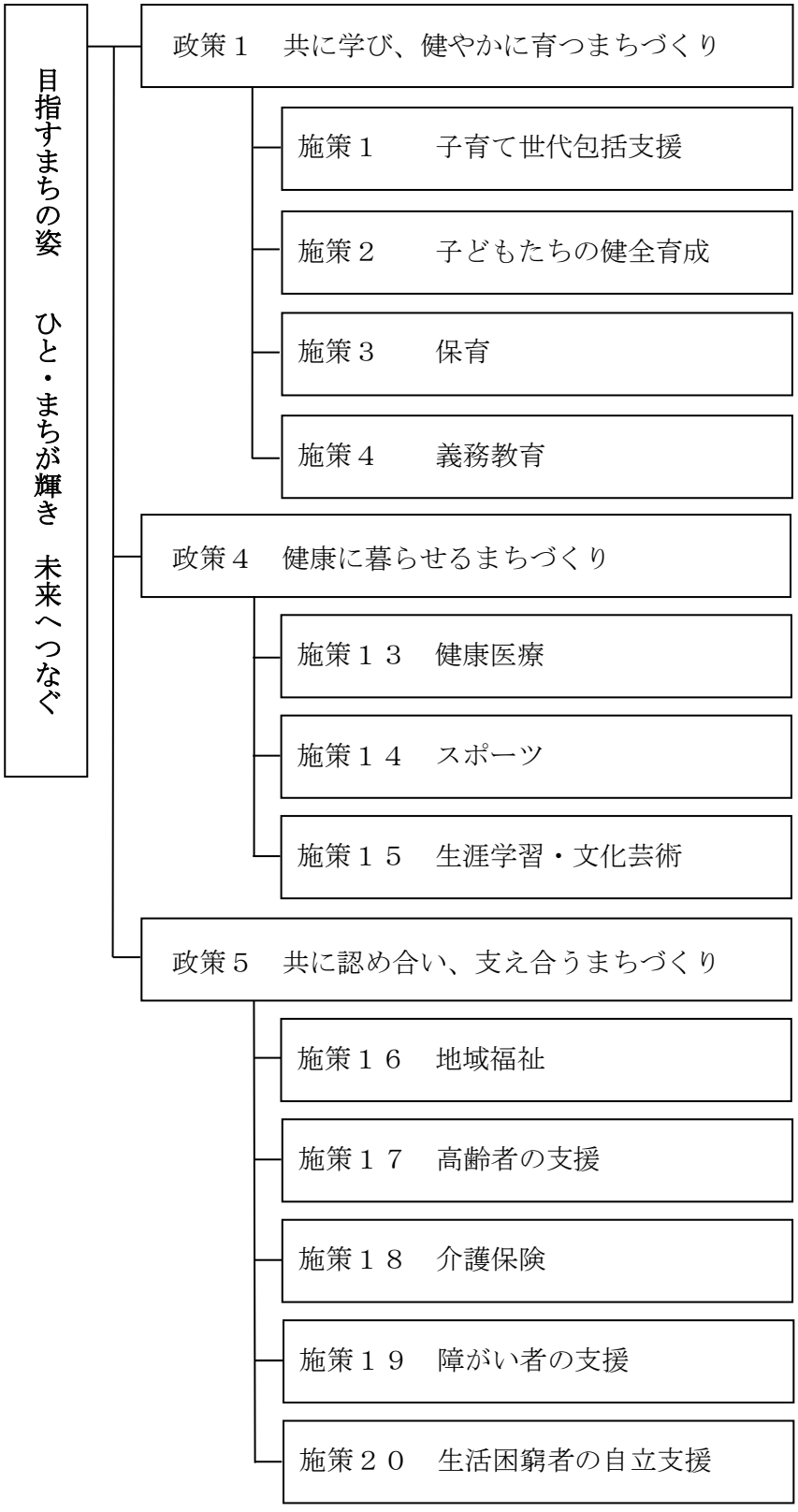
○　人口・世帯の推移

単位：人　　（各年４月１日現在）

年	人口			世帯数	１世帯当たりの人数
	総　数	男	女		
4年	131,976	65,671	66,305	60,893	2.17
5年	132,072	65,650	66,422	61,720	2.14
6年	131,863	65,439	66,424	62,339	2.12
7年	131,893	65,434	66,459	63,079	2.09
8年	**131,760**	**65,326**	**66,434**	**63,735**	**2.07**

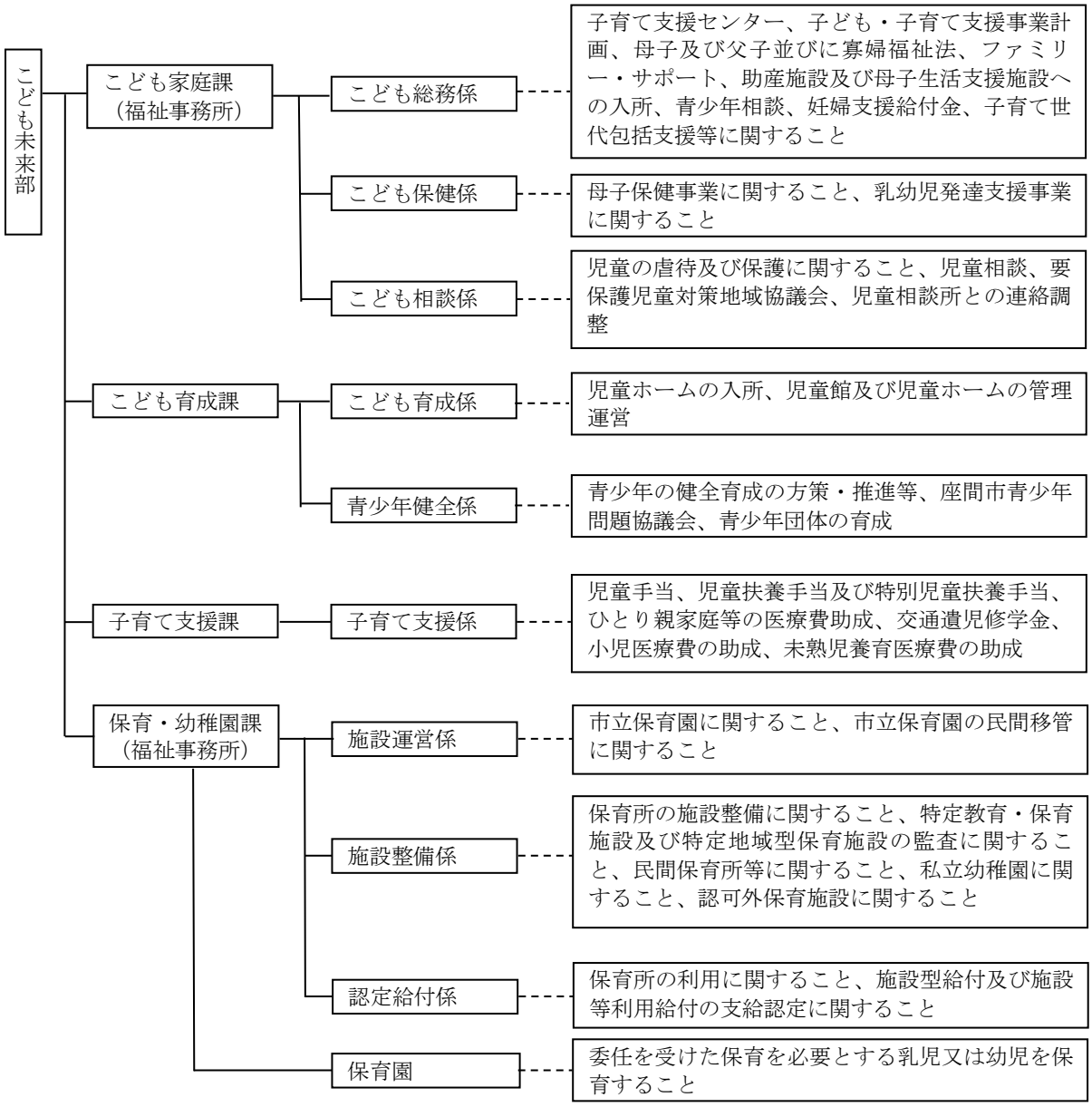
※各年の人口と世帯数は、令和２年国勢調査確報値を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものです。

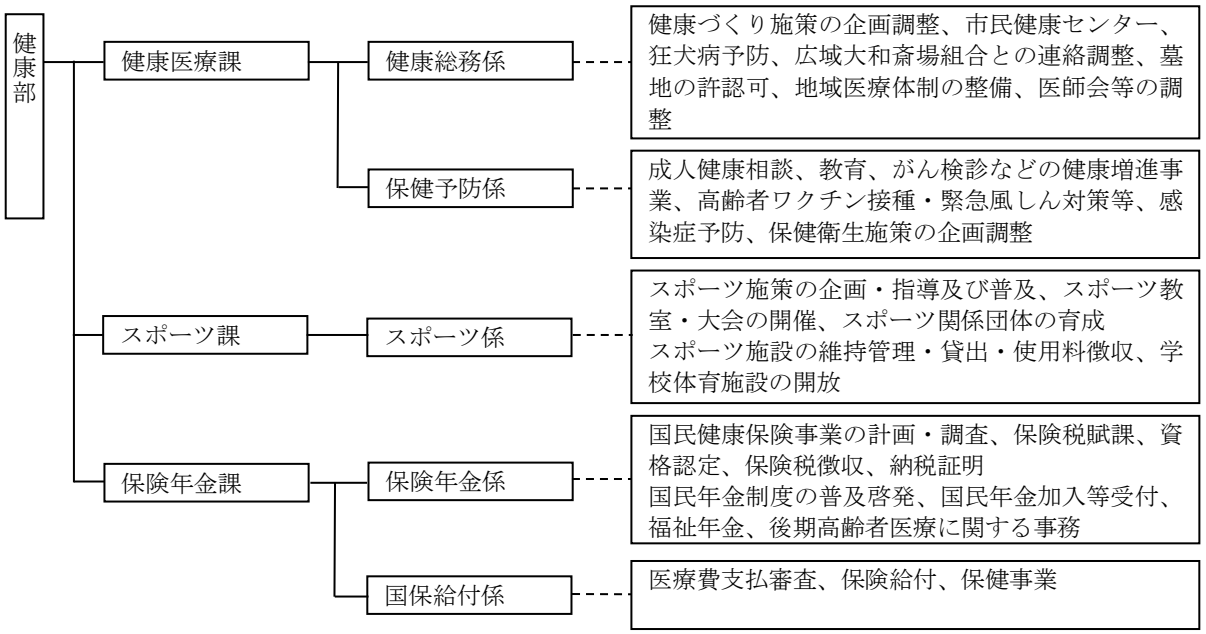
２　第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－におけるまちづくりの方向性（政策・施策）の体系（保健・福祉分野のみ抜粋）

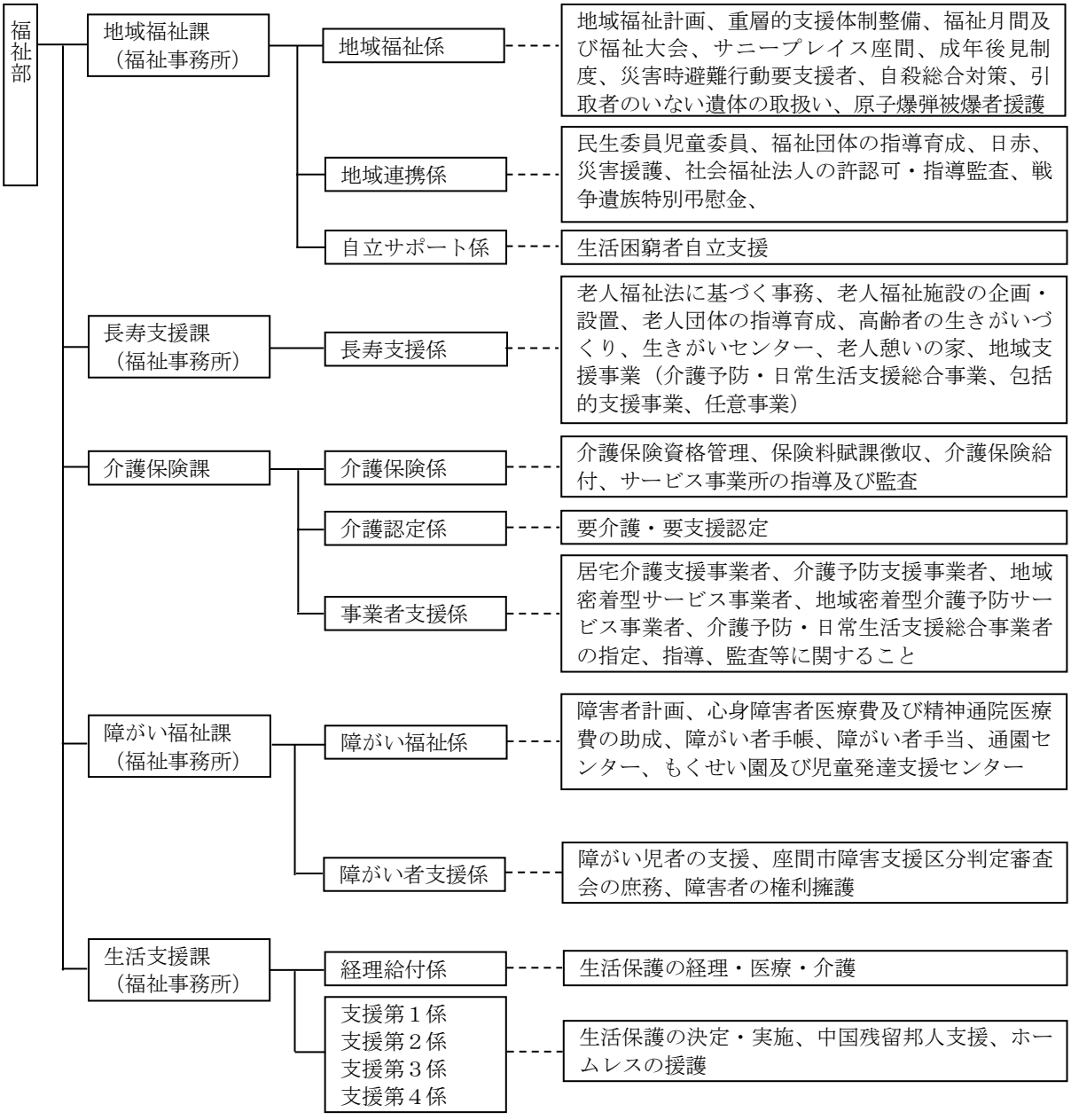


３　こども未来部、健康部、福祉部の組織

令和８年４月１日時点




健康部
健康医療課
健康総務係
健康づくり施策の企画調整、市民健康センター、狂犬病予防、広域大和斎場組合との連絡調整、墓地の許認可、地域医療体制の整備、医師会等の調整
保健予防係
成人健康相談、教育、がん検診などの健康増進事業、高齢者ワクチン接種・緊急風しん対策等、感染症予防、保健衛生施策の企画調整
スポーツ課
スポーツ係
スポーツ施策の企画・指導及び普及、スポーツ教室・大会の開催、スポーツ関係団体の育成
スポーツ施設の維持管理・貸出・使用料徴収、学校体育施設の開放
保険年金課
保険年金係
国民健康保険事業の計画・調査、保険税賦課、資格認定、保険税徴収、納税証明
国民年金制度の普及啓発、国民年金加入等受付、福祉年金、後期高齢者医療に関する事務
国保給付係
医療費支払審査、保険給付、保健事業


福祉部
地域福祉課
（福祉事務所）
地域福祉係
地域福祉計画、重層的支援体制整備、福祉月間及び福祉大会、サニープレイス座間、成年後見制度、災害時避難行動要支援者、自殺総合対策、引取者のいない遺体の取扱い、原子爆弾被爆者援護
地域連携係
民生委員児童委員、福祉団体の指導育成、日赤、災害援護、社会福祉法人の許認可・指導監査、戦争遺族特別弔慰金、
自立サポート係
生活困窮者自立支援
長寿支援課
（福祉事務所）
長寿支援係
老人福祉法に基づく事務、老人福祉施設の企画・設置、老人団体の指導育成、高齢者の生きがいづくり、生きがいセンター、老人憩いの家、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）
介護保険課
介護保険係
介護保険資格管理、保険料賦課徴収、介護保険給付、サービス事業所の指導及び監査
介護認定係
要介護・要支援認定
事業者支援係
居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者の指定、指導、監査等に関すること
障がい福祉課
（福祉事務所）
障がい福祉係
障害者計画、心身障害者医療費及び精神通院医療費の助成、障がい者手帳、障がい者手当、通園センター、もくせい園及び児童発達支援センター
障がい者支援係
障がい児者の支援、座間市障害支援区分判定審査会の庶務、障害者の権利擁護
生活支援課
（福祉事務所）
経理給付係
生活保護の経理・医療・介護
支援第１係
支援第２係
支援第３係
支援第４係
生活保護の決定・実施、中国残留邦人支援、ホームレスの援護

Ⅱ　地域福祉

１　福祉月間

昭和６２年から、毎年９月に実施していた福祉週間を福祉月間に改め、市民の福祉意識の高揚と啓発を目的に実施しています。福祉月間では、敬老の日に福祉大会を開催するなど、様々な福祉事業を展開しています。

福祉大会は、昭和４９年９月１５日の市民福祉憲章の制定を記念し、第１回を開催、福祉功労者及び福祉作文（論文）・標語の入選者に表彰状を贈呈するなどの催しを行っています。平成５年以降は、市社会福祉協議会の「福祉まつり」との共催で「ふれあいフェスティバル」として開催しています。

⑴　行事内容

ア　福祉月間

福祉大会、福祉展、老人と園児のつどい、敬老祝金支給、ふれあい交流会、地域福祉活動事業、各種講座・講習会、各種相談（健康、育児等）

イ　ふれあいフェスティバル２０２５

第５２回福祉大会　参加者　１０３人（関係者含む）

表彰状・感謝状の贈呈、体験発表　等

第４２回社協福祉まつり

参加者　２，１４９人

［その他］社協福祉パネル展、趣味の作品展　等

⑵　福祉関係表彰の状況

単位：人　　地域福祉課調

年　度	自立更生	いきいき高齢者表彰	援護功労	福祉功労
3年度	0	―	0	4
4年度	4	―	0	3
5年度	1	―	0	1
6年度	1	2	0	0
7年度	**1**	**1**	**0**	**1**

※令和３年度は福祉大会が中止となったため、１０月に事務局が表彰状を送達。

※令和６年度にいきいき高齢者表彰を創設。

⑶　福祉推進作文等応募状況

単位：点　　地域福祉課調

年　度	作　文			標　語			
	小学生	中学生	計	小学生	中学生	一般	計
3年度	2,537	16	2,553	1,366	155	14	1,535
4年度	1,959	198	2,157	1,221	537	20	1,778
5年度	1,805	204	2,009	1,195	287	18	1,500
6年度	1,565	175	1,740	1,799	358	13	2,170
7年度	**848**	**174**	**1,022**	**1,843**	**562**	**17**	**2,422**

※令和３年度は福祉大会が中止となったため、１０月に事務局が表彰状を送達。

⑷　福祉展の状況

単位：日、人　　地域福祉課調

年　度	開催日数	高齢者出展者数	障がい者出展者数	来場者数
3年度	3	128	158	326
4年度	3	116	129	294
5年度	3	113	142	235
6年度	3	107	125	399
7年度	**3**	**104**	**108**	**554**

⑸　高齢者と園児のつどい

市内の公立・私立保育園で、近隣の高齢者を招待し、歌や踊り等の交歓会、ゲーム、会食会等を通して触れ合いの機会を設けています。

単位：園、人　　保育・幼稚園課調

年　度	実施期間	参加保育園数			参加高齢者数		
		市　立	私　立	計	市　立	私　立	計
3年度	6月～12月	0	4	4	0	0	0
4年度	6月～2月	0	5	5	0	123	123
5年度	6月～2月	0	7	7	0	150	150
6年度	6月～2月	0	9	9	0	449	449
7年度	**6月～2月**	**6**	**10**	**16**	**140**	**696**	**836**

⑹　健康相談

市内の公共施設において、健康手帳の交付、身長や体重、体脂肪、血圧測定等を行い、保健師、栄養士による健康相談を実施しています。

単位：人　　健康医療課調

年　度	実施日	会　場	相談者数	
				計
3年度	9月 3日	北地区文化センター	0	6
	9月13日	市民健康センター	6	
4年度	9月 9日	北地区文化センター	3	9
	9月12日	市民健康センター	6	
5年度	9月11日	市民健康センター	5	5
	9月 4日	北地区文化センター	―	
6年度	9月 9日	市民健康センター	8	8
7年度	**9月　8日**	**市民サロン**	**29**	**29**

⑺　福祉講座

単位：回、人　　（令和７年度）市社会福祉協議会調

主　催	講座名	期　日	回数	参加者数
市社会福祉協議会	**地域福祉講座「フリースペースに見る不登校児童生徒の現状」**	**11月18日**	**1**	**20**
	市民のための福祉講座（はじめてのボランティア）	**6月26日**	**1**	**12**
	トライボランティア	**7月22日～10月25日**	**4**	**113**
	ボランティアのつどい	**2月23日**	**1**	**46**
	小中学校への福祉教育	**通年**	**8**	**1,136**

２　サニープレイス座間（旧座間市立総合福祉センター）

地域福祉・在宅福祉の推進のための拠点施設として設置した総合福祉センターは、老朽化に伴い、座間市公共施設再整備計画に従って大規模改修工事を実施し、令和７年４月１日、福祉増進と青少年健全育成を目的とした複合施設「サニープレイス座間」としてリニューアルオープンしました。

教育支援教室「つばさ」や障がい者基幹相談センター、市社会福祉協議会の活動拠点として事務所などを設置しています。

⑴　施設概要

・所 在 地　　座間市緑ケ丘１－２－１
・敷地面積　　４，０００．１０㎡
・建築面積　　１，４６１．４９㎡
・延床面積　　３，６６８．２６㎡
・構造規模　　鉄筋コンクリート造　一部　鉄骨造、地上３階
・主な施設　　１階　会議室、活動室、音楽室、和室、学習室、フリースペース
　　２階　社会福祉協議会事務室、つばさ、障がい者基幹相談センター、会議室
　　３階　ボランティア活動スペース、フリースペース、プレイルーム、録音室、
　　研修室、会議室、多目的室
・開館年月日　　平成１３年４月１日
・駐車場収容台数　　３１台（うち身障者専用駐車場５台）

⑵　サニープレイス座間利用状況

※施設予約システム導入に伴い、令和７年度から集計内容を変更しました。

【令和６年度まで】

単位：回、人、円　　市社会福祉協議会調

年　度	老人団体		婦人団体		障がい者団体	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
3年度	44	1,391	0	0	26	637
4年度	34	1,110	0	0	49	1,510
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

年　度	社会教育		学校教育		市役所関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
3年度	0	0	29	684	292	7,329
4年度	0	0	26	544	406	10,790
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

年　度	商工会関係		政党関係		宗教関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
3年度	17	397	11	275	0	0
4年度	14	259	24	775	0	0
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

年　度	サークル関係		会社関係		一般会合	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
3年度	17	397	11	275	0	0
4年度	14	259	24	775	0	0
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

年　度	自治会関係		音楽関係		国・県関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
3年度	4	98	16	203	1	40
4年度	3	70	13	320	1	40
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

年　度	学習関係		交通関係		福祉団体関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
3年度	0	0	0	0	459	7,467
4年度	0	0	0	0	582	10,413
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

年　度	計		有料利用	
	利用回数	利用人数	利用回数	使用料
3年度	2,034	37,103	1,323	1,505,560
4年度	2,466	48,183	1,611	1,407,440
5年度	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0

※令和５、６年度は大規模改修工事のため貸館の利用無し。

【令和７年度以降】

単位：回、人、円　　地域福祉課調

年　度	会議室Ａ		会議室Ｂ		研修室	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
7年度	437	3,933	569	7,966	668	16,032

年　度	講師控室		多目的室		計	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
7年度	193	193	667	36,018	2,534	64,142

年　度	有料利用	
	利用回数	使用料
7年度	561	1,141,210

3　民生委員児童委員

民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。

民生委員はこの法に基づき、地域における社会福祉の増進を積極的に推進し、住民の多様化する福祉ニーズに応えるため、高齢者、障がい者、母子・父子、生活困窮者等が抱えている諸問題について、社会奉仕の精神の下、関係行政機関と協力し、相談、援助、指導などの活動をしています。

また、児童福祉に関する事項については、これを専門的に担当する主任児童委員と各地域を担当する児童委員（民生委員が兼ねる）とが一体となって活動しています。

⑴　民生委員児童委員定数、現員数、地区民生委員児童委員協議会数

単位：人、地区　　（令和８年４月１日現在）地域福祉課調

区　分	定　数	現員数			地区民児協数
		男　性	女　性	計	
民生委員児童委員	132	30	98	128	6
主任児童委員	12	0	12	12	

⑵　地区別民生委員児童委員数（現員数）

単位：人　　（令和８年４月１日現在）地域福祉課調

地区名		第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	計
大　字		相模が丘	小松原 ひばりが丘 東　原	栗　原 西栗原 栗原中央 南栗原 さがみ野	相武台 広野台 緑ケ丘 栗　原	入谷東 立野台 明　王	座　間 入谷西 新田宿 四ツ谷	
民生委員児童委員	人数	25	22	19	24	19	19	128
	男性	5	3	5	4	5	8	30
	女性	20	19	14	20	14	11	98
主任児童委員	人数	2	2	2	2	2	2	12
	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	2	2	2	2	2	2	12
計	**人数**	**27**	**24**	**21**	**26**	**21**	**21**	140
	男性	**5**	**3**	**5**	**4**	**5**	**8**	30
	女性	**22**	**21**	**16**	**22**	**16**	**13**	110

⑶　内容別相談・支援件数

単位：件　　地域福祉課調

年　度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険
3年度	88	32	55	23	44	141	7	3
4年度	110	33	37	26	34	42	29	1
5年度	108	46	67	25	46	69	28	0
6年度	53	29	66	19	44	76	4	5
7年度	**64**	**18**	**21**	**37**	**19**	**66**	**6**	**7**

年　度	仕　事	家族関係	住　居	生活環境	日常的な支援	その他	計
3年度	0	47	19	25	129	156	769
4年度	3	33	13	25	104	131	621
5年度	0	43	10	55	111	194	802
6年度	0	28	14	22	153	150	663
7年度	**2**	**15**	**14**	**53**	**95**	**125**	**542**

⑷　分野別相談・支援件数

単位：件　　地域福祉課調

年　度	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計
3年度	401	8	222	138	769
4年度	374	10	111	126	621
5年度	461	11	149	181	802
6年度	341	10	196	116	663
7年度	**284**	**8**	**165**	**85**	**542**

⑸　その他の活動件数

単位：件、回、日　　地域福祉課調

年　度	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務
3年度	1,090	1,353	3,471	4,906	245
4年度	261	1,942	4,075	5,845	225
5年度	247	2,553	4,322	5,905	196
6年度	219	2,252	4,619	5,977	195
7年度	**115**	**2,424**	**4,198**	**6,117**	**217**

年　度	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問回数	活動日数	１人１か月当たり平均活動日数
3年度	15	14,604	16,713	9.67
4年度	24	8,296	17,264	9.99
5年度	15	7,564	17,400	10.07
6年度	9	6,783	17,178	9.94
7年度	**13**	**4,327**	**17,068**	**9.88**

4　災害援護

⑴　災害弔慰金、災害障害見舞金

市内で５戸以上の家屋の滅失があった自然災害など内閣府告示に定める自然災害によって市民が死亡又は重度の障がいを受けた場合、次のとおり災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給します。

種　別	受給対象者	生計維持者	その他
災害弔慰金	遺　族	500 万円	250 万円
災害障害見舞金	障がいを受けた方	250 万円	125 万円

⑵　災害援護資金の貸付

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しのための資金を無利子もしくは低金利で長期（償還期間１０年、据置期間３年）に貸し付けます。

⑶　り災者見舞金

災害救助法が適用されない火災、風水害等による被災者に対して、「座間市り災者見舞金支給要綱」に基づき被災者を応急的に支援します。

単位：件、円　　地域福祉課調

年　度	一人世帯				二人以上の世帯			
	全焼・全壊・流失（1世帯当たり3万円）		半焼・半壊（1世帯当たり2万円）		全焼・全壊・流失（1世帯当たり5万円）		半焼・半壊（1世帯当たり3万円）	
	件　数	支給金額	件　数	支給金額	件　数	支給金額	件　数	支給金額
3年度	0	0	1	20,000	3	150,000	0	0
4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	0	0	0	0	1	50,000	0	0
6年度	2	60,000	0	0	1	50,000	0	0
7年度	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**

年　度	床上浸水等（1世帯当たり1万円）		計	
	件　数	支給金額	件　数	支給金額
3年度	0	0	4	170,000
4年度	0	0	0	0
5年度	1	10,000	2	60,000
6年度	1	10,000	4	120,000
7年度	**0**	**0**	**0**	**0**

５　戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護

⑴　戦没者遺族の援護

戦没者の遺族で恩給法の適用を受ける方には、公務扶助料等が支給されます。

ア　戦傷病者戦没者遺族援護法の適用を受ける方には、遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

イ　戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対しては特別弔慰金が支給されます。

⑵　本市における遺族援護施策

本市の戦没者は２５０余柱で、遺族と市関係者によって毎年度戦没者追悼式を行っています。また、戦没者遺族で組織する座間市遺族会の育成、指導を通じ、遺族の援護に寄与しています。

⑶　戦傷病者の援護

戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法による医療給付等があります。

⑷　旧軍人等の援護

旧軍人、軍属等であった方は、その期間中は公務員とみなされ、恩給法による普通恩給、一時恩給、一時金等が支給されています。

ア　普通恩給

実役年数と加算年数を合計して、下士官以下は１２年以上、准士官以上は１３年以上の方に普通恩給が、また、その方が死亡した場合、その遺族に普通扶助料が支給されます。

イ　一時恩給

引き続き実在職年が３年以上７年未満の旧軍人に一時恩給が、また、その遺族に一時扶助料が支給されます。

ウ　一時金

旧軍人としての実在職年が３年以上の方で、普通恩給、一時恩給のいずれも支給されない方又はその遺族に対し一時金が支給されます。

６　原爆被爆者援護

⑴　原爆被爆者援護手当

・　対　　象　　原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方

・　給付内容　　年額９，５００円

・　手続に必要な物　　原爆被爆者健康手帳

単位：人、円　　地域福祉課調

年　度	対象者数	支給金額
3年度	28	266,000
4年度	27	256,500
5年度	24	228,000
6年度	24	228,000
7年度	**22**	**209,000**

7　生活困窮者自立支援制度

近年、暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合ったケースが増えています。

そこで、複雑な課題を抱えるなど、自立に向けたサポートが必要な方に対して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備するため、平成２７年４月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートしています。

⑴　自立相談支援事業

・対　象　　就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

・内　容　　どのような支援が必要か、相談支援員が一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

単位：件、人　　地域福祉課調

年度	新規相談件数	プラン作成件数	就労決定者数	増収者数
3年度	784	245	100	4
4年度	426	74	61	1
5年度	430	111	38	10
6年度	484	136	39	16
7年度	**475**	**155**	**41**	**10**

⑵　住居確保給付金の支給

離職者の住宅確保及び就労支援のため、住居確保給付金を支給しています。

ア　対象者

支給申請時に次の要件を全て満たす方が対象となります。

①　離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのあること

②　申請時において、離職等の日から２年以内であること

③　離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと

④　申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること

⑤　申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×６（ただし、１００万円を超えないものとする。）以下であること

［資産要件］

⑥　公共職業安定所に求職を申し込み、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

⑦　国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６条に規定する暴力団員でないこと

イ　期間

原則３か月。一定の条件を満たした場合は、最大９か月。

ウ　支給額

賃貸住宅の家賃額。ただし、地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

単位：件、回、円　　地域福祉課調

年度	支給開始世帯数			支給回数	総支給額		
	単身世帯	複数世帯	合計		単身世帯	複数世帯	合計
3年度	108	63	171	1,119	24,639,500	20,330,100	44,969,600
4年度	51	41	92	791	15,926,000	15,849,600	31,775,600
5年度	14	15	29	261	4,397,700	6,777,100	11,174,800
6年度	8	3	11	67	1,591,000	983,400	2,574,400
7年度	**4**	**0**	**4**	**24**	**759,000**	**0**	**759,000**

⑶　子どもの学習・生活支援事業

学習支援事業について、平成３０年度から市社会福祉協議会へ事業を委託し、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの健全な育成を支援しています。令和５年度末で子どもの健全育成支援員の配置を終了（令和６年度は人員確保できず未実施）し、令和７年度より子どもの進路選択支援員を配置しています。

ア　子ども健全育成支援員

単位：人　　生活支援課調

年度	支援した子どもの属性				
	小学生	中学生	高校生	その他	合計
3年度	8	9	14	16	47
4年度	5	5	6	10	26
5年度	15	5	6	10	36

※令和５年度で終了

イ　子どもの進路選択支援員の支援の内容

①　進路選択に関する支援

②　学習・生活環境の改善に向けた支援

③　居場所への参加支援

④　関係機関との連絡調整

⑤　その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

単位：人　　生活支援課調

年度	支援した子どもの属性					
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他	合計
7年度	**17**	**16**	**6**	**12**	**1**	**47**

ウ　委託事業の内容

①　学習支援

②　学習支援に関する市民活動団体等の立ち上げ及び運営支援

単位：人　　地域福祉課調

年度	支援した子どもの属性				支援箇所数
	小学生	中学生	高校生	その他	合計
3年度	33	20	5	0	7
4年度	31	16	0	0	9
5年度	43	40	2	0	8
6年度	44	41	3	1	8
7年度	**65**	**50**	**5**	**0**	**7**

⑷　家計改善支援事業

平成２８年８月から、市社会福祉協議会へ委託し、家計改善支援事業を実施しています。

ア　対　象　自立相談支援事業において、家計改善支援が必要と認められたもの

イ　内　容

①　対象者との面談による家計診断

②　家計診断に基づく家計支援計画（プラン）の策定、提案

③　プランに沿った支援の提供及び進捗状況の把握

④　自立支援機関が行う支援調整会議への出席

単位：件　　地域福祉課調

年度	新規相談件数	プラン作成件数
3年度	83	37
4年度	50	52
5年度	33	29
6年度	27	23
7年度	**31**	**55**

８　成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。（厚生労働省ホームページより）

⑴　成年後見利用促進センター事業

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、一人で判断することに不安のある方々が、安心して暮らしていけるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核機関として、令和４年４月から座間市成年後見利用促進センターを設置（市社協に委託）しています。

ア　成年後見利用促進センターの機能

①　広　報　　成年後見制度等についてのパンフレット作成、配布、研修会の開催等普及び啓発

②　相　談　　成年後見制度利用についての相談を受け、必要な支援に繋げる

③　制度利用促進　　日常生活自立支援事業利用対象者の成年後見制度への移行に向けた支援や受任調整会議の開催等

④　後見人支援　　市民後見人や親族後見人等の支援

イ　相談件数

単位：件　　地域福祉課調

年　度	高齢者関係	精神・知的障がい者関係	その他	合計
4年度	435	222	1	658
5年度	786	400	7	1,193
6年度	477	155	26	658
7年度	**669**	**365**	**25**	**1,059**

※対象者の属性が重複している場合、高齢者、精神・知的障がい者、その他の優先順位で集計した実相談件数

ウ　市民後見人候補者数

単位：人　　地域福祉課調

年　度	人　数
4年度	6
5年度	9
6年度	8
7年度	**8**

※各年度末における座間市市民後見人候補者名簿登載者数

⑵　市長申立ての件数

判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者について、成年後見制度の申立てを行う親族がいないなどの場合、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、市が後見等開始の審判の申立てを行っています。

単位：件　　長寿支援課、障がい福祉課調

年　度	高齢者	精神・知的障がい者	合計
3年度	14	2	16
4年度	17	7	24
5年度	15	3	18
6年度	15	4	19
7年度	**19**	**7**	**26**

※各年度内に申立てを行った件数

⑶　成年後見制度の利用に係る費用の助成決定件数

成年後見人等に対する報酬や後見等開始の審判の申立て費用を負担することが困難な場合は、一定額の範囲内で不足する額を助成しています。

単位：件　　長寿支援課、障がい福祉課調

年　度	高齢者	精神・知的障がい者	合計
3年度	21	15	36
4年度	31	11	42
5年度	25	11	36
6年度	30	12	42
7年度	**41**	**15**	**56**

※各年度内に助成決定した件数

９　引取者のいない遺体の取扱い

住所、居所又は氏名が不詳の身元不明者で、引取者のいない死亡人について「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を実施しています。

また、身元は判明しているものの、引取者のいない死亡人については「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を実施しています。

⑴　行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく取扱人数

単位：人　　地域福祉課調

年　度	男　性	女　性	不　明	計
3年度	0	0	0	0
4年度	0	0	0	0
5年度	0	0	1	0
6年度	0	0	0	0
7年度	**0**	**0**	**0**	**0**

※行旅病人及行旅死亡人取扱法第１３条の実施年度を基準とする。

⑵　墓地、埋葬等に関する法律に基づく取扱人数

単位：人　　地域福祉課調

年　度	男　性	女　性	計
3年度	－	－	－
4年度	－	－	－
5年度	0	0	0
6年度	11	4	15
7年度	**10**	**1**	**11**

※令和５年度の組織改編に伴い、生活支援課から地域福祉課へ事務移管

※墓地、埋葬等に関する法律第９条に基づき、火葬を実施した人数

Ⅲ　生活保護

1　生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するための制度の一つとして制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護は国民の最低生活を保障するための最後の方法であり、保護を受ける前に、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることはもちろん、親族の援助や他の法律等による扶助を優先させ、利用し得る資産を活用してもなお最低生活が維持できない場合に適用されることとなります。

⑴　保護の種類と範囲

保護は、８種類の扶助に分けられます。

- 生活扶助　　衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 教育扶助　　義務教育に伴って必要な学用品、通学用品及び学校給食費
- 住宅扶助　　家賃及び住居の補修、その他住宅の維持に必要なもの
- 医療扶助　　診察、薬剤、治療材料及びその他治療並びに施術に必要なもの
- 介護扶助　　要介護者及び要支援者等への居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送
- 出産扶助　　分べんの介助、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料等、出産に必要なもの
- 生業扶助　　生業に必要な資金、器具又は資料。生業に就くために必要な技能習得費等、その他就労のために必要なもの。世帯の自立助長に効果的と認められる場合の高等学校等就学費
- 葬祭扶助　　検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、その他葬祭のために必要なもの

⑵　生活扶助基準の改定方式

保護費は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算定した最低生活費から収入を減じた額が支給されます。

生活扶助基準については、マーケット・バスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式を経て、現在は水準均衡方式で算定しています。

【水準均衡方式】

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえるとともに、前年度までの一般国民の消費水準と調整することにより、一般国民の消費水準の向上に即して基準を改定する方式。

2　保護の実施状況

⑴　被保護世帯・人員・保護率の推移

単位：人、世帯、％　　（各年４月１日現在）生活支援課調

年	管内人口	前年比	被保護世帯数	前年比	被保護人員	前年比	保護率（‰）
4年	131,976	100.96	1,917	103.79	2,393	101.96	18.13
5年	132,072	100.07	2,012	104.96	2,494	104.22	18.88
6年	131,863	99.84	2,024	100.60	2,502	100.32	18.97
7年	131,893	100.02	2,064	101.97	2,539	101.47	19.25
8年	**131,760**	**99.89**	**2,034**	**98.54**	**2,475**	**97.47**	**18.78**

※保護率＝被保護人員÷管内人口×1,000

⑵　世帯類型別構成比

単位：世帯、％　　（各年４月１日現在）生活支援課調

年	高齢者世帯				母子世帯		障がい者世帯			
	単　身		２人以上				単　身		２人以上	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
4年	886	46.4	92	4.8	71	3.7	183	9.6	25	1.3
5年	948	47.2	88	4.4	69	3.4	200	10.0	26	1.3
6年	943	46.6	87	4.3	68	3.4	224	11.0	24	1.2
7年	972	47.2	75	3.6	77	3.7	241	11.7	27	1.3
8年	**957**	**47.1**	**77**	**3.8**	**71**	**3.5**	**260**	**12.8**	**26**	**1.3**

年	傷病者世帯				その他世帯				計
	単　身		２人以上		単　身		２人以上		
		構成比		構成比		構成比		構成比	
4年	264	13.8	37	1.9	254	13.3	100	5.2	1,912
5年	247	12.3	35	1.7	278	13.8	119	5.9	2,010
6年	259	12.8	37	1.8	271	13.4	110	5.4	2,023
7年	**246**	**11.9**	**36**	**1.7**	**287**	**13.9**	**99**	**4.8**	**2,060**
8年	**251**	**12.3**	**32**	**1.6**	**265**	**13.0**	**95**	**4.7**	**2,034**

※停止を含まない被保護世帯数。

⑶　医療扶助人員・医療扶助率の推移

単位：人、％　　（各年４月１日現在）生活支援課調

年	被保護人員	医療扶助人員				医療扶助単給人員（再掲）	医療扶助率
		入院		入院外			
			前年比		前年比		
4年	2,393	100	100.0	2,151	103.1	46	94.1
5年	2,494	114	114.0	2,247	104.4	38	94.7
6年	2,502	107	93.9	2,273	100.3	38	94.3
7年	2,539	138	129.0	2,243	99.6	48	93.8
8年	**2,475**	**125**	**90.6**	**2,218**	**98.9**	**61**	**94.7**

※医療扶助率＝医療扶助人員（入院＋入院外）÷被保護人員×100

⑷　被保護世帯の稼働・非稼動の状況

単位：世帯、％　　（各年４月１日現在）生活支援課調

年	稼動世帯			非稼動世帯		
		構成比	前年比		構成比	前年比
4年	256	13.4	104.1	1,661	86.6	104.5
5年	296	14.7	115.6	1,714	85.3	103.2
6年	297	14.7	100.3	1,726	85.3	100.7
7年	305	14.8	102.8	1,755	85.2	101.7
8年	**332**	**16.3**	**108.9**	**1,702**	**83.7**	**97.0**

※停止を含まない被保護世帯数。

⑸　被保護世帯の開始・廃止の状況

単位：世帯　　生活支援課調

年　度	被保護の開始世帯数	被保護の廃止世帯数
3年度	292	230
4年度	363	270
5年度	319	304
6年度	357	323
7年度	**305**	**336**

⑹　保護開始時の世帯類型別世帯数

単位：世帯、％　　生活支援課調

年　度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい者世帯		その他世帯		計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
3年度	102	34.9	13	4.5	63	21.6	114	39.0	292
4年度	127	35.0	13	3.6	69	19.0	154	42.4	363
5年度	89	27.9	7	2.2	93	29.2	130	40.7	319
6年度	122	34.2	17	4.8	91	25.5	127	35.6	357
7年度	**106**	**34.5**	**17**	**5.5**	**84**	**27.4**	**100**	**32.6**	**307**

※構成比は小数点第２位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

⑺　扶助別人員と保護費の状況

単位：人、千円　　生活支援課調

年　度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費	
	延人員	金　額	延人員	金　額	延人員	金　額
3年度	25,830	1,292,596	25,582	792,272	1,260	10,356
4年度	26,598	1,339,590	26,434	825,376	1,136	9,860
5年度	27,247	1,358,270	27,034	854,263	1,114	9,925
6年度	27,410	1,366,256	27,164	861,749	1,197	10,855
7年度	**26,929**	**1,323,892**	**26,963**	**854,071**	**1,211**	**12,276**

年　度	介護扶助費		医療扶助費		出産扶助費	
	延人員	金　額	延人員	金　額	延人員	金　額
3年度	5,618	124,011	26,618	1,717,730	0	0
4年度	5,908	123,252	27,583	1,829,453	1	144
5年度	6,332	123,239	28,390	2,012,195	0	0
6年度	6,471	130,592	28,421	2,025,434	1	982
7年度	**6,477**	**136,092**	**28,276**	**2,115,833**	**1**	**465**

年　度	生業扶助費		葬祭扶助費		施設事務費	
	延人員	金　額	延人員	金　額	延人員	金　額
3年度	540	6,768	57	9,550	70	12,687
4年度	505	6,873	73	13,635	72	13,064
5年度	520	6,055	60	12,021	72	13,428
6年度	426	5,135	62	11,032	93	19,463
7年度	**369**	**5,992**	**52**	**9,684**	**112**	**25,315**

年　度	就労自立給付金		進学準備給付金		金　額　計
	件数	金　額	件数	金額	
3年度	17	747	3	300	3,967,017
4年度	23	1,252	1	100	4,162,595
5年度	33	1,534	5	500	4,391,434
6年度	37	1,658	5	600	4,433,760
7年度	**27**	**1,484**	**10**	**2,200**	**4,487,310**

Ⅳ　高齢者の福祉

1　高齢者の状況

⑴　高齢者人口の推移

本市における６５歳以上の高齢者人口は昭和６０年１０月には、５，４９１人で、総人口に占める割合は５．５％でしたが、令和８年４月には３５，０４４人で、総人口に占める割合は２６．６％になりました。

単位：人、％　　（各年４月１日現在）長寿支援課調

年	人口総数	65歳以上人口	構成比
4年	131,976	34,163	25.9
5年	132,072	34,334	26.0
6年	131,863	34,554	26.2
7年	131,893	34,817	26.4
8年	**131,760**	**35,044**	**26.6**

※①　「人口総数」については、国勢調査の確定値を基礎として、住民基本台帳法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものです。

②　「６５歳以上人口」については、住民基本台帳法及び戸籍法に定める届出によるもの。

⑵　ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数の推移

単位：人　　（各年４月１日現在）長寿支援課調

年	男　性	女　性	計
4年	153	629	782
5年	132	581	713
6年	110	526	636
7年	104	477	581
8年	**93**	**419**	**512**

２　生活支援サービス事業

福祉の向上と介護者の負担軽減のため、在宅福祉サービスを提供しています。

⑴　緊急通報システム事業

６５歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は６５歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方について、駆け付け体制の取れる事業者へ通報できる緊急通報機器や見守りのための空間センサーを設置しています。平成２７年４月から対象者を拡大し、７５歳以上の一人暮らしの方、８５歳以上の高齢者世帯の方も利用できるようになりました。

単位：世帯、千円　　長寿支援課調

年　度	利用世帯数	事業費
3年度	267	4,852
4年度	292	5,494
5年度	308	5,680
6年度	327	6,088
7年度	**322**	**5,952**

⑵　高齢者理髪・美容料助成事業

要介護４又は５で６５歳以上の高齢者に対して、理髪・美容出張助成券を年間４枚支給しています。

単位：人、枚、千円　　長寿支援課調

年　度	申請者数	利用枚数	事業費
3年度	55	100	570
4年度	61	105	599
5年度	50	91	519
6年度	44	78	445
7年度	**44**	**78**	**445**

⑶　寝具乾燥・丸洗いサービス事業

６５歳以上の寝たきり高齢者等の健康及び衛生の保持のため、日常使用している布団、毛布の乾燥（年３回）、丸洗い（年３回）を実施しています。

単位：人、回、千円　　長寿支援課調

年　度	利用者数	寝具乾燥回数	寝具丸洗い回数	事業費
3年度	20	22	36	249
4年度	19	19	38	262
5年度	18	16	26	217
6年度	21	22	33	297
7年度	**24**	**22**	**33**	**301**

⑷　家具転倒防止対策助成事業

６５歳以上の一人暮らし世帯又は６５歳以上の高齢者のみで構成される世帯、身体障害者手帳１級及び２級の障がい者だけの世帯等、自力では家具転倒防止の対策を実施することが困難な世帯を対象に、地震等の災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けています。

単位：世帯、台、千円　　長寿支援課調

年　度	世帯数	設置家具数	支給総額
3年度	2	8	7
4年度	1	4	4
5年度	3	10	12

※令和５年度で事業終了

⑸　救急医療情報キット配布事業

６５歳以上の方を対象に、身元や医療の情報を入れておくことができる救急医療情報キットを配布しています。キットには「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（写）」「持病」等の医療情報や、「診察券（写）」「健康保険証（写）」等の情報を入れ、自宅に保管しておくことで、救急時に備えます。

単位：本　　長寿支援課調

年　度	配付数	合計
3年度	188	5,025
4年度	66	5,091
5年度	125	5,216
6年度	136	5,352
7年度	**88**	**5,440**

⑹　おむつ等支給事業

６５歳以上の寝たきりの高齢者及び認知症高齢者を介護している家族に、おむつ等を支給しています。

単位：人、枚、千円　　長寿支援課調

年　度	利用者数	おむつ等支給数	事業費
3年度	232	38,338	2,114
4年度	47	17,241	927
5年度	35	14,771	877
6年度	22	10,335	697
7年度	**29**	**8,658**	**703**

⑺　介護手当支給事業

要介護４又は５で６５歳以上の非課税の高齢者を、基準日（申請日の属する月の３か月前の初日）まで１年以上介護保険サービスを利用せずに、継続して在宅で介護している非課税の介護者に、１０万円の介護手当を支給しました。

単位：人、千円　　長寿支援課調

年　度	対象者数	支給総額
3年度	0	0

※令和３年度で事業終了

⑻　配食サービス

おおむね６５歳以上の一人暮らしの方等を対象に、食の自立を支援するとともに、健康維持、安否確認のため、月曜日から金曜日までの夕食を届けるサービスを実施しました。

単位：人、食、千円　　長寿支援課調

年	利用者数	配食数	事業費
3年度	97	4,701	2,113

※令和３年６月３０日で事業終了

4　施設入所

⑴　老人ホーム

老人ホームにはおおむね６５歳以上の高齢者が入所できます。心身及びその置かれている環境の状況等により居宅で生活することが困難な方が入所する養護老人ホーム、寝たきりなどで常時介護を要する方が入所する特別養護老人ホームがあります。

老人福祉法の規定により、必要と認められる事情がある場合は、施設への入所の措置を実施しています。

ア　老人ホーム措置入所者の状況

単位：人　　長寿支援課調

年　度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		その他	計
		市　内	市　外		
3年度	2	3	0	0	5
4年度	1	1	1	0	3
5年度	1	2	0	0	3
6年度	1	1	1	0	3
7年度	**0**	**0**	**0**	**1**	**1**

イ　老人ホーム措置費の状況

単位：千円　　長寿支援課調

年　度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	その他
3年度	5,072	342	131
4年度	2,891	0	0
5年度	2,894	950	206
6年度	2,799	210	33
7年度	**0**	**0**	**5**

５　移動手段の確保

⑴　移送サービス

身体障がいのために歩行が困難な方又は寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院の時などに福祉車両による送迎サービスを実施しています。

・利用者の費用負担額

片道５㎞未満＝８００円、片道５㎞以上１０㎞未満＝１，０００円

片道１０㎞以上１５㎞未満＝１，２００円、片道１５㎞以上２０㎞未満＝１，４００円、片道２０㎞以上＝１，６００円

ア　利用回数

単位：回　　長寿支援課調

年　度	高齢者	障がい者
3年度	368	82
4年度	374	88
5年度	458	41
6年度	407	55
7年度	**394**	**54**

イ　利用内容

単位：回　　長寿支援課調

年　度	通　院	入退院	入退所	その他	計
3年度	431	15	0	4	450
4年度	437	15	5	5	462
5年度	483	14	2	0	499
6年度	442	4	8	8	462
7年度	**427**	**13**	**3**	**5**	**448**

６　生きがいづくり

⑴　老人クラブ

高齢者の社会活動や趣味、レクリエーションを通じて仲間づくりを進め、生きがいを高めています。また、各老人クラブの代表者によって市老人クラブ連合会が設置され、様々な行事が実施されています。

・体育祭

会員相互の交流および高齢者の健康増進を図るとともに、楽しいクラブ活動の活性化に努めることを目的として年１回開催しています。

・ゲートボール大会、ターゲットバードゴルフ大会

スポーツによる会員相互の交流の場として、開催しています。

・演芸会

踊りや歌など会員の演芸発表の場として、年１回開催しています。

・囲碁・将棋大会

囲碁、将棋を通して会員相互の交流を行っています。

・趣味の作品展

絵、書、短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、福祉月間中、市内公共施設で作品を展示しています。

単位：人、％、千円　　長寿支援課調

年　度	クラブ数	会員数	クラブ加入率	補助金額	連合会補助額
3年度	31	1,762	4.3	2,321	1,214
4年度	30	1,717	4.1	2,269	1,211
5年度	30	1,676	4.0	2,248	1,211
6年度	30	1,575	3.7	2,198	1,211
7年度	**30**	**1,492**	**3.4**	**2,122**	**1,211**

※クラブ加入率＝会員数÷各年度４月１日現在６０歳以上人口

⑵　老人憩いの家

高齢者の社会活動、生きがい活動の拠点として、市内７か所に老人憩いの家を設置し、教育の向上、レクリエーション等に幅広く活用されています。

単位：人　　長寿支援課調

年　度	利用者延べ人数							
	相模が丘	ひばりが丘	立野台	相武台	栗　原	座　間	入　谷	計
3年度	1,345	1,996	1,911	1,516	941	1,060	2,498	11,267
4年度	1,808	2,715	2,698	2,178	1,686	1,001	3,416	15,502
5年度	2,047	2,809	3,403	2,828	2,243	1,000	3,888	18,218
6年度	1,925	2,729	3,006	3,101	2,341	1,040	4,207	18,349
7年度	**2,121**	**2,576**	**3,410**	**3,103**	**2,400**	**1,070**	**4,166**	**18,846**

⑶　敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いし、９月１５日現在で市内に継続して３か月以上居住している対象者の方に敬老祝金等を支給しています。

※支給内容の変更経緯

・平成１１年度以前：７７歳、８０歳、８８歳、９０歳、９５歳、９９歳、１００歳以上を対象。
・平成１２年度以降：７７歳、８８歳、９９歳、１００歳以上を対象に変更。
・平成１４年度以降：８８歳の支給額を２万円から１万円に変更。
・平成１６年度以降：９９歳の支給額を５万円から３万円に、１００歳以上の支給額を１０万円から５万円に変更。
・平成１８年度以降：８８歳の支給額を１万円から８千円に変更。
・平成１９年度以降：７７歳の祝金を祝品に変更。
・平成２２年度以降：８８歳、９９歳、１００歳以上を対象に変更。８８歳の祝金を祝品に変更。
・平成２３年度以降：１０１歳以上を３万円に変更。
・平成２９年度以降：９９歳を対象から除外。１００歳を３万円に変更。１０１歳以上を１万円に変更。

ア　支給状況

単位：人、円　　長寿支援課調

年　度	対象者数	祝金金額	支給総額
3年度	48	10,000、30,000	820,000
4年度	43	10,000、30,000	690,000
5年度	42	10,000、30,000	740,000
6年度	45	10,000、30,000	770,000

イ　贈呈人数

単位：人、円　　（令和６年度）長寿支援課調

対象年齢	88歳	100歳	101歳以上
金　額	祝品	30,000	10,000
贈呈人数	**617**	**16**	**29**

※令和６年度で事業終了

⑷　いきいき高齢者応援事業

日頃から健康に配慮し、介護予防に取り組んでいる高齢者の健康意識の増進に寄与するため、次の要件を満たす方に賞品を授与しています。

ア　満９０歳以上の方

イ　座間市に５年以上居住されている方

ウ　介護保険料の滞納がない方

エ　長期の入院をしていない方

オ　身の回りのことを自身で行っている方

カ　満８５歳となった日以降から座間市の介護保険サービスを５年、１０年又は１５年利用していない方

単位：人、千円　　長寿支援課調

年　度	金賞	銀賞	銅賞	支給総額
3年度	0	9	107	268
4年度	1	14	92	274
5年度	1	16	117	345

※令和５年度で事業終了

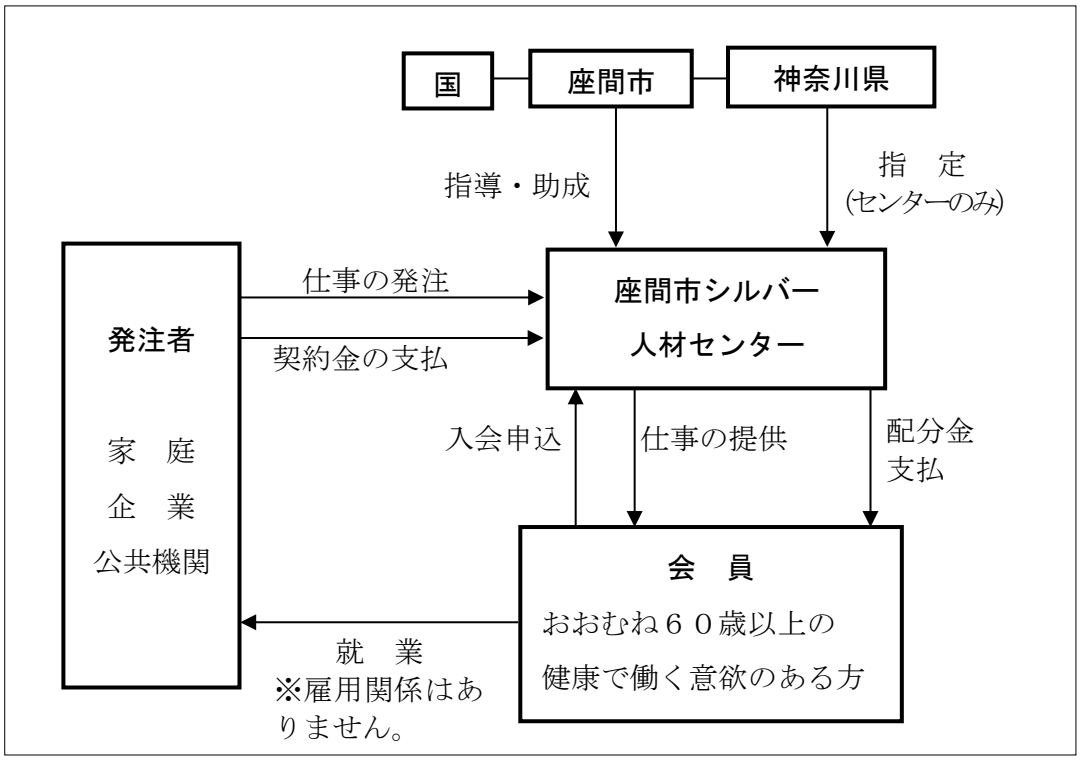
7　就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事から指定を受けている法人です。地域社会と連携し、高齢者の知識と経験、能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、会員に仕事を提供することを通じて、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、活力に満ちた地域社会の実現に貢献しています。

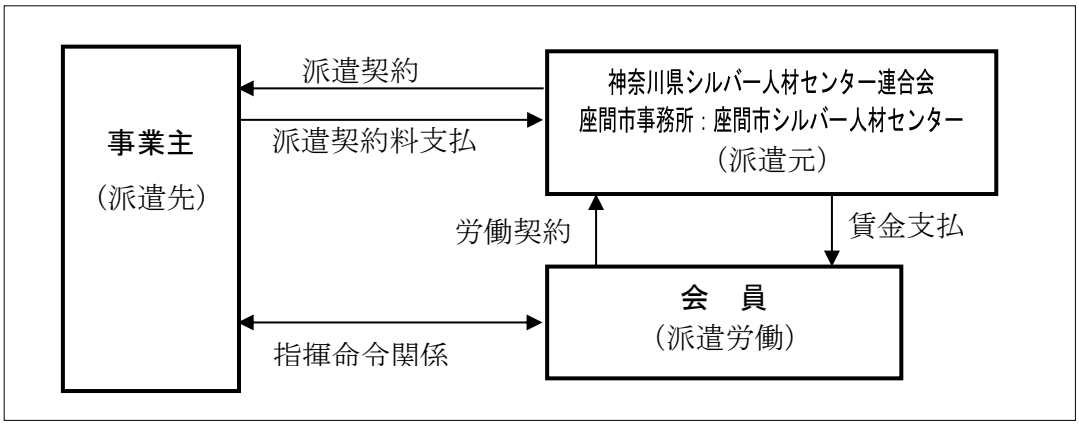
公益社団法人座間市シルバー人材センターは、昭和５４年５月に座間市高齢者事業団として発足し、平成２年４月の法人化により現在に至っています。

⑴　シルバー人材センターの仕組み

ア　請負、委任による就業提供



イ　一般労働者派遣事業



⑵　会員数の推移

単位：人　　（各年度末現在）長寿支援課調

年	男　性	女　性	計
3年度	503	164	667
4年度	502	166	668
5年度	494	172	666
6年度	497	182	679
7年度	**492**	**178**	**670**

⑶　事業実績の推移

単位：件、人、円　　長寿支援課調

年　度	受託件数			就業延べ実人員		
	公　共	民　間	計	公　共	民　間	計
3年度	395	3,183	3,578	2,614	8,899	11,615
4年度	358	3,204	3,562	2,594	8,773	11,367
5年度	349	3,300	3,649	2,478	9,003	11,481
6年度	197	3,361	3,558	1,866	8,949	10,815
7年度	**155**	**3,168**	**3,323**	**1,838**	**8,209**	**10,047**

年　度	就業延べ人員			契約金額		
	公　共	民　間	計	公　共	民　間	計
3年度	18,411	28,704	47,115	106,735,954	131,638,277	238,374,231
4年度	17,373	29,396	46,769	106,014,385	133,313,602	239,327,987
5年度	17,051	29,085	46,136	114,301,728	143,139,130	257,440,858
6年度	12,290	32,786	45,076	88,780,112	163,604,180	252,384,292
7年度	12,440	32,487	44,927	83,445,175	166,750,398	250,195,573

8　地域包括支援センター運営事業

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、市内に６か所の地域包括支援センターを設置しています。

○　相談件数の推移

単位：件　　長寿支援課調

年　度	相模が丘地域包括支援センター	ひばりが丘地域包括支援センター	栗原地域包括支援センター	相武台地域包括支援センター	立野台地域包括支援センター	新田宿地域包括支援センター	計
3年度	4,388	6,251	9,538	7,623	11,013	13,135	51,948
4年度	5,334	6,628	11,682	4,383	12,132	12,772	52,931
5年度	5,767	4,819	9,806	4,425	12,727	10,916	48,855
6年度	6,431	7,201	12,765	3,561	10,753	12,121	52,832
7年度	**5,777**	**6,310**	**13,164**	**1,898**	**12,260**	**8,563**	**48,172**

９　介護予防事業（地域支援事業）

⑴　介護予防教室（脳いきいき運動講座、いきいきシニア運動教室　等）

認知機能低下を予防するための座学と有酸素運動、コグニサイズ、筋力運動、ストレッチ運動及び認知機能測定を取り入れた教室です。

単位：回、人　　長寿支援課調

年　度	実施回数	延べ参加者数
3年度	28	346
4年度	15	106
5年度	15	106
6年度	15	129
7年度	**15**	**138**

⑵　介護予防教室（関節らくらく水中ウオーキング教室）

水中ウオーキングや水中エクササイズ等を実施します。歩行・転倒予防に必要な足腰の筋力やバランス感覚を養います。

単位：人、千円　　長寿支援課調

年　度	実施回数	延べ参加者数
3年度	10	135

※令和３年度で事業終了。

⑶　介護予防教室（つきいち教室）

介護予防の観点（特に運動機能向上、閉じこもり予防）から、筋力トレーニング、ストレッチ運動、コグニサイズ、レクリエーション等を実施します。

単位：回、人　　長寿支援課調

年　度	実施回数	延べ参加者数
3年度	192	1,760
4年度	54	1,064
5年度	54	884
6年度	54	935
7年度	**48**	**1,269**

⑷　介護予防講演会

介護予防の観点から座学の講演会を実施しています。

単位：回、人　　長寿支援課調

年　度	実施回数	延べ参加者数
3年度	15	430
4年度	16	370
5年度	11	410
6年度	11	429
7年度	**10**	**273**

⑸　家族介護教室

高齢者を介護している介護者及び家族を対象に、介護技術や介護者の健康についての教室を開催しています。

単位：回、人　　長寿支援課調

年　度	実施回数	延べ参加者数
3年度	4	86
4年度	4	121
5年度	5	139
6年度	4	157
7年度	**4**	**115**

１０　介護保険事業

高齢化の進行に伴い、介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などのため、介護を社会的に支える制度として「介護保険制度」が平成１２年４月に開始しました。

⑴　被保険者数

介護保険における被保険者は、第１号被保険者（６５歳以上）と第２号被保険者（４０～６４歳）に分けられます。

単位：人　　（各年度末現在）介護保険課調

年　度	第１号被保険者	第２号被保険者	計
3年度	34,176	48,172	82,348
4年度	34,326	48,407	82,733
5年度	34,528	48,469	82,997
6年度	34,804	48,494	83,298
7年度	**35,040**	**48,382**	**83,422**

⑵　要介護認定者数

介護保険制度では、何らかの介護を必要とする高齢者を「要介護（要支援）者」といい、その人の状態に応じて「要支援１・２」から「要介護１～５」までのいずれかに区分し、その状態に応じた介護サービスが受けられます。

単位：人　　（各年度末現在）介護保険課、長寿支援課調

年　度	事業対象者	要支援		要介護					計
		要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	
3年度	86	804	850	1,119	1,157	819	651	463	5,863
4年度	88	854	799	1,193	1,183	854	721	491	6,095
5年度	90	926	862	1,254	1,181	914	708	495	6,340
6年度	90	998	883	1,318	1,248	901	711	500	6,559
7年度	**92**	**971**	**917**	**1,378**	**1,313**	**895**	**792**	**519**	**6,785**

※計には事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下があると判定された方）を含みません。

⑶　第１号被保険者（６５歳以上）所得段階別被保険者数

単位：人　　（各年当初賦課月現在）介護保険課調

年	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
4年	5,226	2,617	2,805	4,333	4,618	4,160	5,562
5年	5,304	2,721	2,927	4,201	4,563	4,233	5,465
6年	5,236	2,771	2,839	3,956	4,673	3,578	5,903
7年	5,085	2,810	2,791	3,788	4,796	3,492	6,062
8年	**5,032**	**2,719**	**2,800**	**3,703**	**4,880**	**3,341**	**6,209**

年	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
4年	2,582	861	517	247	154	101	84
5年	2,712	866	522	233	172	92	69
6年	2,900	1,224	566	288	160	82	81
7年	3,067	1,362	638	288	166	94	90
8年	**3,229**	**1,442**	**695**	**338**	**166**	**91**	**103**

年	第15段階	第16段階	第17段階	第18段階	第19段階	第20段階	計
4年	70	345	－	－	－	－	34,282
5年	61	346	－	－	－	－	34,487
6年	50	52	34	39	31	196	34,659
7年	67	49	45	39	25	236	34,990
8年	**67**	**55**	**34**	**40**	**44**	**240**	**35,228**

※①　平成２７年度から段階を１６段階とし、合計所得金額を変更。第１段階については、低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、負担割合を０．０５軽減。非課税世帯者：第１～第３段階　課税世帯内の非課税者：第４～第５段階　課税者：第６段階以上

②　平成３０年度から第７段階と第８段階の合計所得金額を変更。

③　平成３１年度から低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、第１～第３段階の負担割合を変更。第１段階：０．１２５軽減。第２段階：０．１１軽減。第３段階：０．０２５軽減。

④　令和２年度から低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、第１～第３段階の負担割合を変更。第１段階：０．２軽減。第２段階：０．２２軽減。第３段階：０．０５軽減。

⑤　令和３年度から第７段階から第９段階の合計所得金額を変更。

⑥　令和６年度から段階を２０段階とし、調整率及び合計所得金額を変更。低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、第１～第３段階の負担割合を変更。第１段階：０．１７軽減。第２段階：０．２軽減。第３段階：０．００５軽減。

⑷ 介護保険サービス利用実績

介護保険課、長寿支援課調

年　度	訪問介護 (回)	訪問入浴介護 (回)	訪問看護 (回)	訪問リハビリテーション (回)	通所介護（地域密着型含む) (回)	通所リハビリテーション (回)	短期入所生活介護 (日)	短期入所療養介護（老健) (日)
3年度	175,375	5,900	53,979	5,964	154,843	15,953	40,465	899
4年度	181,483	5,503	58,671	5,705	155,486	16,516	37,655	1,248
5年度	196,574	5,365	65,105	6,987	163,481	16,334	35,737	1,471
6年度	209,090	4,868	67,008	7,301	179,375	16,091	32,102	1,561
7年度	**214,524**	**4,916**	**71,220**	**8,100**	**189,846**	**17,281**	**31,264**	**987**

年　度	居宅療養管理指導 (件)	居宅介護支援 (件)	認知症対応型共同生活介護 (件)	特定施設入居者生活介護 (件)	特定施設入居者生活介護（短期) (件)	特定福祉用具購入 (件)	福祉用具貸与 (件)	住宅改修 (件)
3年度	26,715	30,908	1,226	3,212	80	263	21,655	241
4年度	30,103	32,661	1,425	3,541	56	259	23,020	211
5年度	42,623	33,450	1,487	3,655	54	263	23,708	186
6年度	47,185	34,966	1,466	4,014	54	259	24,977	216
7年度	**52,296**	**36,814**	**1,557**	**4,360**	**1**	**349**	**26,784**	**231**

年　度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (件)	認知症対応型通所介護 (回)	小規模多機能型居宅介護 (件)	複合型サービス看護小規模多機能型 (件)	介護老人福祉施設 (件)	介護老人保健施設 (件)	介護療養型医療施設※R6年3月末廃止 (件)	介護医療院 (件)
3年度	127	0	603	175	6,345	2,042	100	155
4年度	162	174	527	165	6,233	1,902	48	293
5年度	189	79	525	166	6,652	1,994	58	353
6年度	79	1	486	62	6,861	2,219	－	412
7年度	**78**	**96**	**393**	**32**	**6,451**	**2,264**	**－**	**448**

年　度	介護予防訪問入浴介護 (回)	介護予防訪問看護 (回)	介護予防訪問リハビリテーション (回)	介護予防通所リハビリテーション (件)	介護予防短期入所生活介護 (日)	介護予防短期入所療養介護（老健) (日)
3年度	1	7,231	1,820	898	178	0
4年度	3	6,792	2,379	855	253	0
5年度	0	8,183	2,506	758	285	0
6年度	0	8,614	2,823	762	326	0
7年度	**4**	**9,733**	**2,676**	**1,164**	**252**	**0**

年　度	介護予防居宅療養管理指導（件）	介護予防支援（件）	介護予防認知症対応型通所介護（回）	介護予防認知症対応型共同生活介護（件）	介護予防小規模多機能型居宅介護（件）	介護予防特定施設入居者生活介護（件）	特定介護予防福祉用具購入（件）	介護予防福祉用具貸与（件）
3年度	1,669	7,466	0	0	22	459	106	5,835
4年度	1,785	7,580	8	0	6	381	74	5,972
5年度	1,897	8,235	0	0	0	409	68	6,415
6年度	2,164	9,137	0	8	0	378	121	7,090
7年度	**2,553**	**9,786**	**0**	**12**	**0**	**441**	**134**	**7,586**

年　度	住宅改修(介護予防)（件）	第一号訪問介護（件）	訪問型サービスA（回）	第一号通所介護（件）	介護予防ケアマネジメント（件）
3年度	129	3,587	977	5,396	4,609
4年度	119	3,373	1,180	5,767	4,740
5年度	144	3,286	1,459	6,186	4,977
6年度	179	3,413	1,832	6,772	5,402
7年度	**186**	**3,389**	**1,852**	**6,926**	**5,308**

※介護サービス利用月の３月から翌年２月までの実績。

１１　介護人材育成事業

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスＡ従事者養成研修及び地域の担い手を養成する研修を実施しています。

単位：回、人　　長寿支援課調

年　度	実施回数	訪問型サービスＡ従事者養成研修の参加人数
3年度	3	34
4年度	2	18
5年度	2	15
6年度	2	17
7年度	**2**	**15**

Ⅴ　障がい者の福祉

1　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

⑴　障がい別身体障害者手帳交付状況

単位：人　　（各年度末現在）障がい福祉課調

年　度	視　覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
3年度	3	228	231	7	314	321	0	43	43
4年度	2	243	245	4	347	351	4	41	45
5年度	2	251	253	6	352	358	0	45	45
6年度	2	243	245	7	358	365	0	40	40
7年度	**2**	**258**	**260**	**5**	**356**	**361**	**0**	**39**	**39**

年　度	肢体不自由			内　部			合　計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
3年度	33	1,739	1,772	11	1,305	1,316	54	3,629	3,683
4年度	34	1,704	1,738	12	1,342	1,354	59	3,674	3,733
5年度	35	1,643	1,678	13	1,329	1,342	56	3,620	3,676
6年度	30	1,645	1,675	9	1,312	1,321	48	3,598	3,646
7年度	**28**	**1,646**	**1,674**	**6**	**1,357**	**1,363**	**41**	**3,656**	**3,697**

⑵　障がい等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人　　（令和８年３月31日現在）障がい福祉課調

等　級	視　覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
１級	1	53	54	0	3	3	0	0	0
２級	1	98	99	1	80	81	0	0	0
３級	0	25	25	2	32	34	0	22	22
４級	0	16	16	0	95	95	0	17	17
５級	0	50	50	0	1	1	0	0	0
６級	0	16	16	2	145	147	0	0	0
計	**2**	**258**	**260**	**5**	**356**	**361**	**0**	**39**	**39**

等　級	肢体不自由			内　部			合　計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
１級	11	198	209	3	853	856	15	1,107	1,122
２級	8	361	369	0	14	14	10	553	563
３級	6	347	353	3	153	156	11	579	590
４級	3	507	510	0	336	336	3	971	974
５級	0	163	163	0	1	1	0	215	215
６級	0	70	70	0	0	0	2	231	233
計	**28**	**1,646**	**1,674**	**6**	**1,357**	**1,363**	**41**	**3,656**	**3,697**

⑶　身体障害者手帳新規交付状況

単位：人　　（令和８年３月31日現在）障がい福祉課調

等　級	視　覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内　部	計
１級	4	0	0	17	84	105
２級	9	0	0	27	0	36
３級	4	1	2	10	10	27
４級	2	7	0	15	28	52
５級	6	0	0	3	0	9
６級	0	17	0	3	0	20
計	**25**	**25**	**2**	**75**	**122**	**249**

⑷　療育手帳の交付状況

単位：人　　（各年度末現在）障がい福祉課調

年　度	最重度			重　度			中　度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
3年度	38	134	172	55	127	182	80	202	282
4年度	37	143	180	48	139	187	83	209	292
5年度	35	150	185	48	152	200	90	234	324
6年度	36	152	188	46	155	201	84	239	323
7年度	**38**	**159**	**197**	**58**	**165**	**223**	**87**	**249**	**336**

年　度	軽　度			計		
	児	者	計	児	者	計
3年度	260	299	559	433	762	1,195
4年度	263	329	592	431	820	1,251
5年度	269	365	634	442	901	1,343
6年度	277	386	663	443	932	1,375
7年度	**291**	**418**	**709**	**474**	**991**	**1,465**

⑸　精神障害者保健福祉手帳の交付状況

単位：人　　（各年度末現在）障がい福祉課調

年　度	１級	２級	３級	計
3年度	110	976	456	1,542
4年度	127	1,062	494	1,683
5年度	137	1,144	520	1,801
6年度	128	1,175	577	1,880
7年度	**140**	**1,205**	**629**	**1,974**

２　医　療

⑴　更生医療の給付

１８歳以上で身体障害者手帳を所持している方が、障がいの除去又は障がいの程度を軽くすることを目的とした必要な医療の給付をしています。原則として医療費の１割が自己負担になります。

単位：人、件、円　　障がい福祉課調

年　度	内　部			腎臓（内部の内数）		
	人　数	件　数	金　額	人　数	件　数	金　額
3年度	154	2,184	200,480,944	124	1,995	191,887,410
4年度	197	2,325	199,304,014	164	2,014	172,317,372
5年度	204	2,621	208,159,117	165	2,410	194,540,679
6年度	198	2,899	200,740,142	165	2,688	189,563,368
7年度	**264**	**3,154**	**207,375,117**	**221**	**2,903**	**189,810,737**

年　度	視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体			合　計		
	人　数	件　数	金　額	人　数	件　数	金　額
3年度	2	3	161,392	156	2,187	200,642,336
4年度	0	0	0	197	2,325	199,304,014
5年度	0	0	0	204	2,621	208,159,117
6年度	1	1	95,490	199	2,916	200,971,420
7年度	**1**	**9**	**50,460**	**265**	**3,163**	**207,425,577**

⑵　育成医療費の給付

育成医療については、平成２５年度から神奈川県からの権限移譲により、市で給付しています。

単位：人、件、円　　障がい福祉課調

年　度	人　数	件　数	金　額
3年度	1	1	33,950
4年度	1	1	33,950
5年度	0	0	0
6年度	0	0	0
7年度	**0**	**0**	**0**

⑶　更生医療育成医療費自己負担金助成

更生医療育成医療費については一部自己負担が掛かりますが、市ではこの自己負担について助成しています。

単位：人、件、円　　障がい福祉課調

年　度	人　数	件　数	金　額
3年度	41	369	1,892,740
4年度	45	455	2,777,970
5年度	58	574	3,323,550
6年度	60	504	3,057,340
7年度	**47**	**390**	**2,474,350**

⑷　精神科通院医療費公費負担制度

精神科通院医療費の自己負担を軽減する制度です。

単位：件　　障がい福祉課調

年　度	利用件数
3年度	2,568
4年度	2,810
5年度	2,917
6年度	2,967
7年度	**2,957**

３　手　当

⑴　障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする２０歳未満の在宅障がい児に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人　　障がい福祉課調

年　度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
3年度	14,880	700	58	10,416,000
4年度	14,850	631	53	9,373,710
5年度	15,220	571	48	8,655,100
6年度	15,690	514	43	8,021,890
7年度	**16,100**	**473**	**39**	**7,581,680**

⑵　特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の在宅障がい者に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人　　障がい福祉課調

年　度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
3年度	27,350	775	65	21,196,250
4年度	27,300	797	66	21,764,950
5年度	27,980	888	74	24,750,360
6年度	28,840	944	79	27,094,240
7年度	**29,590**	**979**	**82**	**28,847,110**

⑶　経過的福祉手当

昭和６１年４月１日の年金制度改正に伴う法改正の際、従来の福祉手当の受給資格者のうち２０歳以上で特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方について、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人　　障がい福祉課調

年　度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
3年度	14,880	12	1	178,560
4年度	14,850	6	1	89,160
5年度	15,220	0	0	0
6年度	15,690	6	1	94,140
7年度	**16,100**	**6**	**1**	**95,780**

⑷　神奈川県在宅重度障害者等手当

８月１日現在で、６か月以上県内に居住している重複重度障がい者等に対し、神奈川県から支給されます。新規手帳取得で６５歳以上の方は該当しません。既に療育手帳を取得されている方は該当します。

ア　受給対象者

要　件（いずれかに該当する方）	年支給額
身体障害者手帳１・２級で、かつ療育手帳Ａ１・２、Ｂ１の方	60,000円
身体障害者手帳１・２級で、かつ知能指数５０以下の方	
身体障害者手帳１・２級で、かつ精神障害者保健福祉手帳１級の方	
精神障害者保健福祉手帳１級で、かつ療育手帳Ａ１・２の方	
精神障害者保健福祉手帳１級で、かつ知能指数３５以下の方	
身体障害者手帳３級で、精神障害者保健福祉手帳１級、かつ療育手帳Ｂ１又は知能指数５０以下の方	
特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方	

イ　受給者数

単位：人　　障がい福祉課調

年　度	受給者数
3年度	130
4年度	123
5年度	119
6年度	125
7年度	**130**

⑸　座間市心身障害者手当

心身障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、年１回支給しています。

４月１日時点で障がい等級、年齢、所得（課税）状況、他手当の受給状況、施設に入所しているか否か、市内に１年以上居住しているかについての要件を満たす方が対象となります。

ア　支給基準

身障手帳	療育手帳	精神手帳	年　額
１・２級	Ａ１・２	１級	15,000円

イ　支給状況

単位：人、円　　障がい福祉課調

年　度	身障手帳		療育手帳		精神手帳	
	１・２級		Ａ１・２		１級	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
3年度	29	435,000	15	225,000	13	195,000
4年度	26	390,000	14	210,000	9	135,000
5年度	27	405,000	10	150,000	10	150,000
6年度	28	420,000	10	150,000	13	195,000
7年度	**27**	**405,000**	**11**	**165,000**	**10**	**150,000**

⑹　重度障害者介護手当

日常生活動作が自立していない在宅の重度障がい者（身体障害者手帳１・２級又は療育手帳Ａ１・Ａ２を所持している方及び重度知的障がいと判定された方）を常時介護している方に対して年額１０万円を支給しています。

単位：人、円　　障がい福祉課調

年　度	受給者数	支給総額
3年度	0	0
4年度	0	0
5年度	0	0
6年度	0	0
7年度	**0**	**0**

⑺　心身障害者扶養共済

心身障がい児・者（知的障がい、身体障害者手帳１～３級を所持する方、精神障がい）を扶養している方が加入し掛金を納付した場合、加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき心身障がい児者に年金を支給しています。１口加入で月額２万円、２口加入で月額４万円支給されます。

4　日常生活の支援

⑴　補装具の交付・修理

身体障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し補うために用いられる用具の交付及び修理を実施しています。

ア　身体障がい者補装具の交付・修理状況

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	交　付			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
3年度	100	14,096,177	385,348	14,481,525
4年度	105	9,855,793	501,222	10,357,015
5年度	82	7,911,124	280,461	8,191,585
6年度	87	10,596,666	298,249	10,894,915
7年度	**77**	**12,647,601**	**314,572**	**12,962,173**

年　度	修　理			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
3年度	90	4,636,829	190,446	4,827,275
4年度	64	2,745,216	68,351	2,813,567
5年度	70	3,779,556	171,131	3,950,687
6年度	76	4,702,126	174,313	4,876,439
7年度	**67**	**3,290,265**	**141,861**	**3,432,126**

年　度	合　計			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
3年度	190	18,733,006	575,794	19,308,800
4年度	169	12,601,009	569,573	13,170,582
5年度	152	11,690,680	451,592	12,142,272
6年度	163	15,298,792	472,562	15,771,354
7年度	**144**	**15,937,866**	**456,433**	**16,394,299**

イ　身体障がい者補装具種別件数

単位：件、円　　（令和７年度）障がい福祉課調

種　別	交　付			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
義　肢	5	2,935,374	45,717	2,981,091
装　具	14	1,130,435	36,230	2,179,866
義　眼	1	184,228	0	184,228
盲人安全つえ	12	71,453	11,040	82,493
補聴器	28	1,931,946	114,480	2,046,426
車いす	11	3,945,825	66,985	4,012,810
電動車いす	2	1,233,591	37,200	1,270,791
歩行器	2	19,828	990	20,818
歩行補助つえ	2	25,122	2,920	28,042
姿勢保持装置	2	1,189,627	0	1,189,627
合　計	**77**	**12,647,601**	**314,572**	**12,962,173**

種　別	修　理			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
義　肢	5	629,494	58,189	687,683
装　具	12	341,923	5,529	347,452
補聴器	6	163,755	6,852	170,607
車いす	36	1,937,631	70,062	2,007,693
電動車いす	7	164,233	1,229	165,462
姿勢保持装置	1	53,229	0	53,229
合　計	**67**	**3,290,265**	**141,861**	**3,432,126**

ウ　身体障がい児補装具の交付・修理状況

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	交　付			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
3年度	26	6,439,775	369,996	6,809,771
4年度	21	4,555,248	294,839	4,850,087
5年度	14	2,710,858	170,623	2,881,481
6年度	27	7,862,975	429,547	8,292,522
7年度	**19**	**5,815,055**	**281,913**	**6,096,968**

年　度	修　理			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
3年度	9	751,232	60,302	811,534
4年度	10	322,550	20,486	343,036
5年度	14	1,541,867	97,684	1,639,551
6年度	9	827,016	78,596	905,612
7年度	**7**	**262,303**	**17,855**	**280,158**

年　度	合　計			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
3年度	35	7,191,007	430,298	7,621,305
4年度	31	4,877,798	315,325	5,193,123
5年度	28	4,252,725	268,307	4,521,032
6年度	36	8,689,991	508,143	9,198,134
7年度	**26**	**6,077,358**	**299,768**	**6,377,126**

エ　身体障がい児補装具種別件数

単位：件、円　　（令和７年度）障がい福祉課調

種　別	交　付			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
装　具	6	1,020,729	98,525	1,119,254
義　肢	2	789,024	64,792	853,816
車いす	5	2,279,464	61,672	2,341,136
座位保持いす	1	82,097	0	82,097
座位保持装置	4	1,547,261	46,204	1,593,465
歩行器	1	96,480	10,720	107,200
合　計	**19**	**5,815,055**	**281,913**	**6,096,968**

種　別	修　理			
	件　数	金　額		
		公費負担	自己負担	計
義　肢	1	94,446	10,494	104,940
装　具	1	8,300	922	9,222
補聴器	1	18,126	2,014	20,140
車いす	4	141,431	4,425	145,856
合　計	**7**	**262,303**	**17,855**	**280,158**

⑵　重度障がい者住宅設備改良費助成状況

玄関、浴室、便所等の設備の改造工事を行う費用について、８０万円を限度として助成しています。所得により制限があります。

・対　象　　①　身体障害者手帳１・２級

②　療育手帳Ａ１・Ａ２、知能指数３５以下

③　視覚、下肢、体幹で身体障害者手帳３級かつ療育手帳Ｂ１又は知能指数５０以下

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	助成件数	助成額
3年度	9	4,643,403
4年度	0	0
5年度	5	2,863,938
6年度	4	2,486,707
7年度	**6**	**2,010,074**

⑶　障害者施設通所交通費の助成（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の障害福祉サービスを提供する施設又は地域活動支援センターⅢ型に通所している方の交通費を助成しています。

ア　助成の内容

・交通機関利用の場合　①　３か月の定期乗車券の額の２分の１を上限とし、運賃の２分の１の額に通所日数を乗じた額を助成（身体・知的障がい者）

②　３か月の定期乗車券の額を上限とし、運賃に通所日数を乗じた額を助成（精神障がい者）

・自家用車利用の場合　通所に要するガソリン代（身体・知的障がい者）

（片道）　５㎞未満　月額　２，０００円

５～１０㎞　月額　３，０００円

１０㎞以上　月額　５，０００円

イ　助成状況

単位：人、円　　障がい福祉課調

年　度	人　数	金　額
3年度	324	13,566,237
4年度	345	14,270,718
5年度	348	16,721,427
6年度	385	17,212,395
7年度	**383**	**14,970,280**

⑷　居宅介護等事業（身体介護、家事援助、通院介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者の地域生活を支える身体介護や家事等、居宅生活全般にわたる援助及び外出支援の移動介護を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	2,083	266,641,713
4年度	2,134	270,794,295
5年度	2,193	248,929,654
6年度	2,623	301,568,581
7年度	**2,901**	**377,070,275**

⑸　精神保健福祉に関する相談、訪問

単位：件　　障がい福祉課調

年　度	面　接	電　話	訪　問
3年度	133	211	34
4年度	107	200	15
5年度	106	165	6
6年度	160	432	13
7年度	**142**	**349**	**3**

⑹　児童発達支援等事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

障がい児が、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	9,350	508,893,981
4年度	10,659	586,094,905
5年度	11,401	655,449,820
6年度	12,105	756,350,846
7年度	**12,626**	**860,133,115**

⑺　短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者を介護する者や保護者の疾病、その他の理由により、障害者支援施設、障害児入所支援施設等に短期間入所し、適切な支援を実施するものです。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	1,031	43,450,559
4年度	1,079	45,817,887
5年度	1,176	57,220,737
6年度	1,222	56,534,758
7年度	**1,233**	**58,655,789**

⑻　知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障がい者に対し、寄り添う日常生活上の援助をしています。

単位：人、円　　障がい福祉課調

年度	延べ人数	金額
3年度	2,017	411,074,472
4年度	2,261	483,214,020
5年度	2,635	578,828,419
6年度	2,840	630,529,797
7年度	**3,069**	**709,241,016**

⑼　グループホーム入所状況

単位：件、人　　障がい福祉課調

年度	事業所数	入所者数
3年度	97	192
4年度	110	207
5年度	119	243
6年度	127	254
7年度	**132**	**281**

⑽　地域活動支援センター事業

単位：円　　障がい福祉課調

年　度	えのきの里（昭和６３年４月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業・防災	運営基盤安定事業	計
3年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,400,000	0	12,814,000
4年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,400,000	0	12,814,000
5年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,400,000	0	12,814,000
6年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,320,000	0	12,734,000
7年度	**6,000,000**	**1,500,000**	**2,914,000**	**2,320,000**	**0**	**12,734,000**

年　度	かざぐるま（平成１６年４月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業・防災	運営基盤安定事業	計
3年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,227,000	500,000	13,141,000
4年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,209,000	500,000	13,123,000
5年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,362,000	500,000	13,276,000
6年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,383,000	500,000	13,297,000
7年度	**6,000,000**	**1,500,000**	**2,914,000**	**2,385,000**	**500,000**	**13,299,000**

年　度	神奈川ライトハウス（平成２１年４月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業・防災	運営基盤安定事業	計
3年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
4年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,030,000	500,000	12,944,000
5年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,030,000	500,000	12,944,000
6年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,050,000	500,000	12,964,000
7年度	**6,000,000**	**1,500,000**	**2,914,000**	**2,150,000**	**500,000**	**13,064,000**

年　度	tisse（平成２５年４月開所）Ｉ型					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業・防災	運営基盤安定事業	計
3年度	6,000,000	6,000,000	1,897,000	702,000	500,000	15,099,000
4年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	1,403,000	500,000	16,817,000
5年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	1,396,000	500,000	16,810,000
6年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	780,000	500,000	16,194,000
7年度	**6,000,000**	**6,000,000**	**2,914,000**	**894,000**	**500,000**	**16,308,000**

※①　地域拠点事業：地域ネットワーク事業、地域交流事業、地域拠点事業

②　フレキシブル事業：専門職員配置事業、制度のはざま対応事業、重度障害者対応事業、インターンシップ等事業、自立訓練事業、一時利用事業、時間延長事業、休日開所事業、ピアサポート事業

⑾　理髪・美容利用の助成事業

身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２を所持している方が、６５歳未満で障がいによる寝たきりの状態にあり、理髪･美容店に行けない方又は障がい者が属する世帯全員の前年度分の市・県民税が非課税世帯の方に費用の一部を助成します。

※令和７年度より助成券は廃止となりました。

ア　申請者数

単位：人　　障がい福祉課調

年　度	出張券	助成券	計
3年度	6	42	48
4年度	4	32	36
5年度	3	34	37
6年度	5	27	32
7年度	**5**	**－**	**5**

イ　利用枚数

単位：枚　　障がい福祉課調

年　度	出張券	助成券	計
3年度	7	170	177
4年度	9	132	141
5年度	8	119	127
6年度	11	128	139
7年度	**16**	**－**	**16**

ウ　利用金額

単位：円　　障がい福祉課調

年　度	出張券	助成券	計
3年度	39,900	340,000	379,900
4年度	51,300	264,000	315,300
5年度	45,600	238,000	283,600
6年度	62,700	256,000	318,700
7年度	**91,200**	**－**	**91,200**

※出張券１枚＝５，７００円、助成券１枚２，０００円

５　移動手段の確保

⑴　福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券

タクシー利用券を、１か月につき５００円券２枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。

ア　対象者

①　視覚障がいの１級・２級

②　肢体不自由（上肢・下肢・体幹）の１級・２級（上肢２級のみは除く）

③　内部障がい（心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫）の１級

④　療育手帳Ａ１、またはＡ２、または知能指数３５以下

⑤　精神障害者保健福祉手帳（有効期限内）の１級・２級・３級かつ自立支援医療（精神通院）受給者証（有効期間内）の交付を受けている方

⑥　特定医療費（指定難病）医療受給者証（有効期限内）の交付を受けている方

⑦　小児慢性特定疾病医療費受給者証（有効期限内）の交付を受けている方

イ　利用状況

単位：人、枚、円　　障がい福祉課調

年　度	申請者数	利用枚数	金　額
3年度	2,437	45,827	22,913,500
4年度	2,481	45,094	22,547,000
5年度	2,581	47,116	23,558,000
6年度	2,895	54,055	27,027,500
7年度	**2,962**	**55,266**	**27,633,000**

⑵　バス回数券の支給

在宅精神障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を支援するため、バスを利用できる回数券（１か月につき１０円券１１０枚つづりを１冊）を支給します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限が年度内にある場合に支給します。

ア　対象者　　精神障害者保健福祉手帳（１～３級）と自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

イ　利用状況

単位：人、枚、円　　障がい福祉課調

年　度	申請者数	支給枚数	金　額
3年度	299	3,209	3,209,000
4年度	283	3,037	3,037,000
5年度	295	3,169	3,169,000

※バス事業者によるバス回数券の販売が終了したことから、令和６年３月３１日で廃止。

６　税金の控除・減免

⑴　所得税及び市県民税の控除

所得税及び市県民税額の計算の基礎となる総所得から、障がい程度や扶養の状況（障がい者本人、配偶者、扶養親族等）に応じて一定の金額の控除を受けることができます。

⑵　相続税の控除

相続人が障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

⑶　自動車税・環境性能割の減免

障がい者の方一人につき１台のみで、次の①又は②に該当する場合、自動車税・環境性能割の減免を受けることができます。なお、障がいの程度や部位により該当しない場合があります。

①障がい者の方または同一生計の家族が所有し運転する車

②障がい者等のみで構成される世帯の、障がい者が所有する車

（ただし常時介護する方が使用する場合に限る）

⑷　軽自動車税の減免

障がい者の方一人につき１台のみで、普通自動車の減免を受けていない本人又は同一生計の家族が所有し運転する軽自動車（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、２５０ｃｃを超える二輪の小型自動車）については減免を受けることができます。

7　交通機関等の割引

⑴　ＪＲ運賃等の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗車券購入の際に窓口で提示することで運賃等が割引されます。

・第１種障害者：介護者とともに５０％の割引（単独の場合は片道１００㎞を越える区間）

・第２種障害者：本人のみ片道１００㎞を越える区間５０％の割引

※①　小児定期乗車券、急行回数券及び特急券については適用されません。

②　一部私鉄でも割引が受けられます。

⑵　航空旅客運賃の割引

障がいの程度にかかわらず障害者手帳を提示できる方全員に対して、国内線各社定期航空路線の運賃が割引されます。航空券購入の際に窓口で手帳を提示してください。

ただし、航空運送事業者又は路線によって異なることがありますので、詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

・第１種障害者：単独又は介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者１人

・第２種障害者：本人のみ

⑶　バス運賃の割引

身体障害者、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を乗車券購入の際に提示することで運賃等が割引されます。

・第１種障害者：本人及び介護者１人につき乗車運賃５０％の割引、定期乗車券３０％の割引

・第２種障害者：本人のみ乗車運賃５０％の割引、定期乗車券３０％割引

※①　第１種障害者が介護者と同乗する場合や第１種・第２種障害者が定期乗車券を購入する場合は、福祉事務所長発行の割引証が必要になります。

②　一部バス会社には適用されない場合があります。

⑷　有料道路通行料金の割引

割引に当たり、市が承諾した障害者手帳を提示することにより、有料道路通行料金が５０％割引されます。

・第１種又は第２種の障がい者が自ら運転する場合

・第１種の障がい者を同乗させて、その家族が運転する場合

８　公共料金等の減免

⑴　ＮＨＫ放送受信料の減免

障害者手帳を所持している世帯で下記条件を満たす場合は、ＮＨＫ放送受信料の減免を受けることができます。

・全額免除対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者が属する市県民税非課税世帯

・半額免除対象：世帯主と契約者が同一で、視覚・聴覚障がいの方、身体障害者手帳１・２級の方、療育手帳Ａ１・Ａ２の方、精神障害者保健福祉手帳１級の方

⑵　水道料金の減免

同一居所に居住する全員が市区町村民税非課税であり、身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ１～Ｂ１又は精神障害者保健福祉手帳１級を所持している方がいる場合は、水道基本料金の減免を受けることができます。

⑶　公共下水道使用料の減免

同一居所に居住する全員が市区町村民税非課税であり、身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ１～Ｂ１又は精神障害者保健福祉手帳１級を所持している方がいる場合は、下水道基本使用料の減免を受けることができます。

⑷　し尿収集手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯は手数料の減免を受けることができます。

⑸　生活排水処理手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯は手数料の減免を受けることができます。

⑹　粗大ごみ収集手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯は年間５点まで手数料の減免を受けることができます。

９　スポーツ・レクリエーション活動の支援

⑴　神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県・神奈川県身体障害者連合会の主催により開催されるスポーツ大会への参加を支援しています。

⑵　神奈川県ゆうあいピック大会

神奈川県内の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会への参加を支援しています。

⑶　全国障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の理解と認識を深め、知的障がい者及び身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

⑷　にこにこひまわり運動会

団体との共催により、社会参加の促進、親睦及び交流を目的に開催しています。

⑸　障害者スポーツ教室

障がい者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、心身の健康を増進するだけでなく、障がい者の生活を豊かにし、スポーツの場で交流や触れ合いを通じて障がい者の社会参加を推進するものであり、月１回（４月・１２月・３月は除く）市民体育館で開催しています。

単位：人　　障がい福祉課調

年　度	参加延べ人数
3年度	10
4年度	8
5年度	26
6年度	17
7年度	**44**

１０　障害福祉相談員活動

障がい者やその家族から養育、生活、就学等の相談に応じ、必要な助言等をしています。市内には、その障がい特性に応じた６人の相談員が市長から委嘱されています。

１１　その他の障がい福祉サービス

⑴　介護給付

ア　生活介護

常時介護を要する障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、主に生活能力向上のために必要な支援を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	2,806	636,148,270
4年度	2,887	666,766,578
5年度	2,993	709,440,179
6年度	3,026	754,537,404
7年度	**3,099**	**796,713,723**

イ　施設入所支援

地域生活が困難な障がい者を対象とした主に夜間に提供している介護サービスです。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	902	152,710,952
4年度	881	144,996,880
5年度	859	149,318,142
6年度	834	150,409,695
7年度	**840**	**168,006,370**

⑵　訓練等給付

ア　自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	6	767,836
4年度	14	1,587,983
5年度	23	1,865,397
6年度	6	332,575
7年度	**16**	**1,431,093**

イ　自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練等を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	140	19,999,428
4年度	91	17,822,721
5年度	125	20,349,654
6年度	194	29,031,018
7年度	**239**	**38,786,014**

ウ　宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持、向上のための訓練を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	43	5,786,764
4年度	49	6,230,304
5年度	3	215,061
6年度	0	0
7年度	**4**	**500,909**

エ　就労移行支援

就労希望者を対象とし、有期のプログラムにより、職場実習等の訓練を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	464	81,280,545
4年度	559	100,216,856
5年度	526	100,758,068
6年度	470	90,226,138
7年度	**561**	**117,849,078**

オ　就労継続支援Ａ型

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく、通所により就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練をし、一般就労への移行に向けて支援を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	355	67,904,905
4年度	338	62,592,494
5年度	399	76,484,878
6年度	308	53,692,615
7年度	**298**	**59,640,317**

カ　就労継続支援Ｂ型

就労が困難な障がい者を対象とし、雇用契約を結ばず、継続的に生産活動に係る必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	3,440	388,840,297
4年度	3,878	431,787,284
5年度	4,268	480,658,488
6年度	4,860	586,334,933
7年度	**5,323**	**691,289,819**

キ　就労定着支援

通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等と連絡調整をするとともに、利用者からの相談、指導及び助言等の必要な支援を平成３０年度から実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金　額
3年度	417	12,727,418
4年度	382	11,077,468
5年度	287	8,970,910
6年度	289	9,896,116
7年度	**338**	**11,974,252**

１２　地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施しています。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成１８年１０月から開始した事業です。

⑴　相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、障がい福祉課及び委託相談支援事業所で実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	相談件数	委託料
3年度	6,778	41,500,000
4年度	7,938	39,880,000
5年度	8,756	40,750,000
6年度	8,913	44,124,452
7年度	**7,954**	**42,445,972**

⑵　意思疎通支援事業

聴覚障がい等により情報の取得が困難な方に手話通訳・要約筆記者の派遣や、手話通訳者等育成のために手話奉仕員養成講習会の開催等を実施しています。

ア　手話通訳者派遣状況

単位：人、円　　障がい福祉課調

年　度	派遣件数	金　額
3年度	394	2,059,190
4年度	336	1,794,550
5年度	287	1,574,300
6年度	270	1,553,675
7年度	**249**	**1,360,400**

イ　要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円　　障がい福祉課調

年　度	派遣件数	金　額
3年度	44	196,800
4年度	56	280,900
5年度	49	250,600
6年度	50	253,600
7年度	**53**	**247,600**

⑶　日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

ア　重度身体障害者（児）日常生活用具給付の状況

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
3年度	2,557	26,775,209	154	2,113,484	2,711	28,888,693
4年度	2,959	29,111,906	184	1,706,742	3,143	30,818,648
5年度	2,579	25,173,874	140	1,395,896	2,719	26,569,770
6年度	2,387	24,677,166	141	1,586,151	2,528	26,263,317
7年度	**2,852**	**28,627,355**	**118**	**1,260,370**	**2,968**	**29,887,725**

イ　身体障がい者日常生活用具給付種別件数

単位：件、円　　（令和７年度）障がい福祉課調

種　別	件数	金　額		
		公費助成額	本人負担額	計
ストマ用装具	2,469	20,838,138	3,367,860	24,205,998
紙おむつ	329	3,499,840	85,279	3,585,119
視覚障害者用拡大読書器	3	594,000	77,000	671,000
聴覚障害者用屋内信号装置	1	87,400	0	87,400
電気式たん吸引器	5	276,360	24,705	301,065
特殊マット	8	945,677	53,043	998,720
特殊寝台	5	706,200	56,800	763,000
盲人用音声体温計	1	9,000	0	9,000
入浴補助用具	4	257,805	15,895	273,700
盲人用音声時計	3	37,600	4,700	42,300
点字図書	1	9,600	0	9,600
視覚障害者用活字文書読上げ装置	1	198,000	0	198,000
収尿器（女子用）	1	7,650	61,350	69,000
歩行補助つえ	2	5,985	12,165	18,150
聴覚障害者用通信装置	2	91,630	0	91,630
居宅生活動作補助用具	1	54,450	6,050	60,500
人工喉頭	2	144,000	4,000	148,000
音声血圧計	1	9,680	0	9,680
点字ディスプレイ	1	346,300	51,700	398,000
視覚障害者用ポータブルレコーダ	3	238,000	17,000	255,000
移動・移乗支援用具	3	119,890	11,940	131,830
透析液加湿器	2	91,350	28,450	119,800
音声体重計	3	43,800	1,500	45,300
体位変換器	1	15,000	0	15,000
合計	**3,018**	**28,627,355**	**3,879,437**	**32,506,792**

ウ　身体障がい児日常生活用具給付種別件数

単位：件、円　　（令和７年度）障がい福祉課調

種　別	件数	金　額		
		公費助成額	本人負担額	計
紙おむつ	107	965,351	80,771	1,046,122
ストマ用装具	3	23,917	2,657	26,574
頭部保護帽	2	28,182	7,274	35,456
電気式たん吸引器	3	157,920	34,080	192,000
視覚障害者用ポータブルレコーダ	1	85,000	0	85,000
合計	**116**	**1,260,370**	**124,782**	**1,385,152**

⑷　移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、外出するときの移動の介護を実施しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	件　数	金額
3年度	1,161	21,081,078
4年度	1,149	20,125,262
5年度	1,219	23,980,952
6年度	1,322	23,964,920
7年度	**1,262**	**23,504,911**

⑸　訪問入浴サービス事業

原則、満１８歳以上満６５歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がいがある方で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

単位：人、回、円　　障がい福祉課調

年　度	延べ人数	延べ実施回数	金　額
3年度	149	1,002	11,746,086
4年度	154	1,011	11,943,273
5年度	141	966	11,364,738
6年度	167	1,067	12,536,481
7年度	**155**	**891**	**11,615,900**

⑹　日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、その家族等の就労支援及び一時的な負担軽減を図っています。

・　対　象　　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、原則、就学児以上６５歳未満の方

※事業所ごとに対象は異なります。

・　場　所　　委託事業所：宝島

指定登録事業所：赤い屋根、虹の家、愛の森学園、星谷学園、スカイプラザ、てまりホームヘルプサービス、デイセンター永耕、もみの木生活介護、歩会、介護サービス・光、いちご、はあとフレンド綾瀬、座間市立児童発達支援センター　サニーキッズ、ファミリー介護サービス、アガペサポートセンター、日中一時支援みどり、座間市立もくせい園

単位：人、時間、円　　障がい福祉課調

年　度	実施箇所数	利用者延べ人数	利用延べ時間	金　額
3年度	9	7,827	37,201	86,673,615
4年度	9	7,653	35,509	82,767,416
5年度	14	8,453	38,354	88,270,882
6年度	14	9,425	41,456	99,306,332
7年度	**17**	**9,841**	**43,856**	**102,234,052**

⑺　自動車運転免許取得・自動車改造事業

ア　自動車運転訓練費用の助成

身体障がいのある方が、運転免許を取得するために自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の２／３以内の額で１０万円を限度として助成しています。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	助成件数	金　額
3年度	0	0
4年度	1	100,000
5年度	0	0
6年度	1	100,000
7年度	**0**	**0**

イ　自動車改造費用の助成

身体障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を、１０万円を限度に助成しています。所得により制限があります。

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	助成件数	金　額
3年度	3	300,000
4年度	2	197,400
5年度	3	300,000
6年度	2	200,000
7年度	**2**	**190,000**

１３　施　設

障がいの部位や程度に応じた、日常生活動作や作業的な訓練を目的とした入所又は通所で施設訓練等支援を活用しています。

⑴　身体・知的・精神障がい者施設入所、通所状況

単位：件、人　　（各年４月１日現在）障がい福祉課調

年　度	居住系		日中活動系			
	施設入所		生活介護		就労移行	
	事業所数	入所者数	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
3年	27	72	74	222	22	39
4年	28	73	82	226	26	48
5年	28	70	83	226	24	42
6年	28	68	87	234	25	41
7年	**29**	**71**	**90**	**243**	**28**	**45**

年　度	日中活動系			
	就労継続Ａ型		就労継続Ｂ型	
	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
3年	13	28	72	305
4年	16	33	85	328
5年	13	33	87	359
6年	11	24	100	410
7年	**12**	**23**	**102**	**434**

⑵　療養介護給付費、療養介護医療費

単位：人、円　　障がい福祉課調

年　度	入所者数	金　額
3年度	21	87,038,216
4年度	21	87,873,693
5年度	21	84,249,464
6年度	21	82,903,034
7年度	**22**	**89,183,210**

１４　育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン･ホープ）

⑴　乳幼児発達支援事業（育児教室、個別相談、巡回訪問相談）

ア　育児教室

単位：人　　こども家庭課調

年　度	在籍児数	教室別		
		にこにこ教室	わくわく教室	すくすく教室
3年度	49	4	27	18
4年度	51	6	27	18
5年度	65	12	36	17
6年度	49	8	30	11
7年度	**33**	**7**	**16**	**10**

※①　にこにこ教室：一人歩きができる前の幼児が対象

②　わくわく教室：一人歩きができる程度から３歳児までの幼児が対象

③　すくすく教室：３歳０か月以上の幼児が対象

イ　個別相談

単位：件　　こども家庭課調

年　度	理学療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
3年度	31	11	27	69
4年度	3	26	42	71
5年度	11	15	44	70
6年度	40	0	47	87
7年度	**27**	**0**	**13**	**40**

年　度	作業療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
3年度	0	7	70	77
4年度	0	12	30	42
5年度	0	3	17	20
6年度	1	0	28	29
7年度	**0**	**0**	**17**	**17**

年　度	言語聴覚療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
3年度	0	5	78	83
4年度	0	26	72	98
5年度	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0
7年度	**0**	**0**	**31**	**31**

＊令和５、６年度：言語聴覚士欠員。

年　度	心理相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
3年度	83	71	419	573
4年度	59	58	386	503
5年度	48	22	396	466
6年度	55	0	595	650
7年度	**24**	**0**	**512**	**536**

※児童発達支援事業については、令和５年１０月に座間市立児童発達支援センターが開設したため、９月までの数値を計上しています。

ウ　発達相談

乳幼児期の運動発達面での心配について、理学療法士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	相談件数
3年度	56
4年度	50
5年度	52
6年度	83
7年度	**59**

エ　巡回訪問相談

単位：件　　こども家庭課調

年　度	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	計
3年度	3	1	0	76	80
4年度	5	4	0	79	88
5年度	8	9	0	111	128
6年度	19	16	0	280	315
7年度	**9**	**11**	**0**	**203**	**223**

＊令和６年度より保育幼稚園課所属の臨床心理士をこども家庭課へ集約。

⑵　児童発達支援事業（サニーキッズ）

所在地　　座間市小松原１－４５－２１（旧生きがいセンター）

利用児が心身ともに豊かな生活を送れるよう、発達における相談を多角的視点から支援し、日常生活における基本的習慣の習得と社会性の発達を促すことを目的として実施しています。

※①　平成２０年度、「サン・ホープ」から「サニーキッズ」に名称変更。

②　平成２０年度から、業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

③　平成２４年度、法改正に伴い、児童デイサービス事業の根拠法令が児童福祉法になったため、児童発達支援事業へ名称変更。

④　平成２８年度から学齢児ムーブメント廃止。

⑤　令和５年１０月１日、座間市緑ケ丘１－２－１（総合福祉センター内）から現在の所在地に移転し、児童発達支援センター「サニーキッズ」を開所。

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定

単位：人　　障がい福祉課調

年　度	通園児数	年齢別				障がい別			
		2歳児以内	3歳児	4歳児	5歳児	知的障がい	肢体不自由	重症心身	その他
3年度	41	7	17	11	6	37	2	0	2
4年度	45	7	10	17	11	36	2	0	7
5年度	59	14	11	16	18	45	2	0	0
6年度	54	4	21	14	15	47	3	0	0
7年度	**57**	**4**	**16**	**23**	**14**	**42**	**3**	**0**	**0**

※　人数は年度途中の入退所児を含めたもの。

⑶　障害者支援施設「もくせい園」～生活介護事業所～

所在地　　座間市栗原中央６－７－２７

１８歳以上の知的障がい者の社会参加について、生活の支援、スポーツ・レクリエーション、作業を通して支援しています。

【沿革】

昭和５８年４月　心身障害者訓練施設として「もくせい園」を開設

平成元年６月　　知的障がい者の訓練事業を開始

それに伴い在宅障害者デイサービス事業を「サン・ホープ」に移行

平成４年４月　　知的障害者福祉法の更生施設として再スタート

平成１９年４月　業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託

平成２０年４月　障害者自立支援法（生活介護）へ移行

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定

単位：人　　障がい福祉課調

年　度	通所者数	年齢別				退園後の処遇		
		18～20歳	21～30歳	31～40歳	41歳以上	地域作業所	他施設	その他
3年度	30	1	7	10	12	0	0	1
4年度	30	1	6	10	13	0	1	1
5年度	30	1	7	8	14	0	1	0
6年度	29	1	7	7	14	0	0	1
7年度	**27**	**1**	**7**	**7**	**12**	**0**	**2**	**0**

※人数は年度途中の入退所を含めたもの。

⑷　通園センター（サン・ホープ）、児童発達支援センター及びもくせい園の各事業の運営費

単位：円　　障がい福祉課調

年　度	通園センター管理運営費	心身障害児通園事業費	児童発達支援事業費 （扶助費は除く）
3年度	50,806,028		64,517,074
4年度	11,337,593		59,975,190
5年度	11,695,481		
6年度	9,623,961		
7年度	**5,936,021**		

年　度	児童発達支援センター 管理運営費	もくせい園 管理運営事業費	計
3年度		27,020,102	142,343,204
4年度		28,455,871	99,768,654
5年度	53,299,279	29,050,110	94,044,870
6年度	69,540,260	30,004,230	109,168,451
7年度	**73,716,060**	**31,727,798**	**111,379,879**

※心身障害児通園事業費は令和３年度より児童発達支援事業費に統合しています。

※児童発達支援事業費は令和５年度より児童発達支援センター管理運営費に統合しています。

Ⅵ　児童の福祉

1　保育所

⑴　保育所の概要

保育所とは、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」です。

本市には、保育所が２５施設、小規模保育施設が４施設、家庭的保育施設が２施設あります。なお、令和７年４月１日現在で、市内から１，８９１人、市外から２５人、合計１，９１６人の乳幼児が入所しています。

ア　保育を必要とする理由

- 就　　労　：保護者が家庭内外において家事以外で労働することを常態としている
- 妊娠・出　産：出産前後（産前６週間、産後８週間）
- 傷病・障がい：病気又は身体若しくは精神に障がいがある
- 親 族 の 介 護：長期にわたり、傷病又は障がいを持つ親族の介護をする
- 災 害 復 旧：火災・風水害等の復旧にあたる
- 求 職 活 動：要件をみたす就労をするための活動期間
- 就　　学　：学校教育法に規定する学校等又は職業訓練校に在学している

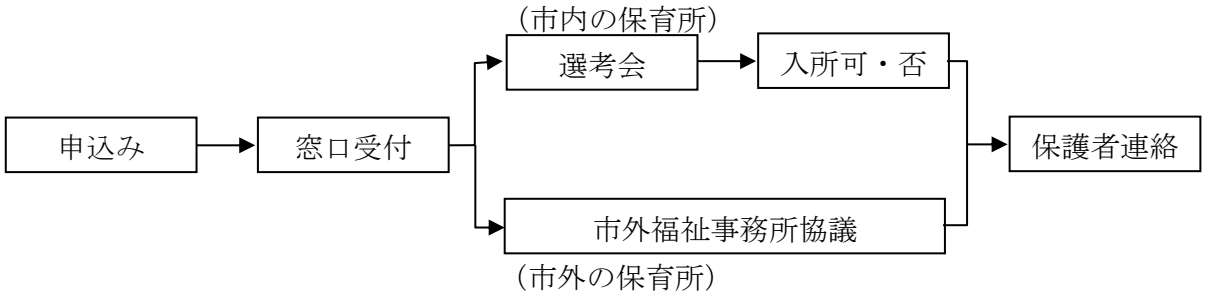
イ　入所申込みに必要な書類

- 保育所等利用申込書
- 保育所等利用申込補助票
- 添付書類：就労証明書、母子手帳の写し、診断書等
- その他（必要に応じて）
- 保育所等利用申込みに係る重要確認事項説明書
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用申込みに係る承諾書

ウ　入所の申込み手続き

随時受付。市外の保育所希望も受け付けます。

- 入所は申込順ではなく、保育を必要とする理由の高い方から順次決定しています。ただし、希望する保育所が定員に達したときなどは、入所できません。
- 選考会は毎月１５日頃に実施しています。
- 保護者負担金は市民税額等により決定します。



エ　入所の期間

入所の期間は小学校就学前までですが、保育を必要とする理由により異なります。また、年１回以上要件の確認をしています。

オ　開所時間

原則として、日曜日、祝祭日、年末年始は休園です。

・　公立：午前７時３０分～午後７時００分

・　私立：施設によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※保育時間は、保護者の就労時間等に応じて異なります。

カ　慣れ保育

保育所に早く慣れていただくために、児童の様子を見ながら無理なく集団生活をしていくよう、初めての入所時に短い保育時間から段階的に延長していく保育です。

キ　乳幼児の受入年齢

・　公立：生後満３か月以上

・　私立：生後８週間以上（一部の園は異なる場合があります。）

ク　市内保育所一覧

（令和８年３月31日現在）保育・幼稚園課調

区　分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員（人）
市　立	栗原保育園	栗原中央６－５－２８	昭和４０年４月	77
	相模が丘東保育園	相模が丘５－１２－３６	昭和４１年４月	60
	東原保育園	東原４－１２－１８	昭和４５年４月	80
	相武台保育園	相武台３－２０－１９	昭和４７年４月	83
	ひばりが丘保育園	ひばりが丘２－５８－１	昭和４９年４月	70
	小松原保育園	小松原１－２９－８	昭和５２年４月	67
	相模が丘西保育園	相模が丘２－４３－４１	昭和５４年４月	115
私　立	わかば保育園	座間１－３２８１	昭和２５年４月	60
	座間保育園	入谷東４－５８－１	昭和２６年２月	90
	やなせ保育園	入谷東３－２７－１	昭和４５年４月	90
	座間子どもの家保育園	さがみ野１－８－２５	昭和４７年４月	100
	あゆみ保育園	緑ケ丘４－１６－１６	昭和５３年４月	80
	いその保育園	緑ケ丘１－２６－６	昭和５５年４月	60
	広野台保育園	広野台１－３２－３	昭和５６年４月	60
	栗の実保育園	東原１－６－３０	昭和５６年４月	90
	座間すこやか保育園	入谷東３－３５－１２	平成１５年４月	60
	木下の保育園相武台	相武台１－３３－２ 小田急マルシェ相武台４階	平成２６年４月	50
	ナーサリースクールＴ＆Ｙ相模が丘	相模が丘５－４７－１６	平成２９年４月	80
	麦っ子畑保育園	南栗原１－４－３	平成２９年７月	60
	スマイルワールド保育園	南栗原１－１１－１１	平成３０年４月	110

	マジオたんぽぽ保育園相武台	相武台２－４２－２３	平成３０年４月	60
	座間ゆめっこ保育園	入谷西４－２－２５	平成３１年４月	60
	子どもの家ひまわり保育園	相模が丘１－２５－１　リビオタワー小田急相模原コモンズざま4階	平成３１年４月	50
	緑ケ丘もえぎ保育園	緑ケ丘４－６－５６	令和５年４月	90
	ちぐさ保育園	四ツ谷７番地	令和６年４月	71
	ナーサリールームＴ＆Ｙ相模が丘（小規模保育施設）	相模が丘５－４７－１２	平成２８年４月	19
	陽の丘保育園（家庭的保育施設）	相模が丘３－１６－５	平成２８年４月	5
	ひばり乳児園（家庭的保育施設）	ひばりが丘２－３４－１５　K’Ｓハウス１階	平成２８年４月	5
	保育ルーム フェリーチェ相武台前園（小規模保育施設）	相武台２－３０－３５	令和５年４月	19
	ひばりっ子保育園（小規模保育施設）	ひばりが丘２－４４－３０	令和６年４月	19
	みらいひまわり保育園（小規模保育施設）	入谷東３－８－１３	令和６年４月	19

⑵　市内保育所の入所状況

単位：人、％　　保育・幼稚園課調

年　度	公　立			私　立			計		
	延べ入所定員数	延べ入所児童数	入所率	延べ入所定員数	延べ入所児童数	入所率	延べ入所定員数	延べ入所児童数	入所率
3年度	8,064	6,542	81.1	13,560	13,969	103.0	21,640	20,511	94.7
4年度	8,064	6,460	80.1	13,560	14,173	104.5	21,624	20,633	95.4
5年度	7,344	5,947	80,9	14,640	15,163	103,5	21,984	21,110	96.0
6年度	6,624	5,721	86.3	15,492	15,897	102,6	22,116	21,618	97.7
7年度	6,624	**5,755**	**86.9**	**15,812**	**15,934**	**100.7**	**22,436**	**21,689**	**96.7**

⑶　保育所入所要件基準別児童数

単位：人、％　　（令和８年４月１日現在）保育・幼稚園課調

区　分	入所数	構成比
就労	1,663	93.3
妊娠・出産	38	2.1
傷病、障がい	37	2.1
親族介護	2	0.1
災害復旧	0	0
求職活動	38	2.1
就学	5	0.3
計	**1,783**	**100**

⑷　管外委託者・管外受託者延べ人数

単位：人　　保育・幼稚園課調

年　度	管外委託数			管外受託数		
	公　立	私立	計	公　立	私立	計
3年度	194	1,548	1,742	40	228	268
4年度	153	1,425	1,578	60	252	312
5年度	57	1,373	1,430	57	289	346
6年度	29	1,196	1,225	33	297	330
7年度	**112**	**1,062**	**1,174**	**107**	**268**	**375**

⑸　市内保育所事業費の推移（入所児童・管外受託（公立）児童含む）

単位：千円　　保育・幼稚園課調

年　度	事業費	財源内訳				児童１人当たり平均月額
		国　費	県　費	市　費	保護者負担金等	
3年度	3,548,836	1,050,604	450,051	1,837,720	210,460	170
4年度	4,050,298	1,406,434	469,321	1,938,593	235,950	193
5年度	4,319,630	1,599,751	503,959	1,958,324	232,575	191
6年度	4,308,988	1,439,704	584,160	2,028,194	256,929	185
7年度	**4,795,123**	**1,558,792**	**643,923**	**2,289,740**	**302,666**	**206**

２　児童館、児童ホーム

⑴　児童館

児童館とは、児童（児童福祉法上0～17歳の子ども）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設です。市内には4か所の児童館があり、児童の利用はもとより地域の集会施設として、大人にも利用されています。

ア　対　　象　　０～１８歳未満の方

※未就学児は大人の付き添いが必要

※１８歳以上の方は、団体利用に限ります。

イ　開館時間　　午前９時～午後５時（正午～午後１時までは昼休み）

※午後６時以降の団体の夜間利用も可。

ウ　休 館 日　　水曜、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

エ　児童館一覧

名　称	所在地
座間児童館	入谷東４－４４－３
鴨川児童館	座間１－１９２２
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘３－５６－１
相模野児童館	広野台１－４６－２９

オ　児童館利用状況

単位：人　　こども育成課調

年　度	座間児童館	鴨川児童館	ひばりが丘南児童館	相模野児童館	計
3年度	5,326	2,129	4,266	5,071	16,792
4年度	6,882	2,566	4,988	4,866	19,302
5年度	6,752	3,548	7,448	4,910	22,658
6年度	6,578	3,027	10,994	5,190	25,789
7年度	**6,569**	**3,169**	**10,161**	**5,324**	**25,223**

⑵　児童ホーム

保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、家庭での保育が十分にできない場合、放課後の一定時間、市の施設において保育する制度です。

ア　対　　象　　保護者の就労、長期疾病等のため、下校後、家庭での監護を受けられない小学１～６年生の児童

イ　開設時間　　①　通常の場合･･･午後１時１５分～午後６時３０分

②　土曜日、春・夏・冬休み、振替休日の場合･･･午前９時～午後６時３０分

③　延長保育･･･午後６時３０分～７時（希望者のみ）

④　早朝保育･･･春・夏・冬休みの午前７時３０分～９時（土曜日は除く。希望者のみ）

ウ　休 所 日　　日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

エ　児童ホーム一覧

名　称	所在地
入谷児童ホーム	入谷西５－８－１　入谷小学校内
栗原児童ホーム	栗原中央６－８－１　栗原小学校内
相模が丘児童ホーム	相模が丘３－３８－１　相模が丘コミュニティセンター内
相武台児童ホーム	相武台３－２０－１８　相武台コミュニティセンター内
旭児童ホーム	ひばりが丘５－４３－１　旭小学校内
東原児童ホーム	東原４－１３－１３　東原コミュニティセンター内
中原児童ホーム	西栗原２－１６－１　中原小学校内
鳩川児童ホーム	座間１－１９２２　鳩川児童館内
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘４－４－１　ひばりが丘小学校内
相模野児童ホーム	広野台１－４６－２９　相模野児童館内
立野台児童ホーム	立野台１－１－３　立野台小学校内
サンホープ児童ホーム	東原２－８－１　通園センター内
北地区児童ホーム	相模が丘３－１－１　相模が丘小学校内
立野坂児童ホーム	立野台３－１４－１２　立野台コミュニティセンター内
ひばりが丘地区児童ホーム	ひばりが丘１－４９－１　ひばりが丘コミュニティセンター内
相武台地区児童ホーム	相武台３－２０－１８　相武台コミュニティセンター内

オ　児童ホーム入所状況（延児童数）

単位：人　　こども育成課調

年　度	入　谷	栗　原	相模が丘	相武台	旭	東　原	中　原
3年度	647	508	631	637	552	477	654
4年度	661	569	633	676	433	470	648
5年度	688	569	643	678	435	464	619
6年度	680	568	639	573	449	478	656
7年度	**693**	**567**	**645**	**570**	**438**	**479**	**665**

年　度	鳩　川	ひばりが丘南	相模野	立野台	サンホープ	北地区	立野坂
3年度	682	575	595	563	519	496	461
4年度	661	580	591	566	631	472	498
5年度	709	577	595	569	578	493	539
6年度	700	577	590	570	618	522	560
7年度	**687**	**581**	**590**	**570**	**635**	**531**	**503**

年　度	ひばりが丘地区	相武台地区	計
3年度	－	－	7,997
4年度	201	－	8,290
5年度	295	－	8,451
6年度	356	488	9,024
7年度	**435**	**507**	**9,096**

カ　児童ホーム運営状況

単位：円　　こども育成課調

年　度	運営費		児童一人当たりの経費
		うち賄材料費	
3年度	196,791,696	14,221,947	24,608
4年度	218,832,690	14,793,035	26,397
5年度	235,441,112	15,163,506	27,860
6年度	245,261,467	16,086,515	27,179
7年度	**274,056,557**	**16,300,407**	**30,129**

3　児童に係る各種手当

⑴　児童手当・特例給付

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する人に手当を支給します。

ア　支給対象

（令和６年９月分まで）

１５歳到達後最初の３月３１日までの児童を養育している人

※所得制限あり

（令和６年１０月分以降）

１８歳到達後最初の３月３１日までの児童を養育している人

イ　支給額（月額）

①　児童手当

（令和６年９月分まで）

３歳未満		１５，０００円
３歳以上小学校修了前	第１子・第２子	１０，０００円
	第３子以降	１５，０００円
小学校修了後中学校修了前		１０，０００円

（令和６年１０月分以降）

３歳未満	第１子・第２子	１５，０００円
	第３子以降	３０，０００円
３歳以上	第１子・第２子	１０，０００円
	第３子以降	３０，０００円

②　特例給付

（令和６年９月分まで）

児童一人につき、５，０００円

※受給者のうち所得制限により児童手当を受給できない方に対して支給されるもの

※令和４年６月分以降、所得上限限度額超の場合は支給しない

（令和６年１０月分以降）

児童手当法改正により所得制限が撤廃されたことに伴い、支給しない

ウ　支給方法

（令和６年９月分まで）

申請した月の翌月から支給月（２・６・１０月）の前月までの分を一括して支給する

（令和６年１０月分以降）

申請した月の翌月から支給月（２・４・６・８・１０・１２月）の前月までの分を一括して支給する

エ　受給者数及び支給状況

単位：人、千円　　子育て支援課調

（令和６年９月分まで）

年　度		３歳未満			
		被用者		非被用者	
		延児童数	支給額	延児童数	支給額
3年度	児童手当（一般受給者）	22,680	340,005	4,325	64,875
	児童手当（施設等受給者）	16	240	0	0
	特例給付	957	4,850	104	520
	計	23,653	345,095	4,429	65,395
4年度	児童手当（一般受給者）	22,036	330,525	4,138	62,070
	児童手当（施設等受給者）	4	60	0	0
	特例給付	720	3,605	82	410
	計	22,760	334,190	4,220	62,480
5年度	児童手当（一般受給者）	21,494	322,410	3,644	54,660
	児童手当（施設等受給者）	13	195	0	0
	特例給付	718	3,590	38	190
	計	22,225	326,195	3,682	54,850
6年度	児童手当（一般受給者）	13,751	206,265	2,495	37,425
	児童手当（施設等受給者）	10	150	0	0
	特例給付	461	2,305	31	155
	計	14,222	208,720	2,526	37,580

年　度		３歳以上小学校終了前			
		被用者		非被用者	
		延児童数	支給額	延児童数	支給額
3年度	児童手当（一般受給者）	82,388	868,545	16,466	176,800
	児童手当（施設等受給者）	68	680	208	2,080
	特例給付	6,736	33,845	516	2,580
	計	89,192	903,070	17,190	181,460
4年度	児童手当（一般受給者）	80,399	848,895	16,462	176,385
	児童手当（施設等受給者）	81	810	166	1,660
	特例給付	5,257	26,015	371	1,855
	計	85,737	875,720	16,999	179,900
5年度	児童手当（一般受給者）	75,800	799,855	17,517	187,585
	児童手当（施設等受給者）	92	920	177	1,770
	特例給付	4,635	23,175	376	1,880
	計	80,527	823,950	18,070	191,235
6年度	児童手当（一般受給者）	47,783	503,800	12,329	132,035
	児童手当（施設等受給者）	57	570	123	1,230
	特例給付	3,157	15,785	266	1,330
	計	50,997	520,155	12,718	134,595

年　度		中学生				計	
		被用者		非被用者			
		延児童数	支給額	延児童数	支給額	延児童数	支給額
3年度	児童手当（一般受給者）	26,990	269,940	5,365	53,650	158,214	1,773,815
	児童手当（施設等受給者）	0	0	153	1,530	445	4,530
	特例給付	4,370	21,830	255	1,275	12,938	64,900
	計	31,360	291,770	5,773	56,455	171,597	1,843,245
4年度	児童手当（一般受給者）	26,517	265,420	5,461	54,610	155,013	1,737,905
	児童手当（施設等受給者）	10	100	237	2,370	498	5,000
	特例給付	3,296	163,55	254	1,270	9,980	49,510
	計	29,823	281,875	5,952	58,250	165,491	1,792,415
5年度	児童手当（一般受給者）	25,921	259,210	6,068	60,680	150,444	1,684,400
	児童手当（施設等受給者）	12	120	206	2,060	500	5,065
	特例給付	2,767	13,835	240	1,200	8,774	43,870
	計	28,700	273,165	6,514	63,940	159,718	1,733,335
6年度	児童手当（一般受給者）	16,518	165,180	4,438	44,380	97,314	1,089,085
	児童手当（施設等受給者）	14	140	107	1,070	311	3,160
	特例給付	1,775	8,875	180	900	5,870	29,350
	計	18,307	174,195	4,725	46,350	103,495	1,121,595

（令和６年１０月分以降）

年　度		３歳未満			
		被用者		非被用者	
		延児童数	支給額	延児童数	支給額
6年度	児童手当（一般受給者）	7,046	119,340	1,165	21,915
	児童手当（施設等受給者）	4	60	0	0
	計	7,050	119,400	1,165	21,915
7年度	**児童手当（一般受給者）**	**20,728**	**352,185**	**3,301**	**62,295**
	児童手当（施設等受給者）	**15**	**225**	**0**	**0**
	計	**20,743**	**352,410**	**3,301**	**62,295**

年　度		３歳以上				計	
		被用者		非被用者			
		延児童数	支給額	延児童数	支給額	延児童数	支給額
6年度	児童手当（一般受給者）	45,927	538,970	10,976	135,040	65,114	815,265
	児童手当（施設等受給者）	40	400	181	1,810	225	2,270
	計	45,967	539,370	11,157	136,850	65,339	817,535
7年度	**児童手当（一般受給者）**	**135,539**	**1,601,410**	**33,811**	**421,560**	**193,379**	**2,437,450**
	児童手当（施設等受給者）	**123**	**1,230**	**584**	**5,840**	**722**	**7,295**
	計	**135,662**	**1,602,640**	**34,395**	**427,400**	**94,101**	**2,444,745**

※①被用者：会社等に勤務している方、②非被用者：農業、自営業者の方

⑵　児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない１８歳未満の児童（２０歳未満で政令の定める程度の障がいの状態の者も含む）を養育しているひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉を増進することを目的として支給します。

ア　支給対象

次の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している父、母又は養育者（所得制限あり）

①　父母が婚姻を解消した児童

②　父又は母が死亡した児童

③　父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童

④　父又は母の生死が明らかでない児童

⑤　父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童

⑥　父又は母が裁判所からＤＶ保護命令を受けた児童

⑦　父又は母が法令により１年以上拘禁されている児童

⑧　母が婚姻によらないで出産した児童

⑨　父・母ともに不明である児童（孤児など）

イ　支給額（令和７年度）

児童１人につき月額４６，６９０円～１１，０１０円。児童が２人以上の場合は１人増すごとに５，５２０円～１１，０３０円の加算。

※手当額は所得額に応じて決定します。

ウ　支給方法

申請した月の翌月から支給月（１・３・５・７・９・１１月）の前月までの分を一括して支給

エ　受給権者数

単位：人　　子育て支援課調

年	受給資格者 （各年３月末現在）	新規認定者
4年	825	93
5年	831	93
6年	830	93
7年	820	106
8年	**818**	**104**

⑶　特別児童扶養手当

精神、知的または身体障がいが中度以上の状態にある２０歳未満の児童を養育している家庭に対し、児童の福祉を増進することを目的として支給します。

ア　支給対象

精神、知的又は身体障がいが中度以上の状態にある２０歳未満の児童を養育している父

又は母等（所得制限あり）

イ　支給額

中度の場合、児童１人につき月額　３７，８３０円

重度の場合、児童１人につき月額　５６，８００円

ウ　支給月

支払月	４月	８月	１１月
支払対象月	１２月～３月分	４月～７月分	８月～１１月分

※申請した月の翌月分から支払対象月分を一括して支給

エ　受給権者数

単位：人　　（令和８年４月30日現在）子育て支援課調

年	受給資格者		
	受給者	支給停止者	計
7年	245	32	277

※県発行地域別特別児童扶養手当受給資格者数表より抜粋

⑷　子育て支援特別給付金

所得上限限度額超過により児童手当・特例給付を受給していない者に対して、子育て支援特別給付金を支給します（児童手当法の改正により令和６年９月分をもって事業終了）。

ア　支給対象者

次の要件に全て該当する方

・座間市に住民登録がある

・養育している児童（１５歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）が同一住所にいる

・所得超過により児童手当・特例給付が支給対象外である

イ　支給額（月額）

児童１人につき５，０００円

ウ　支給方法

令和５年６月から支給対象者が要件を満たさなくなった日の属する月まで支給します。

※令和５年６月１日以降に支給対象者となった場合は、支給対象者となった日の属する月の翌月から支給。支給対象者ではなくなった場合は、支給対象者ではなくなった日の属する月まで支給。

支給開始月から支給月（２・６・１０月）の前月までの分を一括して支給

エ　受給権者数

単位：人、千円　　子育て支援課調

年	受給資格者	延児童数	支給額
6年度	235	2,687	13,435

4　母子・父子家庭等に係る各種援護制度

⑴　ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭（母子・父子家庭）及びこれに準ずる家庭の対象者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を市が助成することにより、対象家庭の生活の安定と自立を支援するものです。

ア　助成対象

次の①から⑨までのいずれかに該当する児童（原則として１８歳になった日以降の最初の３月３１日までの人）を監護している母若しくは父又は父母に代わって児童を養育している人及びその児童（児童扶養手当に準じた所得制限あり）

①　父又は母が死亡した児童

②　父母が婚姻を解消した児童

③　父又は母が政令に定める程度の障がいにある児童

④　父又は母の生死が明らかでない児童

⑤　父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童

⑥　父又は母が裁判所からＤＶ保護命令を受けた児童

⑦　父又は母が法令により１年以上拘禁されている児童

⑧　母が婚姻によらないで出産した児童

⑨　父・母ともに不明である児童（孤児など）

イ　助成額

国民健康保険及び社会保険の医療費の支払うべき自己負担分

ウ　助成方法

市から交付を受けた「福祉医療証」と健康保険の資格情報が確認できるものを医療機関の窓口に提示

エ　助成状況

単位：世帯、人　　（令和８年３月31日現在）子育て支援課調

区　分	母子家庭	父子家庭	養育者家庭	計
助成世帯数	662	34	2	698
助成人数	1,609	77	4	1,690

⑵　母子・父子自立支援員相談制度

母子・父子家庭の皆さんの協力者として生活上のあらゆる相談に応じ、必要な指導や助言をしています。

ア　受付窓口　　こども未来部こども家庭課こども総務係（市庁舎２階）

イ　受付時間　　火曜～金曜日の午前１０時１５分～午後４時４５分

ウ　相談件数

単位：件　　こども家庭課調

年　度	相談件数
3年度	1,335
4年度	1,286
5年度	1,244
6年度	1,083
7年度	**1,119**

⑶　資金の貸付制度

母子（父子）家庭の生活の安定と向上のための貸付けです。連帯保証人が１人必要です。

ア　貸付の種類　　事業開始、就学支度、修学、生活、転宅など１２資金

イ　利　　率　　無利子（住宅、転宅、結婚、生活費の一部は年１％）

ウ　受付窓口　　こども未来部こども家庭課こども総務係（市庁舎２階）

エ　貸付件数

単位：件　　こども家庭課調

年　度	貸付件数
3年度	0
4年度	5
5年度	2
6年度	0
7年度	**1**

５　子育て支援

⑴　子育て支援センター

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する講習等を実施しています。

ア　対　　象　　未就学児とその保護者

イ　開設時間　　月～土曜日（祝日、年末年始及び各センターの休館日を除く）の午前９時３０分～午後４時

相談は午前９時～午後４時

ウ　利用状況

単位：人、件　　こども家庭課調

年　度	第１子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」		第２子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」		第３子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」	
	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数
3年度	8,352	942	10,093	588	6,909	1,398
4年度	9,336	912	10,065	657	6,988	1,124
5年度	10,197	1,102	13,728	1,012	8,532	1,105
6年度	11,789	1,377	14,158	1,427	10,203	1,193
7年度	**10,948**	**1,466**	**14,477**	**1,446**	**10,747**	**1,350**

⑵　こども家庭センター

母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための相談支援機関です。こどもや家庭に関する様々な相談に対応し、必要な支援につなげます。

ア　母子保健相談

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口です。保健師などの専門職が、妊産婦や乳幼児の健康、育児に関する相談に応じ、必要な支援を行います。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	相談件数
7年度	**1,046**

イ　児童相談

１８歳未満の子どもに関する相談窓口です。子育ての悩みや子どもの発達、家庭環境、虐待などの相談に応じ必要な支援や関係機関との連携を行います。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	相談件数
3年度	289
4年度	319
5年度	294
6年度	256
7年度	**265**

⑶　利用者支援事業（基本型）での出張相談

子育て家庭等が利用する身近な場所で、個別のニーズ等に基づき、子育て支援に関する情報提供や、子育て支援事業・保育所等の利用に関する助言・支援を実施します。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	相談件数			
	市配置 子育て支援員	第１子育て支援センター ざまりんのおうち 「ゆめ」	第２子育て支援センター ざまりんのおうち 「ひまわり」	第３子育て支援センター ざまりんのおうち 「かがやき」
3年度	135	152	151	190
4年度	154	228	220	249
5年度	248	233	278	201
6年度	88	211	165	198
7年度	**44**	**95**	**144**	**63**

⑷　ファミリー・サポート事業

子育ての手助けが必要な方をサポートする制度で、育児のサポートを受ける人とサポートする人がそれぞれ会員となり助け合います。

・　協力会員（子育てを手助けしたい人）

この事業に対する理解と熱意を有する市内在住の２０歳以上で、事務局の実施する講習会を受講した人

・　利用会員（子育てを手助けしてほしい人）

原則として同居している親族であって、生後３か月から小学６年生までの乳児、幼児又は児童のある人

・　内　　容

保育園、幼稚園、児童ホーム、小学校等の送迎、預かり等

・　利用時間

午前６時３０分～午後９時

※原則として年末年始１２月２９日～１月３日は除く。

ア　登録会員の状況

単位：人　　こども家庭課調

年　度	利用会員	協力会員	両方登録者
3年度	652	125	3
4年度	586	143	5
5年度	673	125	6
6年度	780	147	6
7年度	**804**	**154**	**12**

イ　ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回、時間　　こども家庭課調

年　度	活動件数	活動時間
3年度	1,458	1,317.0
4年度	1,859	1,952.0
5年度	1,737	1,617.0
6年度	2,036	1,952.5
7年度	**2,167**	**1,975.5**

⑸　子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業では、出産後１年以内で、育児や家事に不安や負担を感じている方がいる子育て世帯や、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員を派遣し、家事の支援を実施しています。

単位：件、時間　　こども家庭課調

年　度	活動件数	活動時間
3年度	－	－
4年度	－	－
5年度	－	－
6年度	21	42
7年度	**50**	**112**

※令和6年10月より開始した事業のため、令和6年度は、10月から3月までの件数です。

⑹　各種相談

乳幼児育児相談

市内の保育園の園長等が、乳幼児の基本的生活習慣、発育・発達、育児方法などの育児全般について、各保育園で相談及び指導をしています。

単位：件　　保育・幼稚園課調

年　度	相談件数
3年度	753
4年度	978
5年度	725
6年度	720
7年度	906

⑺　妊婦支援給付金

妊婦支援給付金は、令和７年４月に施行された子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」として創設された制度であり、妊娠に伴う身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として支給されるものです。

・　給付内容

ア　１回目給付

妊婦給付認定後に５万円を支給

イ　２回目給付

胎児の数の届出後に、胎児１人当たり５万円を支給

・　支給状況

単位：件、千円　　こども家庭課

年　度	１回目	２回目	支給額
7年度	**761**	**752**	**76,400**

Ⅶ　保健衛生

1　地域医療対策事業

⑴　広域救急医療事業

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制は、応急的な治療に対応する一次救急医療（内科、小児科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して実施しています。

平成１５年４月１日から、一次救急医療は休日急患センターにおいて、小児科は三市（座間市、綾瀬市及び海老名市）、内科は二市（座間市及び綾瀬市）の共同運営で実施しています。また、二次救急医療は、広域輪番制により小児科は四市広域（座間市、綾瀬市、海老名市及び大和市）、内科・外科は、一次救急同様二市（座間市及び綾瀬市）で運営、実施しています。

ア　診療時間

・休日急患センター

平日夜間　　午後７時～１０時

土曜日・休日夜間　　午後６時～１０時

休日昼間　　午前９時～１２時、午後２時～５時

・二次救急医療

休日昼間　　午前８時～午後６時

毎 夜 間　　午後６時～翌朝８時

イ　休日急患センター患者数、事業費の推移

単位：人、千円　　健康医療課調

年　度	内　科			小児科		
	座間市民	市外在住者	計	座間市民	市外在住者	計
3年度	1,242	186	1,428	1,206	1,394	2,600
4年度	1,619	245	1,864	1,963	2,029	3,992
5年度	3,839	565	4,404	3,242	2,681	5,923
6年度	3,699	455	4,154	2,234	1,564	3,798
7年度	**2,981**	**433**	**3,414**	**2,502**	**1,466**	**3,968**

年　度	合　計			事業費
	座間市民	市外在住者	計	
3年度	2,448	1,580	4,028	80,321
4年度	3,582	2,274	5,856	72,199
5年度	7,081	3,246	10,327	77,230
6年度	5,933	2,019	7,952	77,230
7年度	**5,483**	**1,899**	**7,382**	**77,230**

ウ　二次救急医療患者数、事業費の推移

単位：人、千円　　健康医療課調

年　度	座間市民	市外在住者	計	事業費
3年度	2,866	4,644	7,510	162,600
4年度	3,021	5,364	8,385	162,490
5年度	3,401	5,548	8,949	163,205
6年度	3,412	4,577	7,989	173,107
7年度	**3,346**	**4,515**	**7,861**	**173,525**

⑵　休日昼間救急診療事業

市民が休日に急病になった場合の婦人科の救急医療体制は、市内医療機関の在宅当番医制で実施しています。

ア　診療時間　　午前９時～１２時、午後２時～５時

イ　休日昼間救急診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円　　健康医療課調

年　度	座間市民	市外在住者	計	事業費
3年度	155	18	173	11,088
4年度	150	19	169	11,088
5年度	116	20	136	11,220
6年度	15	14	29	11,088
7年度	**29**	**13**	**42**	**11,220**

※６年度から集計方法を変更（１２月年末年始受診分を除する）

⑶　休日昼間外科診療事業

休日昼間における外科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア　診療時間　　午前９時～１２時、午後２時～５時

イ　休日昼間外科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円　　健康医療課調

年　度	患者数	事業費
3年度	332	9,228
4年度	276	9,228
5年度	232	9,228
6年度	224	9,228
7年度	**221**	**9,228**

⑷　休日昼間歯科急患診療事業

休日昼間における歯科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア　診療時間　　午前９時～１２時、午後２時～５時

イ　休日昼間歯科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円　　健康医療課調

年　度	患者数	事業費
3年度	120	11,674
4年度	119	11,674
5年度	100	11,693
6年度	144	11,769
7年度	**125**	**11,824**

⑸　市内の医療関係施設数

単位：箇所　　（各年度末現在）厚木保健福祉事務所調

年　度	医療施設				その他の施設		
	病　院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	あんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師の施術所	柔道整復師の施術所
3年度	4	61	63	0	13	85	39
4年度	4	62	60	0	12	88	39
5年度	4	65	59	0	12	89	38
6年度	4	65	58	0	12	94	37
7年度	**4**	**63**	**54**	**0**	**12**	**96**	**35**

⑹　市内の病院・一般診療所病床数

単位：箇所　　（各年度末現在）厚木保健福祉事務所調

年　度	病　院	一般診療所	計
3年度	950	57	1,007
4年度	905	57	962
5年度	905	57	962
6年度	905	57	962
7年度	**905**	**57**	**962**

2　母子保健事業

⑴　母子健康手帳の交付

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録することにより、妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料とするため、妊娠の届出をした方に交付しています。

・妊娠届出者数

単位：人、歳　　こども家庭課調

年　度	妊娠届出者数	初妊婦平均年齢
3年度	847	30.1
4年度	777	30.0
5年度	740	29.7
6年度	755	29.8
7年度	**743**	**30.2**

⑵　妊婦健康診査

妊婦の健康管理を徹底するため、全妊婦を対象に妊娠中に１４回の健康診査の費用を補助しています。また令和３年度から多胎妊婦の健診を5回追加しました。

・妊婦健康診査受診状況

単位：人　　こども家庭課調

年　度	１回目	２回目	３回目	４回目	５回目	6～15回目	計
3年度	811	814	824	830	831	6,433	10,543
4年度	741	750	744	743	755	5,815	9,548
5年度	711	710	702	699	697	5,170	8,689
6年度	734	723	696	686	677	5,036	8,552
7年度	**697**	**697**	**686**	**683**	**681**	**5,243**	**8,687**

⑶　妊婦歯科健康診査

妊婦のう蝕の早期発見と歯周病の予防を推進し、健康で健やかなマタニティライフを送るために実施しています。

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	受診者	受診率
3年度	910	196	21.5
4年度	838	227	27.1
5年度	811	170	21.0
6年度	827	172	20.8
7年度	**811**	**193**	**23.8**

⑷　産婦健康診査

産後うつを予防するため、概ね産後２週間及び１か月時に産婦の心身の状態を把握する産婦健康診査を実施しています。（平成３０年８月から開始）

単位：人　　こども家庭課調

年　度	受診者（２週間）	受診者（１か月）
3年度	617	804
4年度	576	749
5年度	538	688
6年度	525	661
7年度	**571**	**693**

⑸　産後ケア事業

出産後の母親が安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を実施しています。（平成３０年８月から開始）

ア　デイサービス

出生後４か月に満たない乳児とその母が市内産科医療機関で授乳指導や児の発育・発達の確認、母体のケアなどを受けることができます。

令和７年度より産後ケア事業が拡充され、宿泊型、通所型、訪問型の３種類になりました。

単位：人　　こども家庭課調

年　度	利用者数（実）	利用者数（延）
3年度	150	311
4年度	193	386
5年度	199	391
6年度	229	410
7年度	**155**	**583**

年　度	宿泊型		通所型		訪問型	
	利用者数（実）	利用者数（延）	利用者数（実）	利用者数（延）	利用者数（実）	利用者数（延）
3年度	－	－	－	－	－	－
4年度	－	－	－	－	－	－
5年度	－	－	－	－	－	－
6年度	－	－	－	－	－	－
7年度	**33**	**99**	**155**	**583**	**98**	**229**

イ　乳房ケア

委託開業助産師が産婦の自宅を訪問し、赤ちゃんの発育、発達など育児全般についての相談、乳房マッサージ及び授乳指導を実施しています。

令和６年度で本事業は終了しました。

単位：人　　こども家庭課調

年　度	利用者数
3年度	64
4年度	60
5年度	66
6年度	49

⑹　４か月児健康診査

疾病異常の早期発見及び育児、栄養指導、予防接種相談を受けることで、保護者が安心して育児が行えることを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア　４か月児健康診査受診状況

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	受診者	受診率
3年度	817	791	96.8
4年度	834	807	96.8
5年度	735	726	98.8
6年度	718	707	98.5
7年度	**686**	**678**	**98.8**

※新型コロナウイルス感染症拡大により、令和２年５月から８月は集団健診を中止し、指定医療機関による個別健診を実施しました。また、同年９月から令和５年３月は、同感染症の影響を鑑み集団健診と並行して希望者に対して個別健診を実施しました。

イ　栄養相談、発達相談、予防接種相談

単位：人　　こども家庭課調

年　度	栄養相談	発達相談	予防接種相談
3年度	56	39	※0
4年度	65	56	※0
5年度	60	57	※0
6年度	67	45	※0
7年度	**64**	**27**	**※0**

※令和３年度以降「予防接種相談」は、問診時に保健師が随時対応することにしたため、相談件数として計上できません。

⑺　８～１０か月児健康診査

発達、栄養、運動機能及び精神発達を診査し、疾病及び異常の早期発見を目的として、指定医療機関で実施しています。

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	受診者	受診率
3年度	817	784	96.0
4年度	856	828	96.7
5年度	791	782	98.9
6年度	713	686	96.2
7年度	**702**	**687**	**97.9**

⑻　１歳６か月児健康診査

指定医療機関で内科診査、その翌月に市民健康センターで歯科健診、歯みがき指導、心理相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、発育・発達の確認、う蝕の早期発見と予防、食生活習慣の確認及び育児支援を行うことを目的として実施しています。

ア　１歳６か月児健康診査受診状況

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	内科診査		歯科診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率
3年度	881	826	93.8	805	91.4
4年度	853	798	93.6	766	89.8
5年度	853	805	94.3	790	92.6
6年度	806	731	90.7	733	90.9
7年度	**743**	**705**	**94.9**	**691**	**93.0**

イ　心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人　　こども家庭課調

年　度	心理相談	栄養指導	保健指導
3年度	33	99	29
4年度	47	121	13
5年度	39	77	29
6年度	30	77	21
7年度	**34**	**90**	**29**

⑼　２歳児歯科健康診査

う蝕の急増期にある２歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行い、う蝕の多発や重症化を予防することを目的として実施しています。

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	受診者	受診率
3年度	909	804	88.4
4年度	856	758	88.6
5年度	889	773	87.0
6年度	827	712	86.1
7年度	**747**	**672**	**90.0**

⑽　３歳６か月児健康診査

内科健診、歯科健診、視聴覚検査、心理相談、言葉の相談、保健指導、栄養指導及び歯科保健指導を行うことにより、発育・発達の確認、う蝕の早期発見、育児支援などを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア　３歳６か月児健康診査受診状況

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	内科診査		歯科診査		視聴覚診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
3年度	1,044	988	94.6	988	94.6	988	100.0
4年度	896	871	97.2	871	97.2	871	100.0
5年度	893	851	95.3	851	95.3	851	100.0
6年度	871	838	96.2	838	96.2	838	100.0
7年度	**835**	**799**	**95.7**	**799**	**95.7**	**799**	**100.0**

※視聴覚診査の受診率は、内科診査受診者に対する割合。

イ　心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人　　こども家庭課調

年　度	心理相談	栄養指導	保健指導
3年度	23	86	42
4年度	26	73	52
5年度	22	68	64
6年度	26	91	42
7年度	**28**	**68**	**69**

⑾　５歳児発達健康診査

心身の発達上重要な時期にある５歳児に対して発達健康診査を実施し、心身両面にわたる適切な指導を行うこと、また、未就園児が健康診査を受けられる機会を得る目的として実施しています。

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	対象者	受診者	受診率
7年度	**900**	**79**	**8.8**

⑿　母子保健相談指導事業

ア　育児相談

乳幼児期の様々な疑問、心配ごとなどに対して、保護者が自信と主体性を持ち解決できるよう、保健師、栄養士が市公民館、市民健康センター等で相談を実施しています。

単位：回、人　　こども家庭課調

年　度	実施回数	来所者		
		乳　児	幼　児	計
3年度	28	250	149	399
4年度	28	192	112	304
5年度	28	228	202	430
6年度	27	271	187	458
7年度	**28**	**306**	**247**	**553**

イ　親子相談

幼児健康診査や育児相談等で言語発達や行動、育児について心配のある親子に対して臨床心理士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：人　　こども家庭課調

年　度	実人数	延べ人数
3年度	68	70
4年度	81	82
5年度	67	67
6年度	53	53
7年度	**51**	**51**

ウ　母親父親教室

初めて、母親、父親になる方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師が妊娠、出産、育児についての正しい知識を伝えることで、親となる自覚と自信を身に付けていただく機会として、市民健康センターで実施しています。

単位：人、％　　こども家庭課調

年　度	初妊婦届出人数	母親実人数	父親実人数	受講者延べ人数	受講率
3年度	360	64	54	370	17.8
4年度	351	67	63	302	19.1
5年度	344	63	57	280	16.6
6年度	355	66	62	310	18.6
7年度	**362**	**54**	**47**	**224**	**14.9**

※受講率＝母親実人数÷初妊婦数×100

エ　親子教室（わくわく教室）

１歳６か月児健康診査や育児相談などから把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士が子どもとの接し方等について相談、指導を実施しています。

単位：人　　こども家庭課調

年　度	来所者数
3年度	256
4年度	194
5年度	344
6年度	208
7年度	**268**

オ　幼児教室（すくすく教室）

３歳６か月児健康診査や育児相談等から把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士が子どもとの接し方等について相談、指導を実施しています。

単位：人　　こども家庭課調

年　度	来所者数
3年度	184
4年度	156
5年度	258
6年度	242
7年度	**270**

カ　離乳食教室

乳児を健やかに育てるために、離乳食や育児についての基本的知識を習得することを目的に、市民健康センターにて実施しています。

単位：回、人　　こども家庭課調

年　度	離乳食育児教室（赤ちゃん教室）				離乳食中期教室（もぐもぐ教室）			
	実施回数	来所人数			実施回数	来所人数		
		保護者	乳幼児	計		保護者	乳幼児	計
3年度	12	58	55	113	9	55	51	106
4年度	12	81	81	162	9	57	56	113
5年度	12	97	88	185	9	57	50	107
6年度	12	91	73	164	9	59	50	109
7年度	**12**	**81**	**67**	**148**	**8**	**46**	**41**	**87**

キ　ぱくぱく幼児食教室

１歳～１歳３か月児（第１子のみ）を対象に、離乳食完了期の進め方についての講話を市民健康センターで実施しています。

単位：回、人　　こども家庭課調

年　度	実施回数	来所人数		
		親	乳幼児	計
3年度	4	19	19	38
4年度	4	22	22	44
5年度	4	20	18	38
6年度	4	15	13	28
7年度	**3**	**15**	**12**	**27**

ク　乳幼児訪問指導

乳幼児健康診査の事後指導者及び未受診者並びに育児相談経過観察者を対象に、保健師が随時家庭訪問をして保健指導を実施しています。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	家庭訪問件数
3年度	311
4年度	286
5年度	232
6年度	306
7年度	**359**

ケ　未熟児訪問指導

出生体重が２，５００ｇ未満の乳幼児と養育医療が必要な児を対象に助産師及び保健師が訪問しています。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	家庭訪問件数
3年度	75
4年度	71
5年度	71
6年度	54
7年度	**78**

コ　新生児訪問

身体的又は精神的に不安定な状態にある新生児や産婦等に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を実施しています。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	家庭訪問件数
3年度	390
4年度	347
5年度	355
6年度	423
7年度	**369**

サ　乳児家庭全戸訪問

生後４か月までの乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や育児情報の提供をしています。

単位：件　　こども家庭課調

年　度	家庭訪問件数
3年度	372
4年度	341
5年度	288
6年度	275
7年度	**270**

3　健康づくり推進事業

⑴　健康ざま普及員活動

座間市自治会総連合会の１３地区自治会連合会長から推薦された市民が、市長より委嘱を受け、６地区に分かれ地域に根ざした健康づくりを自治会とともに展開しています。任期は２年間で、活動内容は健康づくりの意識の普及・啓発活動、地域での情報収集・情報提供、各種事業への協力と参加の呼び掛けを実施しています。

令和７年度を以って事業を終了しました。

ア　健康ざま普及員会役員会及びリーダー連絡会実施状況

単位：回、人　　健康医療課調

年　度	実施回数	延べ人数
3年度	9	46
4年度	9	43
5年度	11	51
6年度	10	49
7年度	**9**	**44**

イ　地区活動実施結果

単位：人、回　　健康医療課調

年　度	入谷、立野台、明王			相模が丘			ひばりが丘、小松原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
3年度	4	13	68	10	13	104	6	14	74
4年度	5	16	77	9	14	124	4	14	119
5年度	5	12	57	9	15	158	4	13	114
6年度	1	11	42	7	17	154	3	14	73
7年度	**1**	**14**	**75**	**7**	**16**	**292**	**3**	**14**	**95**

年　度	相武台、緑ケ丘、広野台、小池			座間、四ツ谷、新田宿			栗原、さがみ野、東原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
3年度	6	7	33	0	0	0	6	13	53
4年度	2	15	63	0	0	0	6	26	482
5年度	2	14	110	0	0	0	6	14	210
6年度	2	12	111	0	0	0	3	19	240
7年度	**2**	**15**	**117**	**0**	**0**	**0**	**3**	**17**	**190**

（令和４年度より緑ケ丘地区は自治会と保健師が一緒に健康づくり活動をしています。）

ウ　健康ざま普及員活動委託料

単位：千円　　健康医療課調

年　度	委託料
3年度	47
4年度	56
5年度	74
6年度	68
7年度	**104**

４　献血推進事業

昭和３９年８月２１日の閣議決定に基づき、国、県、市町村及び日本赤十字社が一体となって献血制度を推進しています。昭和６１年４月から従来の２００ml献血に、新たに４００ml献血と成分献血が加わり、民間団体の協力による街頭献血と企業の協力による事業所献血を実施しています。

事業の推進に当たっては、献血の目標人数を定め、広報紙、チラシ、ポスター、看板等による献血思想を普及するとともに献血の日程を周知し、目標人数の確保に努めています。

・　献血実施状況

単位：会場、台、人、ℓ、％　　地域福祉課調

年　度	会場数	延べ台数	献　血 希望者	献血者		目標値	献血量	達成率
					うち 400ml 献　血			
3年度	19	19	779	702	671	436.0	274.6	63.0
4年度	33	33	1,153	1,061	997	354.4	411.6	116.1
5年度	24	24	835	736	705	411.8	288.2	70.0
6年度	25	25	797	706	665	293.0	274.2	93.6
7年度	**25**	**25**	**853**	**760**	**724**	**282.0**	**296.8**	**105.3**

※目標達成率＝献血量÷目標数×100

５　広域大和斎場組合事業

大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の４市で広域大和斎場組合を組織し、昭和５７年４月から火葬業務を実施しています。

組合は、火葬場施設としての管理及び運営に関する事務を共同処理しています。

ア　所　在　地　　大和市西鶴間８丁目１０番８号

イ　敷 地 面 積　　約１８，４００㎡

ウ　延べ床面積　　５，５１０㎡

エ　年度別火葬体数利用状況

単位：体、千円　　健康医療課調

年　度	座間市	大和市	海老名市	綾瀬市	その他	計	市分担金
3年度	1,257	2,208	1,160	859	710	6,194	58,288
4年度	1,426	2,383	1,263	899	720	6,691	59,034
5年度	1,421	2,510	1,342	905	330	6,508	79,489
6年度	1,402	2,567	1,372	937	417	6,695	69,950
7年度	**1,440**	**2,460**	**1,308**	**990**	**219**	**6,417**	**85,059**

６　予防接種事業

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づいて予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

【予防接種の変更経緯】

- 平成７年度から、風しん（幼児）と日本脳炎（小学４年生、中学３年生）を追加実施。
- 平成７年度から、ポリオ、ツベルクリン、ＢＣＧを除きすべて個別接種。
- 平成１３年度から、６５歳以上の希望者に対してインフルエンザを実施。
- 平成１５年９月３０日で生徒の風しんを廃止。
- 平成１７年度から、ツベルクリン廃止。
- 平成１７年５月３０日から、日本脳炎の積極的勧奨の差し控え。
- 平成１７年７月２９日から、日本脳炎３期廃止。
- 平成１８年４月からＭＲ開始。麻しん・風しん対象者は１歳～２歳未満、小学校就学前１年間へ変更。
- 平成２０年度から、ＭＲ３期（中学１年生）・４期（高校３年生）開始（５年間の経過措置）。
- 平成２２年度から、日本脳炎の接種を開始。
- 平成２３年３月から、任意の予防接種として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを開始（平成２５年度より定期接種として開始）。
- 平成２４年９月から不活化ポリオワクチン、１１月から４種混合を開始。これにより経口生ポリオワクチンは、５月で終了。ＭＲ３期（中学１年生）・４期（高校３年生）の経過措置は平成２４年度で終了。
- 平成２５年５月から風しん緊急対策のため成人に風しん（ＭＲ）予防接種を開始。
- 平成２５年６月１４日から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を中止。
- 平成２５年１０月から７５歳以上に任意の予防接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- 平成２６年１０月から水痘ワクチン及び６５歳以上の希望者並びに定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- 平成２８年４月から予防接種スケジュール作成をメインとした子育て情報モバイルサービスを開始。
- 平成２８年１０月からＢ型肝炎ワクチンを定期接種として開始。
- 令和元年度４月から風しんの追加対策として、昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日生れまでの男性に風しん抗体検査と風しん第５期の定期接種を開始。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ＢＣＧを令和２年６月から個別接種に切替え。
- 令和２年１０月からロタウイルスワクチンを定期接種として開始。

・ 令和３年４月から予防接種再接種事業を開始。
・ 令和３年１１月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の中止を終了。
・ 令和５年３月３１日で座間市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を終了。
・ 令和４年４月から子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種を実施。
対象：令和４年度　平成９年４月２日から平成１８年４月１日生まれの女子
令和５年度　平成９年４月２日から平成１９年４月１日生まれの女子
令和６年度　平成９年４月２日から平成２０年４月１日生まれの女子
・ 令和５年４月から４種混合ワクチンの接種始期を生後２か月に変更
・ 令和６年４月から５種混合ワクチンと肺炎球菌１５価ワクチンを定期接種として開始。
・ 令和６年１０月から肺炎球菌２０価ワクチンを定期接種として開始。肺炎球菌１３価ワクチンは定期接種を終了した。
・ 令和６年１０月から、６５歳以上の希望者に対して新型コロナウイルス感染症定期接種を開始。
・ 風しん抗体検査は、令和６年度で事業終了。
・ 令和７年４月から帯状疱疹ワクチン定期予防接種を実施。
・ 令和７年３月末で終了予定だった子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種は、過去３年間に一度でも接種し、２～３回未完了の方のみ令和８年３月末までの１年間延長された。また、対象者が拡大した。
対象：令和７年度　平成９年４月２日から平成２１年４月１日生まれの女子
・ 麻しん風しんワクチンを接種できなかった方のみ、定期接種期間が２年間延長された。
対象：ＭＲ第１期：令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ
ＭＲ第２期：平成３０年４月２日～平成３１年４月１日生まれ
・ 令和８年３月で子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種が終了した。
・ 予防接種の実施状況

単位：人（委託医療機関実施分及び償還払いの延べ接種人数）、千円

健康医療課・こども家庭課調

年　度	五種混合	ロタウイルス	小児肺炎球菌	ＢＣＧ	水痘	Ｂ型肝炎	二種混合
3年度	－	1,913	3,276	783	1,571	2,450	698
4年度	－	1,820	3,208	812	1,584	2,384	816
5年度	－	1,645	2,930	763	1,541	2,179	695
6年度	1,966	1,595	2,774	684	1,401	2,040	823
7年度	**2,809**	**1,616**	**2,781**	**689**	**1,323**	**2,078**	**729**

年　度	日本脳炎		ＭＲ	麻しん	風しん	ＭＲ	麻しん	風しん	子宮頸がん予防
	6歳未満	6歳以上	１期			２期			
3年度	1,560	726	798	0	0	946	0	0	248
4年度	2,737	1,357	821	0	0	879	0	0	834
5年度	2,196	1,161	780	0	0	923	0	0	1,243
6年度	2,029	1,200	662	0	0	845	0	0	4,054
7年度	**2,063**	**1,028**	**697**	**0**	**0**	**816**	**0**	**0**	**1,504**

年　度	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	高齢者肺炎球菌	帯状疱疹	ＭＲ	風しん	風しん抗体検査	風しんＭＲ
					成人			５期
3年度	13,463	－	285	－	79	6	1,457	356
4年度	14,326	－	309	－	83	2	422	107
5年度	13,500	－	2,097	－	94	2	69	17
6年度	12,486	5,586	210	－	66	7	475	85
7年度	**13,212**	**3,480**	**343**	**2,935**	**82**	**5**	**0**	**1**

年　度	四種混合	ヒ　ブ	三種混合	不活化ポリオ	事業費
3年度	3,292	3,287	－	1	340,862
4年度	3,196	3,190	0	0	343,566
5年度	3,192	2,931	0	0	348,862
6年度	987	789	0	0	486,662
7年度	**141**	**45**	**0**	**0**	**409,753**

※五種混合とはジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ。

※四種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ。

※三種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風。

※二種混合とは、ジフテリア、破傷風。

※事業費は、予防接種委託料（予診のみ含む）、償還払いの合計。

7　狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しこれを撲滅するため、生後９１日以上の犬を対象に、年１回、集団での登録と予防注射等を実施しています。

飼主へのマナーについては、予防注射実施時にパンフレット等を配布するほか、広報紙等を通じ啓発に努めています。

・　犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭、箇所　　健康医療課調

年　度	登録数	注射数	うち集合注射分		
			会　場	登録数	注射数
3年度	6,184	5,311	9	4	547
4年度	6,226	5,090	8	5	520
5年度	6,357	4,982	7	0	516
6年度	6,357	5,090	7	5	500
7年度	**6,405**	**5,063**	**7**	**0**	**514**

8　健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療を確保することを目的として、昭和５８年２月に老人保健法が施行されました。平成２０年度には健康増進法が施行され、この法律に基づき、「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」を実施しています。

⑴　健康教育

４０歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防及び健康の保持のため、医師、歯科衛生士、栄養士及び保健師等により健康教育を実施しています。

単位：回、人、千円　　健康医療課調

年　度	①一般健康教育		②重点健康教育		計		事業費
	回　数	延べ人数	回　数	延べ人数	回　数	延べ人数	
3年度	87	795	14	159	101	954	273
4年度	121	1,175	20	381	141	1,556	309
5年度	120	1,321	24	364	144	1,685	－
6年度	70	1,847	35	638	105	2,485	－
7年度	**116**	**1,533**	**52**	**885**	**168**	**2,418**	**－**

①　一般健康教育＝生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及教育など

②　重点健康教育＝歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）、病態別、薬の健康教育

※令和３年度から消耗品及び医薬材料費等を健康教育事業費として計上。会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当は保健衛生総務管理経費へまとめています。

※令和５年度から成人保健事業費に統合したため個別事業費の算出は廃止しました。

⑵　健康相談

おおむね４０歳以上の方を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を実施しています。

単位：回、人、千円　　健康医療課調

年　度	①総合健康相談		②重点健康相談		計		事業費
	回　数	延べ人数	回　数	延べ人数	回　数	延べ人数	
3年度	5	86	13	65	18	151	211
4年度	17	496	13	48	30	544	301
5年度	17	321	12	76	29	397	－
6年度	39	701	13	108	52	809	－
7年度	**46**	**599**	**12**	**71**	**58**	**670**	**－**

①　総合健康相談＝がん検診会場や依頼等で行う健康相談。

②　重点健康相談＝相談内容が病態別に分類できる健康相談。

※令和３年度から消耗品及び医薬材料費等を健康相談事業費として計上。会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当は保健衛生総務管理経費へまとめています。

※令和５年度から成人保健事業費に統合したため個別事業費の算出は廃止しました。

⑶　健康診査

平成１９年度に老人保健法に基づく基本健康診査が廃止され、平成２０年度から特定健康診査非対象者である生活保護受給者、短期滞在の外国人については健康増進法により、７５歳以上の後期高齢者については、高齢者の医療の確保に関する法律により健康診査が実施されることになりました。また、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査（歯周疾患）も健康増進法に基づき実施しています。座間市では、後期高齢者の健康診査や、特定健康診査では対象としない血清尿酸および胸部エックス線の独自検査項目を追加して健康診査事業の充実を図っています。

ア　健康診査等実施状況

単位：人、％　　健康医療課・保険年金課調

年　度	後期高齢者健康診査			健康診査	肝炎ウイルス検査受診者	市独自の追加検査受診者
	対象者数	受診者数	受診率			
3年度	16,417	5,558	33.9	147	286	5,758
4年度	17,717	5,945	33.6	171	214	5,353
5年度	18,774	6,279	33.4	179	155	6,008
6年度	18,916	6,675	35.3	145	138	5,667
7年度	**19,998**	**7,258**	**36.3**	**139**	**328**	**4,959**

イ　がん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん及び口腔がん）検診生活習慣病予防の一環として実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

・　胃がん検診は、昭和４８年度から４０歳以上の方を対象として検診車による集団検診で実施。

・　肺がん検診は、昭和５６年度から４０歳以上の方を対象として指定医療機関における施設検診で実施。
・　大腸がん検診は、平成元年度から４０歳以上の方を対象として集団検診で実施。平成２８年度から、施設検診も開始。２日間の採便による便潜血検査。
・　子宮がん検診は、昭和４９年度から３０歳以上の女性を対象として検診車による集団検診で実施。昭和５９年度から、施設検診も開始。平成１７年度から、国の指針により２０歳以上隔年で実施。平成２１年度から２０歳以上全年齢で実施。
・　乳がん検診は、昭和５４年度から３０歳以上の女性を対象として集団検診で実施。平成１６年度から、国の指針により５０歳以上隔年で実施。平成１７年度から、４０歳以上隔年でマンモグラフィを実施。平成２１年度から、３０歳以上を対象に指定医療機関で視触診検診を実施。平成３０年度から、マンモグラフィ施設検診も開始。
・　前立腺がん検診は平成１７年度から５０歳以上の男性を対象に指定医療機関でＰＳＡ検査を実施。
・　口腔がん検診は、平成２４年度から集団検診で実施。
・　胃がんリスク検診は、平成２８年度から令和２年度まで４０歳以上７０歳までの５歳刻みの年齢を対象に実施。令和３年度から４０歳以上７０歳までの男女で、過去に受診経験のない方を対象に実施。
・　胃がん（内視鏡）検診は、国の指針により令和５年度から５０歳以上隔年を対象として実施。

単位：人、千円　　健康医療課調

年　度	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
3年度	721	5,062	4,427	3,496	1,197
4年度	698	5,132	4,636	3,602	1,170
5年度	627	4,824	4,578	3,570	1,187
6年度	580	5,109	4,799	3,701	1,136
7年度	**572**	**5,258**	**5,013**	**3,776**	**1,237**

年　度	前立腺がん	口腔がん	胃がん リスク	胃がん (内視鏡)	事業費
3年度	2,376	67	252	－	84,521
4年度	2,555	66	223	－	86,734
5年度	2,383	67	119	314	90,945
6年度	2,445	82	118	427	97,617
7年度	**2,575**	**79**	**－**	**582**	**103,831**

※胃がんリスク検診は、令和６年度で事業終了

⑷　訪問指導

健康増進事業及び後期高齢者保健事業に基づき訪問指導をしています。

単位：人、件　　健康医療課調

年　度	保健師数	訪問指導件数	
			うち65歳以上
3年度	10	9	0
4年度	6	0	0
5年度	9	71	50
6年度	13	91	76
7年度	**17**	**96**	**41**

※２年度から４年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため腎臓を守るための保健指導への参加勧奨を訪問勧奨から電話勧奨へ変更したため訪問件数が減少。

※令和５年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業開始

９　成人歯科健康診査

２０歳、３０歳および４０歳以上の方を対象に、指定医療機関（歯科）に委託して実施しています。

単位：人、％　　健康医療課調

年　度	対象者数	受診者数	受診率
3年度	81,862	869	1.06
4年度	82,335	995	1.21
5年度	82,636	896	1.08
6年度	85,522	1,038	1.21
7年度	**85,945**	**970**	**1.13**

１０　小児医療助成事業

高校３年生相当までの方の入・通院、補装具に係る保険診療の自己負担分を助成しています。

※小児医療費助成の変更経緯

- 平成７年１０月事業開始
- 平成１４年１０月１日から通院対象年齢を４歳未満児まで引き上げ
- 平成１６年１０月１日から通院対象年齢を５歳未満児まで引き上げ
- 平成１７年１０月１日から通院対象年齢を小学校就学前まで引き上げ
- 平成２０年７月１日から通院対象年齢を小学３年生まで引き上げ
- 平成２４年１０月１日から通院対象年齢を小学４年生まで引き上げ
- 平成２６年１０月１日から通院対象年齢を小学６年生まで引き上げ
- 平成３０年１０月１日から通院対象年齢を中学３年生まで引き上げ
- 令和５年４月１日から所得制限廃止
- 令和５年１０月１日から対象年齢を高校３年生相当まで引き上げ

⑴　給付対象者の状況

単位：人、％　　子育て支援課調

年　度	中学３年生まで			対15歳以下人口比	15歳以下人口
	国民健康保険	社会保険	計		
3年度	2,282	10,853	13,135	81.5	16,126
4年度	2,156	10,679	12,835	80.7	15,898

年　度	高校３年生相当まで			対18歳以下人口比	18歳以下人口
	国民健康保険	社会保険	計		
5年度	2,617	14,751	17,368	92.0	18,874
6年度	2,613	14,574	17,187	92.6	18,556
7年度	**2,532**	**14,387**	**16,919**	**92.8**	**18,231**

※人口は各年度末の翌月４月１日現在

⑵　医療費の状況

単位：件、円　　子育て支援課調

年　度	現物支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	19,998	42,646,926	149,588	310,799,221
4年度	20,827	48,211,300	156,627	323,402,951
5年度	26,140	56,064,760	214,057	448,899,722
6年度	27,857	63,025,744	233,077	503,195,336
7年度	**25,404**	**59,383,558**	**225,884**	**503,049,497**

年　度	償還支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	826	1,536,959	1,796	9,082,778
4年度	928	1,551,692	1,697	8,091,843
5年度	886	1,542,597	2,350	9,435,391
6年度	876	2,034,311	2,542	8,934,253
7年度	**971**	**2,415,011**	**2,655**	**10,468,459**

年　度	計			
	国民健康保険		社会保険	
	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	20,824	44,183,885	151,384	319,881,999
4年度	21,755	49,762,992	158,324	331,494,794
5年度	27,026	57,607,357	216,407	458,335,113
6年度	28,733	65,060,055	235,619	512,129,589
7年度	**26,375**	**61,798,569**	**228,539**	**513,517,956**

年　度	合　計		１件当たり金額	１人当たり金額
	件　数	支給額		
3年度	172,208	364,065,884	2,114	27,717
4年度	180,079	381,257,786	2,117	29,705
5年度	243,433	515,942,470	2,119	29,706
6年度	264,352	577,189,644	2,183	33,583
7年度	**254,914**	**575,316,525**	**2,257**	**34,004**

※令和４年度までは中学３年生までの数値

※令和５年度は１０月１日から対象を高校３年生相当まで引き上げた数値

１１　心身障害者医療費援助事業

身体障害者手帳１～３級の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方又はＩＱ５０以下の判定を受けている方（若しくは療育手帳Ａ１、Ａ２、Ｂ１の交付を受けている方）に対し、保険診療の自己負担分を援助しています。ただし、平成１８年１０月１日から、身体障害者手帳３級及びＩＱ３６以上５０以下の方（若しくは療育手帳Ｂ１の方）は、保険診療の一割を負担していただくことになりました。

⑴　資格取得者の状況

単位：人、％　　（各年度末現在）障がい福祉課調

年　度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身障・知的・精神 両該当	計	対人口比	人　口
3年度	1,450	450	74	78	1,896	1.44	131,976
4年度	1,385	454	89	78	1,850	1.40	132,072
5年度	1,344	438	97	75	1,804	1.37	131,863
6年度	1,208	435	97	76	1,740	1.32	131,893
7年度	**1,204**	**456**	**102**	**76**	**1,762**	**1.34**	**131,760**

※人口は各年度末の翌月４月１日現在。

⑵　心身障害者医療費

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件　数	支給額	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	19,074	107,687,250	12,835	90,591,147	13,095	34,425,274
4年度	18,804	104,976,396	12,693	91,772,261	12,407	35,965,321
5年度	19,392	109,720,838	13,389	92,562,443	11,696	38,649,655
6年度	19,410	107,113,620	13,725	94,613,187	11,019	31,696,293
7年度	**18,862**	**108,885,133**	**14,191**	**94,602,623**	**10,357**	**30,385,413**

年　度	償還支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件　数	支給額	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	1,712	10,935,220	1,125	7,782,530	561	2,267,362
4年度	1,491	8,546,014	1,147	8,369,260	579	2,265,019
5年度	1,330	8,930,188	900	6,803,295	530	1,955,443
6年度	1,246	9,129,362	835	7,608,010	641	1,996,681
7年度	**1,312**	**10,355,409**	**979**	**7,750,063**	**618**	**1,534,255**

年　度	計					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件　数	支給額	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	20,786	118,622,470	13,960	98,373,677	13,656	36,692,636
4年度	20,295	113,522,410	13,840	100,141,521	12,986	38,230,340
5年度	20,722	118,651,026	14,289	99,365,738	12,226	40,605,098
6年度	20,656	116,242,982	14,560	102,221,197	11,660	33,692,974
7年度	**20,174**	**119,240,542**	**15,170**	**102,352,686**	**10,975**	**31,919,668**

年　度	合　計		１件当たり金額	１人当たり金額
	件　数	支給額		
3年度	48,402	253,688,783	5,241	133,802
4年度	47,121	251,894,271	5,346	136,159
5年度	47,237	258,621,862	5,475	143,360
6年度	46,876	252,157,153	5,379	144,918
7年度	**46,319**	**253,512,896**	**5,473**	**143,878**

１２　精神障害者通院医療費助成事業

健康保険に加入しており精神障害者保健福祉手帳１級または２級及び自立支援医療受給者証をお持ちの方で助成券を申請された方に対し、精神通院医療費を助成しています。

⑴　資格取得者の状況

単位：人　　障がい福祉課調

年　度	国民健康保険	社会保険	後期高齢	計
3年度	369	269	18	656
4年度	389	280	18	687
5年度	421	282	23	726
6年度	404	315	22	741
7年度	**409**	**341**	**24**	**774**

⑵　精神通院医療費

単位：件、円　　障がい福祉課調

年　度	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件　数	支給額	件　数	支給額	件　数	支給額
3年度	4,738	8,084,570	2,711	5,618,160	185	337,760
4年度	4,321	7,400,170	3,043	6,146,900	283	436,200
5年度	4,854	8,146,480	3,036	6,482,960	297	427,620
6年度	4,973	8,310,150	3,271	6,812,920	327	472,950
7年度	**4,620**	**8,014,600**	**3,474**	**7,223,230**	**337**	**483,110**

年　度	計		1件当たり	1人当たり
	件　数	支給額	金額	金額
3年度	7,634	14,040,490	1,839	21,403
4年度	7,647	13,983,270	1,829	20,354
5年度	8,187	15,057,060	1,839	20,740
6年度	8,571	15,596,020	1,820	21,047
7年度	**8,431**	**15,720,940**	**1,865**	**20,311**

１３　後期高齢者医療

平成１８年６月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成２０年４月から７５歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が始まりました。

⑴　保険料の収納状況

単位：円　　保険年金課調

年　度	特別徴収			
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額
3年度	869,949,705	872,151,435	0	0
4年度	883,179,720	885,566,360	0	0
5年度	916,478,250	919,589,965	0	0
6年度	979,134,740	981,724,540	0	0
7年度	**1,046,361,750**	**1,049,202,365**	**0**	**0**

年　度	普通徴収			
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額
3年度	526,944,610	506,765,705	4,488,710	16,293,535
4年度	607,988,135	585,973,420	4,653,260	17,928,560
5年度	614,495,460	592,253,615	5,569,255	17,474,720
6年度	822,846,400	794,130,655	7,249,315	21,986,030
7年度	**903,010,100**	**872,309,985**	**6,174,650**	**25,246,310**

年　度	計			
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額
3年度	1,396,894,315	1,378,917,140	4,488,710	16,293,535
4年度	1,491,167,855	1,471,539,780	4,653,260	17,928,560
5年度	1,530,973,710	1,511,843,580	5,569,255	17,474,720
6年度	1,801,981,140	1,775,855,195	7,249,315	21,986,030
7年度	**1,949,371,850**	**1,921,512,350**	**6,174,650**	**25,246,310**

⑵　決算状況

ア　歳　入

単位：円　　保険年金課調

年　度	保険料			
	特別徴収保険料		普通徴収保険料	
	予算額	決算額	予算額	決算額
3年度	952,034,000	885,566,360	522,531,000	585,973,420
4年度	965,127,000	919,589,965	595,107,000	592,253,615
5年度	965,127,000	919,589,965	595,107,000	592,253,615
6年度	1,089,504,000	981,724,540	672,282,000	794,130,655
7年度	**1,028,920,000**	**1,049,202,365**	**809,194,000**	**872,309,985**

年　度	繰入金			
	保険基盤安定		職員給与費等	
	予算額	決算額	予算額	決算額
3年度	243,175,000	243,174,849	34,851,000	34,851,000
4年度	261,475,000	261,474,043	37,145,000	37,145,000
5年度	261,475,000	261,474,043	39,574,000	39,574,000
6年度	293,379,000	293,378,853	45,512,000	45,512,000
7年度	**299,085,000**	**299,084,215**	**44,661,000**	**44,661,000**

年　度	繰入金		繰越金	
	その他			
	予算額	決算額	予算額	決算額
3年度	13,924,000	13,924,000	82,898,000	82,898,179
4年度	14,782,000	14,782,000	84,249,000	84,249,175
5年度	15,497,000	15,497,000	23,671,000	23,670,850
6年度	17,700,000	17,700,000	98,864,000	98,863,707
7年度	**20,623,000**	**20,623,000**	**142,476,000**	**142,475,336**

年　度	諸収入		国庫支出金	
	予算額	決算額	予算額	決算額
3年度	1,875,000	1,911,715	0	0
4年度	2,851,000	2,740,803	0	0
5年度	2,843,000	2,720,409	0	0
6年度	2,703,000	2,525,309	0	0
7年度	**2,943,000**	**2,984,287**	**15,580,000**	**15,580,000**

年　度	計	
	予算額	決算額
3年度	1,788,466,000	1,748,649,734
4年度	1,856,767,000	1,853,631,607
5年度	1,903,294,000	1,854,779,882
6年度	2,219,944,000	2,233,835,064
7年度	**2,363,482,000**	**2,446,920,188**

イ　歳　出

単位：円　　保険年金課調

年　度	総務費		後期高齢者医療広域連合納付金	
	予算額	決算額	予算額	決算額
3年度	48,775,000	46,465,830	1,719,022,000	1,609,330,065
4年度	51,927,000	45,429,554	1,785,889,000	1,779,663,084
5年度	55,071,000	50,501,179	1,824,898,000	1,696,713,943
6年度	63,212,000	56,679,572	2,134,830,000	2,027,506,703
7年度	**80,864,000**	**69,714,358**	2,259,936,000	2,218,080,150

年　度	諸支出金		予備費	
	予算額	決算額	予算額	決算額
3年度	8,747,000	8,604,664	11,922,000	0
4年度	5,850,000	4,868,119	13,101,000	0
5年度	10,037,000	8,701,053	13,288,000	0
6年度	8,100,000	7,173,453	13,792,000	0
7年度	**9,373,000**	**9,051,968**	13,009,000	**0**

年　度	計	
	予算額	決算額
3年度	1,788,466,000	1,664,400,559
4年度	1,856,767,000	1,829,960,757
5年度	1,903,294,000	1,755,916,175
6年度	2,219,944,000	2,091,359,728
7年度	**2,363,482,000**	**2,296,846,476**

１４　養育医療費助成事業

母子保健法の改正により、平成２５年４月１日から県より市町村に権限移譲された事業です。医師の判断により指定養育医療機関において入院養育が必要とする未熟児（１歳未満）の保険診療の自己負担分（ミルク代含む）を助成しています。

⑴　資格取得者の状況

単位：人、％　　子育て支援課調

年　度	保健種別			計	対1歳未満人口比	１歳未満人口
	国民健康保険	社会保険	生保等無保険			
3年度	5	24	0	29	3.4	849
4年度	3	19	0	22	2.8	796
5年度	8	24	0	32	4.7	685
6年度	4	14	0	18	2.7	675
7年度	**6**	**26**	**0**	**32**	**4.4**	**726**

※人口は各年度末の翌月４月１日現在

⑵　医療費

単位：件、円　　子育て支援課調

年　度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		生保等無保険	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3年度	15	1,848,342	75	5,305,940	0	0
4年度	8	724,600	51	3,356,809	0	0
5年度	19	1,979,868	62	4,405,194	0	0
6年度	10	1,034,448	26	2,066,168	0	0
7年度	**11**	**947,983**	**63**	**6,129,137**	**0**	**0**

年　度	合　計		１件当たり金額	１人当たり金額
	件数	支給額		
3年度	90	7,154,282	79,492	246,699
4年度	59	4,081,409	69,176	185,519
5年度	81	6,385,062	78,828	199,533
6年度	36	3,100,616	86,128	172,256
7年度	**74**	**7,077,120**	**95,637**	**221,160**

１５　市民健康センター管理運営事業

市民の健康の管理・増進のための地域保健活動の拠点となる保健センター機能と、休日等における急患診療のための休日急患センター機能を併設した施設として、平成８年９月に開設しました。

⑴　施設概要

・所 在 地　　座間市緑ケ丘１－１－３
・敷地面積　　２，６２９．４５㎡
・建築面積　　１，２３８．８４㎡
・延床面積　　２，０９４．３０㎡（１階１，１３１．０１㎡、２階９６３．２９㎡）
・構造規模　　鉄筋コンクリート造地上２階　建物高さ９．３ｍ
・主な施設　　（保健センター機能）多目的ホール、栄養指導室、ミーティングルーム、プレイルーム、保健相談室、健康相談室、歯の相談室、健康増進室
（休日急患センター機能）内科、小児科、歯科、薬局、外科

⑵　健康センター利用状況

単位：人、円　　健康医療課調

年　度	利用者数	使用料
3年度	83,685	131,326
4年度	61,356	312,500
5年度	75,635	657,100
6年度	81,069	778,300
7年度	**71,223**	**658,900**

Ⅷ　国民健康保険

1　健康保険

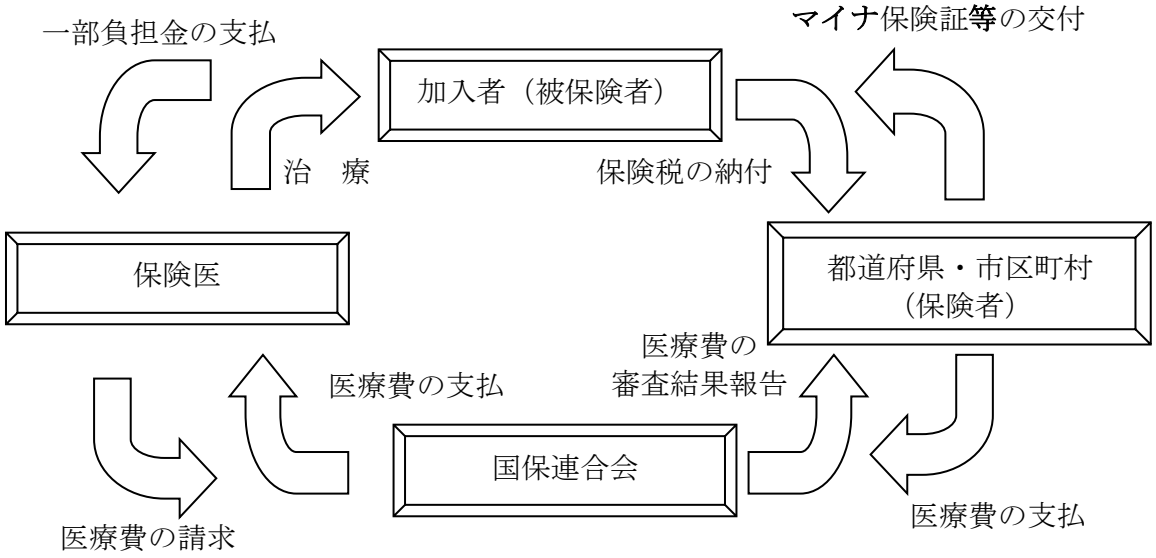
いつ、どこで、病気やけがに襲われ、その治療や入院などで大きな経済的負担を負うことになるか分かりません。そんなときのために、日頃からお金（保険税）を出し合い、いざというときに医療費などの支払に充てて、皆で助け合おうというのが国民健康保険（国保）制度で、我が国の社会保障制度の一翼を担うものです。

⑴　加入対象者

国保に加入する人を被保険者といい、国保の事業を運営している都道府県と市区町村を保険者といいます。

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受けている方、生活保護を受けている方を除いて、７５歳未満の方はすべて国保の加入者となります。

⑵　国保の仕組み



⑶　国民健康保険運営協議会

本協議会は、国民健康保険法第１１条に基づいて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されています。

ア　構　成

- 被保険者を代表する委員　４人
- 保険医又は保険薬剤師を代表する委員　４人
- 公益を代表する委員　４人
- 被用者保険等保険者を代表する委員　１人

イ　任　期　３年

ウ　協議会開催回数　随時開催　年２～３回程度

⑷　被保険者の状況

ア　世帯数、被保険者数（年間平均）

単位：世帯、人　　保険年金課調

年　度	世帯数	一般被保険者	退職被保険者等			計
			退職本人	被扶養者	計	
3年度	18,520	27,581	0	0	0	27,581
4年度	18,169	26,738	0	0	0	26,738
5年度	17,517	25,386	0	0	0	25,386
6年度	17,029	24,472	0	0	0	24,472
7年度	**16,546**	**23,457**	**0**	**0**	**0**	**23,457**

イ　国保加入割合（年間平均）

単位：世帯、人、％　　保険年金課調

年　度	世　帯	国保加入世帯		人　口	国保加入者	
			加入率			加入率
3年度	60,893	18,520	30.41	131,976	27,581	20.90
4年度	61,720	18,169	29.44	132,072	26,738	20.25
5年度	62,339	17,517	28.10	131,863	25,386	19.25
6年度	63,079	17,029	27.00	131,893	24,472	18.55
7年度	**63,735**	**16,546**	**25.96**	**131,760**	**23,457**	**17.80**

※人口、世帯数については、翌年４月１日現在の数値で、国勢調査の確定数値に基づく数値を使用しています。

２　保険税

⑴　賦課と納付

ア　賦課期日　４月１日

イ　賦課方式

〔医療分〕

①　所得割額　賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（6.8/100）

②　均等割額　加入者１人当たり　27,800円

③　平等割額　加入世帯１世帯当たり　19,100円

①＋②＋③＝年税額（限度額660,000円）

〔後期高齢者支援金分〕

①　所得割額　賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（2.7/100）

②　均等割額　加入者１人当たり　10,500円

③　平等割額　加入世帯１世帯当たり　7,400円

①＋②＋③＝年税額（限度額260,000円）

〔介護納付金分〕

①　所得割額　40～64歳までの加入者の賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（2.4/100）

②　均等割額　40～64歳までの加入者１人当たり　11,500円

③　平等割額　40～64歳までの加入世帯１世帯当たり　6,300円

①＋②＋③＝年税額（限度額170,000円）

ウ　納税義務の発生と消滅

取得した場合　取得した日の属する月から月割りをもって算定した額

喪失した場合　喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって算定した額

エ　低所得世帯の軽減

⑺　世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が４３万円＋（給与所得者等の人数－１）×１０万円以下の世帯については、均等割額と平等割額の７割相当額を減額

⑴　世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が４３万円に１人につき３０万５千円＋（給与所得者等の人数－１）×１０万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の５割相当額を減額

⑺　世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が４３万円に１人につき５６万円＋（給与所得者等の人数－１）×１０万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の２割相当額を減額

※①　給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入５５万円超）と公的年金等の支給（６０万円超（６５歳未満）または１１０万円超（６５歳以上））を受ける者。

②　世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者人数が減少しても、軽減判定の対象者とします。

③　６５歳以上の公的年金受給者は、年金所得から１５万円を控除した所得で判定します。

⑻　世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身となる場合、医療分と後期高齢者支援分に係る平等割額の５割相当額を減額

オ　納　　期

⑺　普通徴収　６月から翌年３月までの１０回

⑴　特別徴収　４月・６月・８月・１０月・１２月・２月の６回

⑵　徴　収

ア　徴収方法

⑺　普通徴収　座間市指定金融機関、コンビニエンスストア等で、納付書又は口座振替により納付

⑴　特別徴収　公的年金からの差引きにより納付

イ　滞納整理

文書・電話による催告、差押、公売

⑶　保険税の収納状況

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	調定額		
	現年度分	滞納繰越分	計
3年度	2,664,556,500	977,322,686	3,641,879,186
4年度	2,798,566,900	942,833,068	3,741,399,968
5年度	2,651,984,100	991,362,696	3,643,346,796
6年度	2,872,044,700	1,035,424,694	3,907,469,394
7年度	**2,866,247,600**	**1,074,518,153**	**3,940,765,753**

年　度	収入済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
3年度	2,422,989,706	174,914,144	2,597,903,850
4年度	2,525,314,609	162,738,047	2,688,052,656
5年度	2,373,238,622	178,953,766	2,552,192,388
6年度	2,574,837,867	211,732,478	2,786,570,345
7年度	**2,557,071,785**	**209,333,592**	**2,766,405,377**

年　度	不納欠損額		
	現年度分	滞納繰越分	計
3年度	1,347,300	88,532,493	89,879,793
4年度	0	53,310,316	53,310,316
5年度	0	40,899,500	40,899,500
6年度	37,600	43,992,796	44,030,396
7年度	**0**	**52,807,259**	**52,807,259**

年　度	収入未済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
3年度	243,826,394	713,976,815	957,803,209
4年度	277,097,391	727,230,205	1,004,327,596
5年度	283,819,671	771,837,923	1,055,657,594
6年度	302,709,233	780,260,820	1,082,970,053
7年度	**319,701,815**	**812,960,902**	**1,132,662,717**

年　度	収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計
3年度	90.93	17.90	71.33
4年度	90.24	17.26	71.85
5年度	89.49	18.05	70.05
6年度	89.65	20.45	71.31
7年度	**89.21**	**19.48**	**70.20**

⑷　保険税（現年度分）１世帯当たりの額、被保険者１人当たりの額（介護分含む）

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	１世帯当たり		１人当たり	
	調定額	前年比	調定額	前年比
3年度	143,875	100.4	96,608	101.5
4年度	154,030	107.1	104,666	108.3
5年度	151,395	98.3	104,466	99.8
6年度	168,656	111.4	117,360	112.3
7年度	**173,229**	**102.7**	**122,191**	**104.1**

３　保険給付

⑴　保険の給付

ア　療養給付費

病気やけがをして診療や治療を受けた場合、病院などの窓口で**マイナ**保険証**等**を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで医療給付を受けることができ、残りの７割から８割を国保が負担します。

㋐　義務教育就学前の方　　２割自己負担

㋑　義務教育就学後７０歳未満の方　３割自己負担

㋒　７０歳以上７５歳未満の方

①　３割自己負担（一定以上の所得者）

②　２割自己負担（３割自己負担以外の方）

イ　療養費

不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたときや、旅先で急病になり**マイナ**保険証**等**を持たずに診療を受けたとき、一旦、全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定後に自己負担分を除いた額が払い戻されます。

なお、次のような場合も同様の扱いとなります。

㋐　手術などで輸血に用いた生血代（医師が認めた場合）

㋑　コルセットなどの補装具代（医師が認めた場合）

㋒　はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）

㋓　骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

㋔　海外渡航中に診療を受けたとき

ウ　高額療養費

⑺　７０歳未満の人の場合

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で下表の合算対象基準額以上の一部負担金を支払い、その合計が限度額を上回ったとき、限度額を超えた分が支給されます。また、同じ世帯で１２か月以内に４回以上の高額療養費の支給を受けるとき、４回目以降の限度額が下がります。

区　分	限度額（３回目まで）	４回目以降	合算対象基準額
(ア)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して901万円を超える住民税課税世帯	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円	21,000円
(イ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して600万円を超えて且つ901万円以下の住民税課税世帯	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円	21,000円
(ウ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して210万円を超えて且つ600万円以下の住民税課税世帯	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円	21,000円
(エ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して210万円以下の住民税課税世帯	57,600円	44,400円	21,000円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	21,000円

※①　加入者に一人でも所得が未申告の方がいる場合は、(ア)の区分とみなされます。

②　７０歳未満については、同一世帯で同一月に一部負担金２１，０００円（住民税非課税世帯も同額）以上の支払が２回以上あった場合は、その額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

⑷　７０歳以上の人の場合

７０歳以上の人は、先に外来（個人単位）の自己負担限度額(a)を適用します。同一月に入院がある場合は、外来と合算して(b)の自己負担限度額までの負担となります。

区　分	負担割合	外　来 (個人単位)(a)	外来＋入院（世帯単位） (b)	合算対象基準額
現役並み所得者	3割	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降は140,100円	1円
		Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降は93,000円	
		Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円＋（医療費－267,000円）1% ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降は44,400円	
一　般	2割	18,000円 ※年間14.4万円上限	57,600円 ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降は44,400円	1円
低所得者Ⅱ	2割	8,000円	24,600円	1円
低所得者Ⅰ	2割	8,000円	15,000円	1円

※①　低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。

②　低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を８０万６，７００円として計算）を差し引いたときに０円になる人。

③　７０歳以上については、１円から合算対象となります。

⑺　７０歳未満の人と７０歳以上７５歳未満の人が同じ世帯にいる場合

７０歳未満と７０歳以上が同じ世帯でも、合算することができます。７０歳以上の自己負担限度額をまず計算し、それに７０歳未満の合算対象基準額（２１，０００円以上の自己負担額）を加えて、７０歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

㈡　厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を提示すれば、自己負担は１か月１０，０００円までとなります。

※人工透析を要する７０歳未満の上位所得者は２０，０００円。

㈢　高額療養費現物給付の場合

平成１９年４月から、入院時に「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、月ごとの窓口での自己負担が最初から限度額までにとどめられていましたが、平成２４年４月から、外来で高額な医療費がかかる場合にも、「限度額適用認定証」を提示することで、月ごとの窓口負担額が限度額までにとどめられます。

エ　出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。

平成１８年　９月まで　１件　３００，０００円
平成２０年１２月まで　１件　３５０，０００円
平成２１年　９月まで　１件　３８０，０００円
令和　５年　３月まで　１件　４２０，０００円
令和　５年　４月から　１件　５００，０００円

オ　葬祭費

被保険者が死亡したときに支給されます。

平成１８年　９月まで　１件　　８０，０００円
平成１９年　３月まで　１件　　６５，０００円
平成１９年　４月から　１件　　５０，０００円

⑵　保険給付の状況

単位：件、円　　保険年金課調

年　度	区　分	療養諸費			
		件　数	費用額	保険者負担額	一部負担金
3年度	一般分	438,713	10,233,380,768	7,519,058,334	2,357,736,568
	退職分	14	-96,180	-67,326	-28,734
	計	438,699	10,233,284,588	7,518,991,008	2,357,707,834
4年度	一般分	439,538	10,268,729,338	7,539,978,635	2,370,290,512
	退職分	0	-168,050	-117,635	-50,415
	計	439,538	10,268,561,288	7,539,861,000	2,370,240,097
5年度	一般分	427,897	9,951,042,936	7,289,390,570	2,329,036,810
	退職分	－	－	－	－
	計	427,897	9,951,042,936	7,289,390,570	2,329,036,810
6年度	一般分	414,279	9,600,755,086	7,024,735,310	2,265,130,682
	退職分	－	－	－	－
	計	414,279	9,600,755,086	7,024,735,310	2,265,130,682
7年度	**一般分**	**395,928**	**9,668,434,455**	**7,074,104,505**	**2,274,846,210**
	退職分	－	－	－	－
	計	**395,928**	**9,668,434,455**	**7,074,104,505**	**2,274,846,210**

年　度	区　分	療養諸費			
		他法負担分	１件当たり費用額	１人当たり	
				費用額	保険者負担額
3年度	一般分	356,585,866	23,326	371,030	272,617
	退職分	-120	－	－	－
	計	356,585,746	23,326	371,030	272,617
4年度	一般分	358,460,191	23,363	384,050	281,995
	退職分	－	－	－	－
	計	356,460,191	23,363	384,050	281,995
5年度	一般分	332,615,556	23,256	391,989	287,142
	退職分	－	－	－	－
	計	332,615,556	23,256	391,989	287,142
6年度	一般分	310,889,094	23,175	392,316	287,052
	退職分	－	－	－	－
	計	310,889,094	23,175	392,316	287,052
7年度	**一般分**	**319,483,740**	**24,420**	**412,177**	**301,578**
	退職分	－	－	－	－
	計	**319,483,740**	**24,420**	**412,177**	**301,578**

※①　国事業状況報告書の変更に伴い、「他法優先」及び「国保優先」の欄を変更し、他法負担分としました。また、指定公費分（一部負担の２割から１割措置としての１割分）が他法負担分に含まれます。

②　退職者医療制度の適用年齢は、平成２０年度から７５歳未満から６５歳未満へ引き下げられました。令和２年度以降の退職分については、退職者医療制度の適用期間が平成31年3月31日で終了したため、遡及分としての保険給付の状況となります。また、令和５年度末で経過措置も含め制度廃止となりました。

4　経理状況

⑴　決算状況

ア　歳　入

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	国民健康保険税		国庫支出金		県支出金	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
3年度	2,597,903,850	20.29	3,020,000	0.02	8,792,791,638	68.68
4年度	2,688,052,656	19.86	259,000	0.00	8,846,052,914	65.36
5年度	2,552,192,388	19.44	80,600	0.01	8,564,473,214	65.24
6年度	2,786,570,345	21.79	11,991,000	0.09	8,316,728,404	65.05
7年度	**2,766,405,377**	**21.92**	**49,889,000**	**0.40**	**8,367,135,865**	**66.30**

年　度	繰入金					
	保険基盤安定		一般会計		基金繰入金	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
3年度	535,532,563	4.18	697,042,000	5.44	0	0.00
4年度	586,839,511	4.34	1,271,432,000	9.39	0	0.00
5年度	559,748,393	4.26	551,082,000	4.20	762,560,000	5.81
6年度	615,857,778	4.82	526,235,000	4.12	327,151,000	2.56
7年度	**606,587,438**	**4.81**	**382,229,000**	**3.03**	**232,435,000**	**1.84**

年　度	繰越金		その他の収入		計	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
3年度	129,884,146	1.01	46,938,219	0.37	12,803,112,416	100.00
4年度	95,769,463	0.71	45,304,991	0.33	13,533,710,535	100.00
5年度	89,632,440	0.68	46,619,841	0.36	13,127,114,276	100.00
6年度	108,440,728	0.85	93,122,759	0.73	12,786,097,014	100.00
7年度	**165,408,052**	**1.31**	**50,588,609**	**0.40**	**12,620,678,341**	100.00

※平成３０年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が都道府県に変わったことに伴い、市町村国保の財政運営も変更となりました。

イ　歳　出

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費納付金	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金 額	構成比
3年度	259,188,487	2.04	8,702,747,053	68.49	3,557,819,295	28.00
4年度	249,054,379	1.85	8,744,763,624	65.05	3,613,153,182	26.88
5年度	232,148,895	1.78	8,480,068,883	65.14	3,918,142,069	30.10
6年度	261,371,161	2.07	8,237,027,148	65.27	3,742,231,198	29.65
7年度	**309,265,054**	**2.48**	**8,260,558,519**	**66.21**	**3,644,494,006**	**29.21**

年　度	保健事業費		基金積立金		共同事業拠出金	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
3年度	85,022,179	0.67	70,000,073	0.55	178	0.00
4年度	84,301,347	0.63	729,442,579	5.43	207	0.00
5年度	83,263,002	0.64	289,545,726	2.22	273	0.00
6年度	81,426,415	0.65	269,716,534	2.14	0	0.00
7年度	**78,013,434**	**0.63**	**153,546,947**	**1.23**	**0**	**0**

年　度	その他の支出		計	
	金　額	構成比	金　額	構成比
3年度	32,565,688	0.25	12,707,342,953	100.00
4年度	23,362,777	0.17	13,444,078,095	100.00
5年度	15,504,700	0.12	13,018,673,548	100.00
6年度	28,916,506	0.23	12,620,688,962	100.00
7年度	**29,534,448**	**0.24**	**12,475,412,408**	100.00

※平成３０年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が都道府県に変わったことに伴い、市町村国保の財政運営も変更となりました。

ウ　収支差引額

単位：円　　保険年金課調

年　度	収支差引額
3年度	95,769,463
4年度	89,632,440
5年度	108,440,728
6年度	165,408,052
7年度	**145,265,933**

⑵　一人当たりの決算状況

ア　歳　入

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	国民健康保険税		国庫支出金		県支出金	
	金　額	前年比	金　額	前年比	金　額	前年比
3年度	94,192	101.04	109	9.77	318,799	111.52
4年度	100,533	106.73	10	9.17	330,842	103.78
5年度	100,535	100.00	32	317.50	337,370	101.97
6年度	113,868	113.26	490	1543.28	339,847	100.73
7年度	**117,935**	**103.57**	**2,127**	**434.06**	**356,701**	**104.96**

年　度	繰入金			
	保険基盤安定		一般会計	
	金　額	前年比	金　額	前年比
3年度	19,417	103.28	25,273	98.29
4年度	21,688	111.70	47,832	189.26
5年度	22,049	101.67	21,708	45.38
6年度	25,166	114.13	21,504	99.06
7年度	**25,860**	**102.76**	**16,295**	**75.78**

年　度	繰入金		繰越金		その他の収入		計	
	基金繰入金							
	金　額	前年比	金　額	前年比	金 額	前年比	金　額	前年比
3年度	0	－	4,709	276.35	1,702	77.97	464,200	108.31
4年度	0	－	3,582	76.07	1,694	99.53	506,160	109.04
5年度	30,039	－	3,531	98.57	1,836	108.41	517,101	102.16
6年度	15,207	50.63	4,431	125.50	3,798	206.82	522,479	101.04
7年度	**9,909**	**65.16**	**7,052**	**159.13**	**2,149**	**56.58**	**538,035**	**102.98**

イ　歳　出

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費納付金		保健事業費	
	金　額	前年比	金　額	前年比	金　額	前年比	金　額	前年比
3年度	9,397	96.35	315,534	111.48	128,995	101.07	3,083	113.85
4年度	9,315	99.13	327,054	103.65	135,132	104.76	3,153	102.27
5年度	9,145	98.17	334,045	102.14	154,343	114.22	3,280	104.02
6年度	10,680	116.79	336,590	100.76	152,919	99.08	3,327	101.45
7年度	**13,184**	**123.44**	**352,158**	**104.63**	**155,369**	**101.60**	**3,326**	**99.95**

年　度	基金積立金		共同事業拠出金		その他の支出		計	
	金　額	前年比	金　額	前年比	金額	前年比	金　額	前年比
3年度	0	－	0	0	1,181	138.78	460,728	108.67
4年度	27,281	－	0	0	874	74.01	502,808	109.13
5年度	11,406	41.81	0	0	611	69.88	512,829	101.99
6年度	11,021	96.63	0	0	1,181	193.40	515,720	100.56
7年度	**6,546**	**59.4**	**0**	**0**	**1,259**	**106.59**	**531,842**	**103.13**

ウ　収支差引額

単位：円、％　　保険年金課調

年　度	収支差引額	前年比
3年度	3,472	75.28
4年度	3,352	96.54
5年度	4,272	127.44
6年度	6,759	158.23
7年度	**6,193**	**91.62**

Ⅸ　国民年金

１　国民年金

国民年金は、我が国の公的年金の土台として、全国民共通の基礎年金を支給する制度です。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者も、２０歳から６０歳までは国民年金に強制加入となります。

国民年金は、一定の要件が備わった方が老齢になったとき「老齢年金」、障がい者になったとき「障害年金」、遺族になったとき「遺族年金」が支給されます。

⑴　国民年金に必ず加入する人（強制加入）

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある２０歳以上６０歳未満の人たちです。

ア　第１号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職の人など

イ　第２号被保険者

厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者

ウ　第３号被保険者

第２号被保険者に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者

⑵　国民年金に希望で加入する人（任意加入）

次の①～④のすべてを満たす人は、本人の希望によって任意加入することができます。

①　日本国内に住所のある６０歳以上６５歳未満の人、または日本人で外国に居住している２０歳以上６５歳未満の人

②　老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人

③　厚生年金保険または共済組合等に加入していない人

④　６０歳以上の人の場合、２０歳以上６０歳未満までの保険料の納付月数が４８０月（４０年）未満の人

その他に、厚生年金保険または共済組合等に加入しておらず、昭和４０年４月１日以前生まれで老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない６５歳以上７０歳未満の人（平成１７年４月１日より昭和５０年４月１日以前生まれまで拡大）も任意加入することができます。

⑶　被保険者適用状況

単位：人　　保険年金課調

年　度	第１号被保険者数				第３号被保険者	計
	強制加入	任意加入	60歳以上任意加入（再掲）	計		
3年度	16,155	258	203	16,413	9,770	26,183
4年度	15,707	243	190	15,950	9,272	25,222
5年度	15,522	247	195	15,769	8,825	24,594
6年度	15,356	227	182	15,765	8,270	24,035
7年度	**15,175**	**238**	**187**	**15,600**	**7,817**	**23,417**

⑷　年金給付関係

ア　国民年金受給状況　｛ 旧国民年金法関係（昭和６１年３月以前適用分）｝

単位：人、千円　　保険年金課調

年　度	受給者数						
	総　数	老齢年金	通算老齢年金	５年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
3年度	286	130	130	9	17	0	0
4年度	222	106	90	9	17	0	0
5年度	180	87	69	9	15	0	0
6年度	139	70	47	9	13	0	0
7年度	**115**	**56**	**38**	**9**	**12**	**0**	**0**

年　度	受給額						
	総　数	老齢年金	通算老齢年金	５年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
3年度	118,175	66,632	33,267	3,634	14,642	0	0
4年度	96,464	53,888	24,372	3,620	14,584	0	0
5年度	79,791	44,944	18,278	3,689	12,880	0	0
6年度	64,419	36,398	12,639	3,787	11,595	0	0
7年度	**54,503**	**29,352**	**10,304**	**3,859**	**10,988**	**0**	**0**

イ　基礎年金受給状況｛ 新国民年金法関係（昭和６１年４月以降適用分）｝

単位：人、千円　　保険年金課調

年　度	受給者数					
	総　数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
3年度	33,903	31,812	955	975	159	2
4年度	34,121	31,962	976	1,008	172	3
5年度	34,472	32,238	1,027	1,029	174	4
6年度	34,826	32,509	1,075	1,053	183	6
7年度	**35,211**	**32,784**	**1,138**	**1,098**	**182**	**9**

年　度	受給額					
	総　数	老齢 基礎年金	障害 基礎年金	障害基礎 年金（障 害福祉）	遺族 基礎年金	寡婦年金
3年度	22,951,295	21,173,932	808,377	840,658	127,442	886
4年度	23,041,526	21,215,062	821,757	866,053	137,324	1,330
5年度	23,780,872	21,851,083	885,265	901,336	141,430	1,758
6年度	24,705,537	22,658,061	946,172	944,215	154,686	2,403
7年度	**25,503,093**	**23,320,037**	**1,020,934**	**1,002,132**	**156,453**	**3,537**

ウ　老齢福祉年金受給状況

単位：人、円　　保険年金課調

年　度	受給権者数 （支給停止者含む）	年金額
3年度	0	0
4年度	0	0
5年度	0	0
6年度	0	0
7年度	**0**	**0**

X　スポーツ・レクリエーション

1　社会体育関係事業

気軽にスポーツを楽しみながらの体力・健康づくり、そして、スポーツの活性化を目的に、各種スポーツ教室・大会を開催しています。

⑴　スポーツ教室

単位：回、人、円　　スポーツ課調

年　度	ニュースポーツ教室①		ニュースポーツ教室②		ニューフィールドゲーム	
	開催回数	延参加数	開催回数	参加数	開催回数	参加数
3年度	0	0(中止)	0	0(中止)	0	0(中止)
4年度	1	17	1	11	1	71
5年度	1	12	1	13	1	68
6年度	1	30	1	27	1	63
7年度	**1**	**50**	**1**	**25**	**1**	**49**

年　度	親子キャッチボール教室		親子サッカー教室	
	開催回数	参加数	開催回数	参加数
3年度	1	98	1	40
4年度	1	64	1	52
5年度	1	42	1	50
6年度	1	42	1	44
7年度	**1**	**72**	**1**	**24**

【令和６年度から新たに実施した教室】

年　度	初心者ゴルフ教室		ソフトボール教室		ウォーキングフットボール教室	
	開催回数	延参加数	開催回数	参加数	開催回数	参加数
6年度	6	14	1	32	1	28
7年度	**6**	**14**	**1**	**21**	**1**	**19**

年　度	エンジョイサーチウォーク	
	開催回数	延参加数
6年度	1	41
7年度	**1**	**18**

⑵　市民健康マラソン、駅伝競走大会

単位：回、人、チーム、円　　スポーツ課調

年　度	市民健康マラソン大会		駅伝競走大会	
	開催回数	参加数	開催回数	参加チーム
3年度	1	337	0	0(中止)
4年度	1	451	1	54
5年度	1	586	1	63
6年度	1	821	1	63
7年度	**1**	**692**	**1**	**58**

２　社会体育施設

市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで、心身ともに健康な生活を営むことができるよう、施設をはじめとした環境の整備を進めるとともに、施設を開放し、広く市民に利用していただいています。

⑴　市立グラウンド

・　昭和５５年５月に新田宿グラウンド、同年１１月に座間市民球場がオープン。

・　昭和６０年５月に相模川河川敷に相模川グラウンドを整備。各種スポーツに対応した多目的広場として利用。

・　昭和５２年５月にひまわり公園にクレー４面、昭和５４年１１月に同公園に砂入り人工芝２面のテニスコートを整備。

・　平成９年８月に目久尻川栗原遊水地を平時活用するため、スポーツ施設を設置。平成９年８月からテニスコート２面を開放。平成１０年８月に、栗原遊水地スポーツ広場を各種スポーツに対応した広場として開放。

単位：人、円　　スポーツ課調

年　度	新田宿グラウンド		座間市民球場		ニュースポーツ多目的広場	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
3年度	11,942	525,700	15,676	1,973,300	2,070	－
4年度	11,315	525,000	19,947	1,998,500	2,608	－
5年度	13,650	541,800	21,202	1,785,000	2,498	－
6年度	10,713	418,600	17,065	1,925,700	3,002	－
7年度	**10,438**	**452,200**	**16,114**	**2,284,100**	**3,312**	**－**

年　度	相模川グラウンド		相模川多目的広場		ひまわり公園テニスコート	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
3年度	48,530	－	13,961	－	41,643	5,078,000
4年度	47,452	－	15,759	－	48,831	5,711,100
5年度	50,120	－	18,600	－	41,852	5,250,850
6年度	56,349	－	20,820	－	36,402	4,637,150
7年度	**47,905**	**－**	**4,030**	**－**	**55,357**	**5,255,800**

年　度	栗原遊水地テニスコート		栗原遊水地スポーツ広場		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
3年度	6,720	－	9,115	－	149,657	7,577,000
4年度	10,883	－	12,671	－	169,466	8,234,600
5年度	10,208	－	11,275	－	169,405	7,577,650
6年度	10,154	－	10,984	－	165,489	6,981,450
7年度	**10,794**	**－**	**12,819**	**－**	**160,769**	**7,992,100**

⑵　市立プール

昭和３７年から各小学校単位に設置してきた市立プールは現在１０か所あり、学校教育及び市民の体力づくり、健康づくりに広く利用され親しまれています。

単位：人　　スポーツ課調

年度	立野台	座間公園	広野	東原	ひばりが丘	相武台	相模が丘
3年度	1,871	1,100	1,085	3,061	906	1,379	1,564
4年度	1,960	1,154	1,023	3,198	883	1,149	1,829
5年度	2,267	1,152	777	2,326	1,231	1,028	1,884
6年度	3,172	－	－	2,374	1,766	－	1,979
7年度	**3,089**	**－**	**－**	**3,133**	**2,454**	**－**	**2,403**

※令和６年度から座間公園、広野、相武台プールを休場。

年度	入谷	旭	中原	合計
3年度	1,647	1,475	996	15,084
4年度	1,699	1,730	885	15,510
5年度	1,821	1,758	1,082	15,326
6年度	1,630	1,603	857	13,381
7年度	**1,867**	**－**	**－**	**12,946**

※令和7年度から旭、中原プールを休場。

⑶　学校体育施設利用

生涯スポーツの基礎づくりと、地域社会体育の振興を目的として、スポーツ団体等が利用できるよう、学校教育に支障のない範囲で市内全ての小・中学校の体育施設を開放しています。平成元年から栗原中学校、平成２年から東中学校、平成４年から相模中学校に屋外照明施設を整備し、夜間利用も可能となっています。

ア　小学校

単位：回、人　　スポーツ課調

年度	座　間				栗　原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	126	2,494	173	3,547	76	990	311	6,230
4年度	128	4,290	168	2,070	78	1,561	352	7,063
5年度	111	2,997	183	2,713	87	1,413	344	6,974
6年度	228	10,766	227	3,949	64	2,384	340	7,023
7年度	**196**	**7,408**	**229**	**5,264**	**91**	**2,189**	**360**	**6,946**

年度	相模野				相武台東			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	88	1,645	274	6,537	123	2,028	222	8,908
4年度	110	2,371	297	6,854	133	2,305	242	9,827
5年度	113	2,456	327	7,551	129	2,621	260	10,732
6年度	138	6,258	270	5,375	184	4,457	265	11,854
7年度	**137**	**6,133**	**158**	**3,124**	**132**	**3,472**	**235**	**8,658**

年度	ひばりが丘				東　原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	123	3,063	285	7,188	136	4,618	182	3,821
4年度	134	3,250	231	4,713	62	3,072	189	3,859
5年度	138	4,053	232	4,756	60	2,380	384	5,616
6年度	44	1,174	34	810	55	2,582	339	5,216
7年度	**133**	**3,934**	**177**	**3,297**	**125**	**4,291**	**348**	**5,881**

年度	相模が丘				立野台			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	59	1,784	446	8,348	70	1,332	345	9,258
4年度	59	1,801	507	8,552	185	3,059	442	12,865
5年度	114	4,696	192	2,956	87	1,896	403	12,857
6年度	108	4,831	440	6,694	83	4,269	386	14,131
7年度	**132**	**5,723**	**496**	**6,913**	**101**	**4,297**	**406**	**16,760**

年度	入谷				旭			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	123	2,474	230	4,234	94	1,421	303	5,542
4年度	68	1,176	219	3,628	92	1,505	328	6,240
5年度	69	1,241	167	2,717	75	1,352	345	6,844
6年度	29	858	218	3,632	114	5,777	374	7,449
7年度	**46**	**1,030**	**217**	**4,352**	**105**	**3,858**	**341**	**6,830**

年度	中　原				小学校計			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	95	3,092	374	9,349	1,113	24,941	3,145	72,962
4年度	73	2,478	494	12,230	1,122	26,868	3,469	77,901
5年度	59	2,198	441	9,899	1,042	27,303	3,278	73,615
6年度	61	3,520	429	11,929	1,108	46,876	3,322	78,062
7年度	**64**	**3,595**	**523**	**12,146**	**1,262**	**45,930**	**3,490**	**80,171**

イ　中学校

単位：回、人　　スポーツ課調

年度	座　間				西			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	－	－	352	3,373	－	－	141	1,534
4年度	－	－	456	5,068	－	－	262	2,751
5年度	－	－	450	5,236	－	－	279	3,618
6年度	－	－	412	5,234	－	－	254	4,089
7年度	**－**	**－**	**426**	**7,503**	**－**	**－**	**260**	**4,509**

年度	東				栗　原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	157	5,602	152	1,897	152	3,652	164	2,254
4年度	244	8,400	200	2,473	219	5,427	123	1,781
5年度	125	8,549	272	3,697	193	7,021	78	1,172
6年度	173	10,733	244	3,225	137	5,565	178	2,804
7年度	**129**	**5,505**	**129**	**2,081**	**153**	**5,562**	**163**	**3,187**

年度	相模				南			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	81	2,136	201	2,308	－	－	233	2,743
4年度	121	4,097	244	3,166	－	－	234	2,962
5年度	153	8,049	247	2,799			242	3,377
6年度	117	5,935	212	2,606	－	－	229	3,079
7年度	**117**	**4,406**	**152**	**1,918**	**－**	**－**	**293**	**4,573**

年度	中学校計			
	グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	390	11,390	1,234	14,109
4年度	584	17,924	1,519	18,201
5年度	471	23,619	1,568	19,899
6年度	427	22,233	1,529	21,037
7年度	**399**	**15,473**	**1,423**	**23,771**

ウ　合計

単位：校、回、人　　スポーツ課調

年度	学校数	グラウンド		体育館	
		利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
3年度	17	1,503	36,331	4,388	87,071
4年度	17	1,706	44,792	4,988	96,102
5年度	17	1,513	50,922	4,846	93,514
6年度	17	1,535	69,778	4,851	99,099
7年度	**17**	**1,661**	**61,403**	**4,913**	**103,942**

⑷　市民体育館（スカイアリーナ座間）

平成６年１０月に完成した「座間市立市民体育館（スカイアリーナ座間）」は、総合的なスポーツの拠点として広く市民に使用されています。

単位：人、円　　スポーツ課調

年　度	大体育室		中体育室		武道室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
3年度	56,468	8,393,900	97,472	1,358,350	28,013	1,311,600
4年度	66,335	9,145,150	－	－	38,857	1,453,900
5年度	72,382	8,424,550	41,570	2,479,300	39,851	1,556,200
6年度	68,854	8,294,800	41,839	4,224,850	35,214	1,683,000
7年度	**69,183**	**9,514,650**	**46,288**	**4,768,450**	**37,796**	**1,726,100**

年　度	弓道場		ミーティングルーム		トレーニング室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
3年度	16,811	1,269,300	5,104	113,500	20,752	5,798,375
4年度	17,246	1,569,900	7,984	104,000	29,764	8,164,650
5年度	14,947	1,666,500	21,889	105,100	34,369	9,364,575
6年度	18,769	1,538,250	21,215	107,900	34,929	9,427,875
7年度	**19,202**	**1,732,500**	**5,316**	**122,200**	**36,321**	**9,871,300**

年　度	その他入館者		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料
3年度	11,710	－	236,330	18,245,025
4年度	16,429	－	176,615	20,437,600
5年度	30,617		255,625	23,596,225
6年度	39,669	－	260,489	25,276,675
7年度	**29,864**	**－**	**243,970**	**27,735,200**

※令和４年度の中体育室については、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用。

※令和５年度の中体育室については、１０月まで新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用。

XI　福祉団体

１　座間市社会福祉協議会

社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、社会福祉法第１０９条の規定に基づき、「地域住民が安心して暮らすことのできる地域づくり」を推進するため、活動を進めている民間福祉団体です。市社協では、地域活性化事業を重点事業として、地域人材の育成、支援等に積極的に取り組んでいます。

社会福祉諸制度改革など地域を取り巻く環境に様々な変化がある中、生活困窮者支援や子どもの貧困対策、孤立した世帯への見守りなど新たな福祉課題に向き合うため、課題解決に向けた具体的な取組が地域で実施できるよう、研修などを通じて市民の福祉参加を促すとともに、行政と福祉課題を共有しながら、市社協の資質や特性を生かした事業を展開しています。

所　在　　〒２５２－００２１
座間市緑ケ丘１－２－１（サニープレイス座間内）

電　話　　（代表、総務課）　０４６－２６６－１２９４
（地域福祉課）　０４６－２６６－２００１
（ボランティアセンター）　０４６－２６６－２００２
（ファミリー・サポート事業）　０４６－２６６－２００３
（座間あんしんセンター（日常生活自立支援事業、法人後見事業）
０４６－２６６－２０２５
（家計改善事業・子どもの学習・生活支援事業・貸付事業）
０４６－２６６－２００４
（成年後見利用促進センター）　０４６－２５９－７４５１

立野台事業所
〒２５２－００２３
座間市立野台１－１－４（立野台事務所内・旧青少年センター１階）
（立野台地域包括支援センター）　０４６－２６６－２００５

相武台事業所
〒２５２－００１１
座間市相武台４－１５－５３（ますや酒店２階）
（訪問看護ステーション）　０４６－２６６－２００７
（令和８年３月訪問看護ステーション事業終了）

〒２５２－００２３
座間市立野台１－１－４（旧青少年センター１階）
（居宅介護支援事業所）　０４６－２６６－２００８

⑴　沿　革

昭和３２年	７月	座間町社会福祉協議会発足
４６年１１月		市制施行に伴い座間市社会福祉協議会に改称
５５年	４月	法人化により社会福祉法人座間市社会福祉協議会に改称、改組
５９年	６月	市社協民間から会長就任
６３年	４月	座間市文化福祉会館に事務所移転
平成　２年	４月	法人化１０周年
３年	４月	ホームヘルパー派遣事業を（市受託事業）開始
	８月	ほほえみサービス事業（有料援助）を開始
７年	９月	ほほえみショップを市役所地下１階に開設
８年１０月		配食サービス事業（市受託事業）を開始
９年	８月	ボランティアセンターを開設
１０年	７月	結婚相談事業（市受託事業）を開始
１１年	３月	「地域福祉活動計画」策定
	４月	在宅介護支援センター事業（市受託事業）を開始
	７月	訪問看護ステーション事業（医療保険制度）を開始
	８月	訪問入浴サービス事業（市受託事業）を開始
１２年	４月	地域福祉権利擁護事業を開始
		法人化２０周年
		居宅介護支援事業所（介護保険制度）を開設
		在宅サービス（訪問介護、訪問入浴）事業所を開設
		訪問看護事業（介護保険制度）を開設
		生活支援型訪問介護事業（市受託事業）を開始
	６月	生きがい対応型デイサービス事業を開始
１３年	４月	座間市立総合福祉センターに事務所移転
		配食サービス調理業務（市受託事業）を開始
	５月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を開始
	６月	生活支援型デイサービス事業（市受託事業）を開始
		レスパイトサービス事業（市受託事業）を開始
	７月	在宅サービス（通所介護サービス）事業を開始
１４年１０月		ファミリー・サポート事業（市受託事業）を開設
１５年	４月	居宅介護事業（支援費制度）を開始
１６年	４月	在宅サービス事業所（通所介護）祝日事業所を開設
		障害者地域作業所連絡協議会にほほえみショップの一部販売業務を委託

	６月	理事・評議員の定数改正
１６年	８月	市社協「シンボルマーク」制定
		財政調整基金の設置
１７年	３月	生活支援型デイサービス事業を終了
		生きがい対応型デイサービス事業、訪問指導事業（市受託事業）を終了
１８年	３月	配食サービス事業、移送サービス事業（市受託事業）を終了
		在宅介護支援センター事業（市受託事業）を終了
	４月	市立総合福祉センターの指定管理業務を開始
		地域包括支援センター（座間市社協地域包括支援センター）の運営受託
		在宅サービス（障害福祉サービス居宅介護・移動支援）事業を開始
		在宅サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護）事業を開始
		訪問看護ステーション（介護予防訪問看護ステーション）事業を開始
		居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）事業を開始
	９月	レスパイトサービス事業（市受託事業）を終了
１９年	３月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を終了
		結婚相談事業（市受託事業）を終了
		生活支援型訪問介護事業を終了
	４月	地域福祉権利擁護事業を日常生活自立支援事業へ改称
２２年	３月	訪問入浴事業、介護予防訪問入浴介護事業を終了
		障害者訪問入浴事業（市受託事業）を終了
		高齢者はり灸・マッサージ助成券支給事業（市受託事業）を終了
		「第２次座間市地域福祉活動計画」を策定
	４月	座間市と「災害時における協力に関する協定書」締結
		法人化３０周年
	８月	神奈川県・座間市合同総合防災訓練参加「災害救援ボランティアセンター」立ち上げ訓練実施
２３年	４月	東日本大震災協力支援（義援金街頭募金、支援物資購入、災害ボランティア基礎講座、職員災害派遣）
２４年	３月	ほほえみサービス事業（市受託事業）を終了
	４月	にこにこサービス事業を開始
２５年	２月	社協災害対策本部設置要綱施行

２７年　９月　　法人後見事業を開始

２８年　４月　　平成２８年熊本地震被災地支援（義援金街頭募金）

７月　　家計相談支援事業（市受託事業）を開始

１０月　　生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)配置）（市受託事業）を開始

２９年　３月　　「第３次座間市地域福祉活動計画」を策定

４月　　事務局組織改編（班制から課制）

１２月　　訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、障害福祉サービス事業を終了

３０年　３月　　通所介護事業、介護予防通所介護事業を終了

３０年　４月　　市民後見事業（市受託事業）を開始

介護人材育成事業（市受託事業）を開始

７月　　子どもの学習支援・生活支援事業（市受託事業）を開始

３１年　３月　　喜寿お祝い記念事業を終了

行旅人医療援護事業を終了

心身障がい児者オムツ支給事業を終了

令和　元年　９月　　令和元年房総半島台風（台風１５号）被災地支援（千葉県富津市社協災害ボランティアセンターへ職員派遣）

１０月　　令和元年東日本台風（台風１９号）被災地支援（相模原市社協災害ボランティアセンターへ職員派遣）

２年　４月　　新型コロナウイルス感染拡大予防応援企画（マスク等募集・フードドライブ）

法人化４０周年

被保護者家計改善支援事業（市受託事業）を開始

３年　４月　　ほほえみショップ市役所地下１階から座間市ふれあい会館１階へ移転

４年　４月　　座間市成年後見利用促進センター（市受託事業）を開設

５年　３月　　にこにこサービス事業を終了

６月　　総合福祉センター大規模改修に伴い地域包括支援センター機能を青少年センターへ一時移転

７月　　総合福祉センターの大規模改修に伴い、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所機能を相武台事業所（ますや酒店２階）へ一時移転

９月　　総合福祉センターの大規模改修に伴い、事務局（本部）機能を市民体

育館に一時移転

７年　４月　　サニープレイス座間（旧総合福祉センター）改修工事完了に伴い、事務局（本部）機能をサニープレイス座間にて業務再開

８年　３月　　訪問看護ステーション事業を終了

座間市チョッピリ先生連絡会解散

⑵　座間市社会福祉協議会の組織図



ア　会員の区分

・一般会員　　個人で協議会の趣旨に賛同する者

・賛助会員　　個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

・特別会員　　個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

イ　地区社会福祉協議会

小地域での市民による地域福祉活動を推進するため、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会などの地域団体で組織され、住民による福祉活動の活性化、福祉に対する理解の向上など、地域住民による「支え合い」に取り組んでいる任意の団体です。

市内には２６地区(令和８年３月３１日現在)の地区社会福祉協議会があり、地域の課題や特性にあった活動を展開しています。

⑶　財　源

市社協の財源には、市や県からの補助金及び受託金並びに会費、寄付金、介護保険事業収入等の自己財源があります。

補助金：市補助金収入、県社協補助金収入、共同募金配分金収入

受託金：県受託金収入、市受託金収入

ア　財源の決算状況

単位：千円、％　　市社会福祉協議会調

年　度	補助金・受託金		自己財源		計
		構成比		構成比	
3年度	272,190,890	56.16	212,485,901	43.84	484,676,791
4年度	277,708,115	74.94	92,879,626	24.98	370,587,741
5年度	256,574,772	70.99	104,837,502	29.00	361,412,274
6年度	240,888,276	71.16	97,617,934	28.84	338,506,210
7年度	**236,098,393**	**70.61**	**98,263,957**	**29.39**	**334,362,350**

イ　自己財源の内訳

単位：円、％　　市社会福祉協議会調

年　度	会費収入	構成比	寄付金収入	構成比	貸付事業収入	構成比
3年度	5,690,130	2.67	1,025,220	0.48	162,000	0.08
4年度	5,424,270	5.84	2,399,577	2.60	108,000	0.12
5年度	5,115,895	4.87	9,350,968	8.91	121,000	0.11
6年度	4,922,824	5.04	3,647,321	3.74	71,000	0.07
7年度	**4,498,323**	**4.58**	**2,290,252**	**2.33**	**27,000**	**0.03**

年　度	事業収入	構成比	介護保険事業収入	構成比
3年度	28,422,887	13.39	42,762,328	20.13
4年度	27,798,576	29.93	40,801,521	43.93
5年度	29,272,092	27.92	44,610,095	42.55
6年度	29,868,012	30.60	50,090,735	51.31
7年度	**32,105,215**	**32.67**	**47,269,858**	**48.10**

年　度	医療事業収入	構成比	利用料収入	構成比	受取利息配当金収入	構成比
3年度	10,358,461	4.88	229,066	0.10	208,762	0.09
4年度	10,151,583	10.93	194,554	0.21	455,552	0.49
5年度	8,174,176	7.79	120,812	0.11	165,938	0.15
6年度	7,517,799	7.70	95,138	0.10	208,958	0.21
7年度	**9,738,648**	**9.91**	**78,391**	**0.08**	**607,571**	**0.62**

年　度	その他の収入	構成比	計
3年度	123,627,047	58.18	212,485,901
4年度	5,096,565	5.97	92,879,626
5年度	7,906,526	7.54	104,837,502
6年度	1,196,147	1.23	97,617,934
7年度	**1,648,699**	**1.68**	**98,263,957**

ウ　会費の収入状況

単位：円、口　　市社会福祉協議会調

年　度	一般会員		賛助会員	
	会　費	口　数	会　費	口　数
3年度	5,196,130	12,498	71,000	71
4年度	4,954,270	12,787	77,000	77
5年度	4,692,895	12,817	66,000	66
6年度	4,476,824	11,438	71,000	71
7年度	**4,104,557**	**13,620**	**56,766**	**56**

年　度	特別会員		計	
	会　費	口　数	会　費	口　数
3年度	423,000	141	5,690,130	12,710
4年度	393,000	131	5,424,270	12,995
5年度	357,000	119	5,115,895	13,002
6年度	375,000	125	4,922,824	11,634
7年度	**337,000**	**123**	**4,498,323**	**13,799**

⑷　主な事業

公費助成と会費及び共同募金等の自己財源を基に、地域福祉、在宅福祉を中心にさまざまな福祉サービスを実施しているほか、地域住民やボランティア等との協働やネットワークを通じて、地域の多様な福祉ニーズ課題解決に向けて活動しています。

ア　地区社会福祉協議会の活動

地域の福祉活動はますます重要となり、市社協はもとより地域住民自らが真剣に取り組んでいかなければならない時期となっています。

このため、小地域福祉活動の推進母体としての地区社協が福祉意識の高揚と地域連帯の充実強化を柱に、自治会をはじめ民生委員児童委員や老人会、子ども会等の参加の下、活動を推進しています。

○　地区社会福祉協議会設置状況（令和８年３月３１日現在）

地区名		
相模が丘二丁目	小池	新田宿
相模が丘三丁目	緑ケ丘	座間
相模が丘第四	広野台	鈴鹿長宿
相模が丘五丁目	相武台東	星の谷
小松原	相武台	皆原
ひばりが丘一丁目	さがみ野	入谷第二
ひばりが丘二丁目	グリーンタウン	
ひばりが丘第二	上栗原	
ひばりが丘五丁目	立野台	
東原	四ツ谷	

イ　社協福祉まつり

福祉大会と同日に開催。サニープレイス座間の1階から3階を会場として、市民が気軽に福祉に触れる、楽しみながら体験できるイベントを実施しました。

認知症 VR 体験、e スポーツ体験、サウンドテーブルテニス、デフ卓球等の新たなプログラムを盛り込むと共に、例年実施している各種ボランティア団体による、車いす乗車体験や手話体験教室、点字体験、録音体験等の体験型ブースも多数設けました。

スタンプラリーや福祉ビンゴゲームなど、子どもが楽しめるイベントも好評で、理解を深めるきっかけになりました。

○　福祉まつりの参加状況

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	一般参加者	協力者	計
3年度	3,187 (ｵﾝﾗｲﾝ・ｱｰｶｲﾌﾞ視聴者延べ)	68	3,255
4年度	1,339	11	1,350
5年度	6,228	238	6,466
6年度	382	43	425
7年度	**2,149**	**114**	**2,263**

ウ　ボランティア活動

福祉に係る制度等は多種あるものの、福祉対象者等が必ずしもその制度に該当し、適用されるとは限りません。また、制度等に該当しても、さらに援助の手が必要なケースが多い中で、市民の心温まる善意による援助の手は今後ますます期待され、必要となります。このため、市社協では市民ボランティアの育成と活動の援助に努めています。

⑺　ボランティア登録と活動状況

単位：人、団体　　市社会福祉協議会調

年　度	個人登録数	団体登録		活動延べ人数
		団体数	会員数	
3年度	377	52	1,103	618
4年度	328	54	1,173	972
5年度	278	52	1,141	863
6年度	321	53	1.118	736
7年度	**153**	**54**	**1,108**	**870**

⑷　ボランティア活動内容

単位：件　　（令和７年度）市社会福祉協議会調

対　象	対人（外出援助、話し相手等）	作　業（洗濯物畳み等）	計
障がい（児）者	272	4	276
高齢者	263	32	295
乳幼児・児童	297	0	297
その他	2	0	2
計	**834**	**36**	**870**

エ　ファミリー・サポート事業

平成１４年１０月から市から受託し、ファミリー・サポート事業を実施しています。

※詳細は98ページを参照

オ　日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で支障のある方（認知症高齢者、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者）の福祉サービスを利用する権利や日常の金銭管理又は財産を守るための事業です。

単位：件　　市社会福祉協議会調

年　度	日常相談			契約者		
	高齢者世帯	障がい者世帯	計	高齢者世帯	障がい者世帯	計
3年度	722	1,723	2,445	17	31	48
4年度	627	1,617	2,244	16	28	44
5年度	556	1,311	1,867	16	30	46
6年度	577	1,151	1,728	17	33	50
7年度	**581**	**1,069**	**1,650**	**16**	**34**	**50**

カ　地域ふれあい交流会事業

６５歳以上の一人暮らしの方を招き、地域内の交流を深めています。

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	参加者数
3年度	867

※①　平成３０年度ふれあい会食会より名称変更

②　令和３年度は、コロナ禍の影響により、会食会形式を取りやめ、家に居ながらにして活用できる情報をオリジナルエコバッグに入れて配布しました。

※令和４年度より「子育てサポーター育成事業」と統合、「居場所づくり推進事業」へ変更

キ　チョッピリ先生連絡会の活動

高齢者の生きがいや連帯等の向上を目的に、おおむね６０歳以上の方が長年の経験や技術等を用い地域や学校等で活動する会員制の組織。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの７部門で活動しています。

単位：人、回　　市社会福祉協議会調

年　度	会員数	活動回数
3年度	72	212
4年度	52	475
5年度	41	571
6年度	31	323
7年度	**34**	**330**

※令和７年度をもって解散

ク　座間市障害者団体連合会活動

市障害者団体連合会は、障がい（児）者等の福祉向上や会員増強と相互交流の増進を目的とし組織され、市や社協の補助金等により各種の事業を展開しています。

単位：人　　各年度末現在）市社会福祉協議会調

年度	座間市身体障害者協会	座間市視覚障害者協会	座間市聴覚障害者協会	座間市腎友会	座間市手をつなぐ育成会	サポートざま	座間やまびこ	ゆいまーる	計
3年度	46	30	20	22	50	22	25	12	227
4年度	39	31	20	22	30	22	24	12	200
5年度	31	32	22	解散	27	22	24	12	170
6年度	22	32	22	解散	26	23	23	12	160
7年度	**22**	**32**	**20**	**解散**	**25**	**23**	**21**	**13**	**156**

ケ　障害者激励一泊旅行

障がい者の激励と相互の親睦等を深めるため、一泊旅行を実施しています。

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	参加者数
3年度	―
4年度	（日帰り旅行に変更）29
5年度	（日帰り旅行に変更）30
6年度	―
7年度	**―**

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止。

コ　障害者日帰りバス旅行

障がい者の憩いの場として、日帰りバス旅行を実施しています。

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	参加者数
3年度	―
4年度	30
5年度	24
6年度	26
7年度	**30**

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止

サ　生活資金貸付制度

低所得者世帯等で緊急に生活資金等が不足した場合、つなぎ的に資金を融資しています。

- 貸付限度額　　２５，０００円
- 償 還 期 間　　６か月以内
- 利　　息　　無利子
- 保　証　人　　市内在住の連帯保証人１人必要

単位：件　　市社会福祉協議会調

年　度	生活保護世帯	要保護世帯	計
3年度	9	0	9
4年度	11	0	11
5年度	6	1	7
6年度	7	0	7
7年度	**5**	**0**	**5**

シ　生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯及び障がい者世帯への世帯更正助長のための、国・県の融資制度。各資金の融資項目により貸付額等が異なります。

単位：件　　市社会福祉協議会調

年　度	貸付件数
3年度	1,570
4年度	309
5年度	18
6年度	22
7年度	**17**

ス　子どもの学習・生活支援事業

令和元年度から、市から受託し、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

※詳細は21ページを参照

セ　家計改善支援事業

平成２８年度から、市から受託し、家計相談支援事業を実施しています。

※詳細は22ページを参照

ソ　子育てサポーター育成事業

市内における子育て支援関係者の相互交流及び子育て支援者の育成など、「地域の子育て」を目的とした子育てサポーター育成事業を実施しています。子育て支援者同士の交流を目的とした「子育てサポーター交流会」と、地域の子育てに興味のある方が活動の心構えを学ぶ「子育てサポーター養成講座」があります。令和２年度と令和３年度は、「子育てサポーター交流会」「子育てサポーター養成講座」の代替として「みんなの食堂プロジェクト」とし、みんなの食堂の立ち上げに向けた打合せを実施しました。

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	事業名	参加者数
3年度	みんなの食堂　打ち合わせ（全7回） みんなの食堂　開催（全8回）	54 66世帯

※令和４年度より「地域ふれあい交流会事業」と統合、「居場所づくり推進事業」へ変更

タ　介護人材育成事業

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスＡ従事者養成研修を開催。平成３０年度より新規事業として実施。また、市民の介護への関心を高め、新たな人材の発掘、担い手の育成を目的に「介護基礎講座」を令和２年度より実施しました。

※詳細は48ページを参照

※令和３年度で受託終了。

チ　介護福祉士受験対策講座

「介護予防・生活支援サービス」を担う人材を育成し、介護人材の確保と定着を促進するとともに介護職員等の資質向上を目的に「介護福祉士受験対策講座」を令和元年度より自主事業として実施しました。

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	参加者数
3年度	17

※令和３度で事業終了

ツ　居場所づくり推進事業

誰もが気軽に交流でき、安心して過ごせる対象者を限定しない「居場所づくり」を目指します。居場所づくりに関する講座開催、居場所づくりの運営サポート等を行います。

【講座開催】

単位：人　　市社会福祉協議会調

年　度	事業名	参加者数
4 年度	居場所づくり講座（2 回）	16 名
	居場所づくり実践（1 回）	40 名（協力者含）
5 年度	学習支援・居場所づくり協働講座	23 名
6 年度	講座は未開催。活動の継続支援を中心に実施。	
7 年度	**運営者の情報交換と活動支援等についての連絡会実施**	**5 団体**

【団体立ち上げ】

年　度	団体名
4 年度	みんなの食堂
5 年度	コチカフェ子ども食堂・おやこ食堂 えがわさんち（空き家活用による居場所立ち上げ支援）
6 年度	東原共同住宅の子ども食堂の立ち上げ えがわさんち（空き家活用の継続支援）
7 年度	**K’Base（子ども食堂・みんなの食堂）** **みんなのえがお、ワクワク食堂**

⑸　共同募金（県共同募金会座間市支会事務局）

共同募金運動は、赤い羽根募金運動（１０月１日から１０月３１日まで）と年末たすけあい募金運動（１２月１日から１２月３１日まで）の二つに区分して実施されています。

共同募金運動で寄せられた募金の使いみちとして、赤い羽根募金は県の共同募金会を通じて県内の社会福祉施設等の設備資金などの一部に、また、年末たすけあい募金は、市内ボランティア団体、ＮＰＯ法人団体及び障がい者施設、私設保育施設、当事者団体への活動支援に配分され、差額は、翌年度に市社協の社会福祉事業（地域福祉事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業等）へ配分されます。

共同募金活動の推進は、市内の高齢者、障がい者やボランティア活動など様々な社会福祉の推進に大きな役割を果たし、全国の社会福祉向上のために寄与しています。

ア　共同募金の状況

単位：円　　市社会福祉協議会調

年　度	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	計
3年度	4,581,899	4,381,459	8,963,358
4年度	4,560,459	4,140,838	8,701,297
5年度	4,606,251	3,925,607	8,531,858
6年度	4,226,038	3,617,524	7,843,562
7年度	**3,627,625**	**3,191,894**	**6,819,519**

イ　赤い羽根募金の状況

単位：円　　市社会福祉協議会調

年　度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
3年度	178,000	4,021,016	14,898	59,835	140,806
4年度	302,000	3,767,279	95,845	50,481	116,998
5年度	381,879	3,552,744	135,619	80,601	112,323
6年度	297,742	3,205,948	254,177	60,372	145,275
7年度	**192,000**	**2,806,876**	**240,045**	**57,573**	**98,753**

年　度	イベント募金	その他	計
3年度	0	167,344	4,581,899
4年度	60,726	167,130	4,560,459
5年度	158,301	184,784	4,606,251
6年度	84,282	178,242	4,226,038
7年度	**18,437**	**213,941**	**3,627,625**

ウ　年末たすけあい募金の状況

単位：円　　市社会福祉協議会調

年　度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
3年度	251,253	3,883,254	168,164	48,299	－
4年度	381,912	3,629,999	65,584	57,493	－
5年度	173,000	3,415,314	205,703	57,261	－
6年度	208,000	3,105,078	218,543	55,385	－
7年度	**143.710**	**2.775,313**	**203,313**	**57,164**	－

年　度	イベント募金	その他	計
3年度	－	30,489	4,381,459
4年度	5,850	－	4,140,838
5年度	5,069	69,260	3,925,607
6年度	－	30,518	3,617,524
7年度	－	**12,394**	**3,191,894**

２　日本赤十字社座間市地区

日本赤十字社は、会員をもって組織される特殊法人で、運営費は会員の会費とその他の寄付金によってまかなわれています。

また、その活動は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くことを目的としています。

⑴　赤十字会員増強運動

赤十字思想の理解を深め、全戸会員加入を目標に会員増強運動を毎年５月に展開しています。

単位：円　　地域福祉課調

年　度	社資募集目標額	実績額
3年度	9,372,000	4,651,231
4年度	7,682,000	4,425,762
5年度	7,682,000	4,125,406
6年度	7,682,000	3,881,225
7年度	**7,682,000**	**3,508,323**

⑵　日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護

災害救助法の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害により、住家に半焼（壊）以上の被害を受けた被災者を応急に援護することを目的として、日本赤十字社神奈川県支部災害見舞金等支給要綱及び援護物資支給要綱に基づき、災害見舞金、重症見舞金、死亡弔慰金及び床上浸水見舞金並びに日用品、寝具等生活必需品（援護物資）の交付により、被災者の援護を実施します。

援護の区分と内容

区　分	内　容
災害見舞金	被災世帯１世帯につき１０，０００円
重傷見舞金	重傷者１人につき１０，０００円
死亡弔慰金	死亡者１人につき２０，０００円
床上浸水見舞金	被災世帯１世帯につき５，０００円
日用品、寝具等生活必需品（援護物資）	被災世帯構成員１人につき１セット

Ⅻ　資　料

1　市内保健福祉関係施設等一覧（令和８年４月１日現在）

⑴　他に分類されない公共施設

施設名	所在地	電話	設立年月
サニープレイス座間	緑ケ丘 1-2-1	046-259-5011	平成 13 年 4 月
生きがいセンター	東原 2-16-10	046-252-7963	平成元年 4 月
市民健康センター	緑ケ丘 1-1-3	046-251-6822	平成 8 年 9 月
ざまりんのおうち　ゆめ （第１子育て支援センター）	東原 2-8-1 サンホープ 2 階	046-254-2634	平成 13 年 10 月
ざまりんのおうち　ひまわり （第２子育て支援センター）	相模が丘 1-25-1 リビオタワー小田急相模原コモンズざま 2 階	042-740-2788	平成 16 年 7 月
ざまりんのおうち　かがやき （第３子育て支援センター）	入谷東 3-59-4　ホシノタニ団地 4 号棟 1 階	046-255-7070	平成 27 年 6 月
市民体育館（スカイアリーナ座間）	相武台 1-47-1	046-255-0077	平成 6 年 11 月
市公民館	入谷西 2-53-34	046-255-3131	昭和 29 年 11 月
北地区文化センター	相模が丘 5-30-4	042-747-3361	昭和 52 年 4 月
東地区文化センター	東原 3-1-1	046-253-0781	昭和 56 年 4 月
市立図書館	入谷東 1-3-1	046-255-1211	昭和 58 年 4 月
立野台コミュニティセンター	立野台 3-14-12	046-255-0815	平成 2 年 4 月
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷 1026	046-257-4871	平成 3 年 4 月
小松原コミュニティセンター	小松原 1-45-14	046-257-9640	平成 4 年 4 月
東原コミュニティセンター	東原 4-13-13	046-255-9770	平成 5 年 9 月
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘 3-38-1	046-258-3000	平成 8 年 11 月
相武台コミュニティセンター	相武台 3-20-18	046-258-3001	平成 9 年 10 月
ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘 1-49-1	046-257-7698	平成 15 年 11 月
栗原コミュニティセンター	栗原中央 3-29-17	046-257-7210	平成 21 年 12 月
市民交流プラザ （プラっとざま）	相模が丘 1-25-1 リビオタワー小田急相模原コモンズざま 3 階	042-705-3610	令和元年 12 月
座間市社会福祉協議会	緑ケ丘 1-2-1（サニープレイス座間内）	046-266-1294	昭和 32 年 7 月
ボランティアセンター	緑ケ丘 1-2-1（サニープレイス座間内）	046-266-2002	平成 9 年 8 月
立野台プール	立野台 1-1-2	046-251-5672	昭和 37 年 8 月
座間公園プール	座間 1-3671	046-251-6678	昭和 39 年 7 月
東原プール	東原 3-3-14	046-251-5044	昭和 44 年 8 月
ひばりが丘プール	ひばりが丘 4-4-3	046-255-5087	昭和 51 年 7 月
相模が丘プール	相模が丘 2-1-9	046-256-2285	昭和 57 年 4 月
入谷プール	入谷西 5-43-1	046-256-2325	昭和 58 年 4 月
新田宿グラウンド	新田宿 2178	046-252-2333	昭和 55 年 5 月
座間市民球場	相模が丘 6-36-24	046-255-3002	昭和 55 年 11 月
相模川グラウンド	座間入谷 4468	－	昭和 60 年 5 月
栗原遊水地スポーツ広場	栗原 1702-3	046-256-7021	平成 10 年 8 月

施設名	所在地	電話	設立年月
ニュースポーツ多目的広場	四ツ谷 1044-1	-	平成 16 年 6 月
ひまわり公園テニスコート（ｸﾚｰｺｰﾄ）	入谷東 1-6-3	046-256-1385	昭和 52 年 5 月
ひまわり公園テニスコート（ｵﾑﾆｺｰﾄ）	入谷東 1-6-3	046-256-1385	昭和 54 年 11 月
栗原遊水地テニスコート	栗原 1702-3	046-256-7021	平成 9 年 8 月
座架依橋壁打ちテニス練習場	座架依橋下	-	平成 17 年 7 月
座間市シルバー人材センター	東原 2-16-10（生きがいセンター内）	046-254-5361	平成 2 年 4 月（令和 4 年 4 月移転）

⑵　市立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原保育園	栗原中央 6-5-28	046-251-1044	昭和 40 年 4 月
相模が丘東保育園	相模が丘 5-12-36	042-743-2200	昭和 41 年 4 月
東原保育園	東原 4-12-18	046-251-5564	昭和 45 年 4 月
相武台保育園	相武台 3-20-19	046-253-2523	昭和 47 年 4 月
ひばりが丘保育園	ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	昭和 49 年 4 月
小松原保育園	小松原 1-29-8	046-255-6671	昭和 52 年 4 月
相模が丘西保育園	相模が丘 2-43-41	046-255-2100	昭和 54 年 4 月

⑶　私立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
わかば保育園	座間 1-3281	046-251-6776	昭和 25 年 11 月
座間保育園	入谷東 4-58-1	046-251-0355	昭和 26 年 2 月
やなせ保育園	入谷東 3-27-1	046-251-5544	昭和 45 年 4 月
座間子どもの家保育園	さがみ野 1-8-25	046-253-2784	昭和 47 年 4 月
あゆみ保育園	緑ケ丘 4-16-16	046-255-8691	昭和 53 年 4 月
いその保育園	緑ケ丘 1-26-6	046-254-5772	昭和 55 年 4 月
広野台保育園	広野台 1-32-3	046-255-3616	昭和 56 年 4 月
栗の実保育園	東原 1-6-30	046-254-1929	昭和 56 年 4 月
座間すこやか保育園	入谷東 3-35-12	046-298-2555	平成 15 年 5 月
木下の保育園相武台	相武台 1-33-2 小田急マルシェ相武台 4 階	046-251-1769	平成 26 年 4 月
ナーサリースクールＴ＆Ｙ相模が丘	相模が丘 5-47-16	042-705-4561	平成 29 年 4 月
麦っ子畑保育園	南栗原 1-4-3	046-255-7087	平成 29 年 7 月
ナーサリールームＴ＆Ｙ相模が丘（小規模保育施設）	相模が丘 5-47-12	042-705-9533	平成 28 年 4 月
陽の丘保育園（家庭的保育施設）	相模が丘 3-16-5	046-205-9823	平成 28 年 4 月
ひばり乳児園（家庭的保育施設）	ひばりが丘 2-34-15 Ｋ’Ｓハウス１階	046-204-8480	平成 28 年 4 月
スマイルワールド保育園	南栗原 1-11-11	046-257-0415	平成 30 年 4 月
マジオたんぽぽ保育園相武台	相武台 2-42-23	046-255-5522	平成 30 年 4 月
座間ゆめっこ保育園	入谷西 4-2-25	046-256-0888	平成 31 年 4 月
子どもの家ひまわり保育園	相模が丘 1-25-1 リビオタワー小田急相模原コモンズざま 4 階	042-705-5885	平成 31 年 4 月
緑ケ丘もえぎ保育園	緑ケ丘 4-6-56	046-244-0682	令和 5 年 4 月

施設名	所在地	電話	設立年月
保育ルーム　フェリーチェ相武台前園（小規模保育施設）	相武台 2-30-35	046-205-4367	令和 5 年 4 月
ちぐさ保育園	四ツ谷 7	046-204-8511	令和 6 年 4 月
ひばりっ子保育園（小規模保育施設）	ひばりが丘２－４４－３０	046-259-5960	令和 6 年 4 月
みらいひまわり保育園（小規模保育施設）	入谷東３－８－１３	046-200-8931	令和 6 年４月
ＭＩＲＡＩＥ保育園（小規模保育施設）	南栗原 1-10-1 シャトーソレイユ 101	046-240-6330	令和８年４月
Ｔｙそよかぜ保育園（小規模保育施設）	座間市入谷東 3-35-12 エルヴェ座間	046-204-4455	令和８年４月
保育ルーム　フェリーチェ座間園（小規模保育施設）	座間市入谷東 3-60-5 小田急マルシェ座間 2-1 階	046-204-9856	令和８年４月

⑷　児童館

施設名	所在地	電話	設立年月
座間児童館	入谷東 4-44-3	046-252-0621	昭和 42 年 5 月
鳩川児童館	座間 1-1922	046-255-5738	昭和 52 年 4 月
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘 3-56-1	046-256-0236	昭和 57 年 4 月
相模野児童館	広野台 1-46-29	046-256-2419	昭和 59 年 4 月

⑸　児童ホーム

施設名	所在地	電話	設立年月
入谷児童ホーム	入谷西 5-8-1（入谷小学校内）	046-253-7878	－
栗原児童ホーム	栗原中央 6-8-1（栗原小学校内）	046-252-0628	－
相模が丘児童ホーム	相模が丘 3-38-1 相模が丘コミュニティセンター内）	046-251-6716	－
相武台児童ホーム	相武台 3-20-18（相武台コミュニティセンター内１階）	046-253-2522	－
旭児童ホーム	ひばりが丘 5-43-1（旭小学校内）	046-256-3563	－
東原児童ホーム	東原 4-13-13（東原コミュニティセンター内）	046-253-6510	－
中原児童ホーム	西栗原 2-16-1（中原小学校内）	046-257-6722	－
鳩川児童ホーム	座間 1-1922（鳩川児童館内）	046-255-1167	－
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘 4-4-1（ひばりが丘小学校内）	046-256-1311	－

施設名	所在地	電話	設立年月
相模野児童ホーム	広野台 1-46-29（相模野児童館内）	046-256-1123	―
立野台児童ホーム	立野台 1-1-3（立野台小学校内）	046-254-9600	―
サン・ホープ児童ホーム	東原 2-8-1（通園センター1階）	046-254-2649	―
北地区児童ホーム	相模が丘 3-1-1（相模が丘小学校内）	046-257-1110	―
立野坂児童ホーム	立野台 3-14-12（立野台コミュニティセンター内）	046-255-0250	―
ひばりが丘地区児童ホーム	ひばりが丘 1-49-1（ひばりが丘コミュニティセンター内）	046-253-0046	―
相武台地区児童ホーム	相武台 3-20-18（相武台コミュニティセンター内 2 階）	046-255-7711	―

⑹　児童養護施設

施設名	所在地	電話	設立年月
成光学園	緑ケ丘 4-20-21	046-251-0128	昭和 24 年 4 月

⑺　高齢者関係施設

ア　老人憩いの家

施設名	所在地	電話	設立年月
相模が丘老人憩いの家	相模が丘 2-43-39	－	昭和 54 年 4 月
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘 1-41-6	－	昭和 54 年 11 月
立野台老人憩いの家	立野台 3-20-41	－	昭和 55 年 10 月
相武台老人憩いの家	相武台 4-5-24	－	昭和 57 年 3 月
栗原老人憩いの家	栗原中央 5-8-1	－	昭和 58 年 2 月
座間老人憩いの家	座間 2-2765	－	昭和 58 年 3 月
入谷老人憩いの家	入谷東 3-34-16	－	昭和 62 年 12 月

イ　地域包括支援センター

施設名	所在地	電話	設立年月
相模が丘地域包括支援センター	相模が丘 6-30-12（相模台商事第 1 ビル）	046-266-5222	平成 18 年 4 月
ひばりが丘地域包括支援センター	ひばりが丘 5-21-29（牧山商事ビル 1 階）	046-255-2555	平成 28 年 4 月

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原地域包括支援センター	栗原中央 6-1-18（特別養護老人ホーム栗原ホーム内）	046-251-1167	平成 28 年 4 月
相武台地域包括支援センター	栗原 1261-1（特別養護老人ホームベルホーム内）	046-258-2030	平成 18 年 4 月
立野台地域包括支援センター	立野台 1-1-4（立野台事務所内・旧青少年センター１階）	046-266-2005	平成 18 年 4 月
座間市新田宿地域包括支援センター	新田宿 623（特別養護老人ホーム第二座間苑内）	046-256-9007	平成 18 年 4 月

ウ　介護保険施設等

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
特別養護老人ホーム サライ	特別養護老人ホーム	小松原 1-17-15	046-298-6511	平成 20 年 5 月
特別養護老人ホーム ベルホーム	特別養護老人ホーム	栗原 1261-1	046-257-1121	平成 11 年 5 月
特別養護老人ホーム 栗原ホーム	特別養護老人ホーム	栗原中央 6-1-18	046-251-1166	昭和 62 年 5 月
特別養護老人ホーム 第二座間苑	特別養護老人ホーム	新田宿 623	046-200-8338	平成 21 年 5 月
太陽の家座間	特別養護老人ホーム	座間 2-861-1	046-298-5133	平成 27 年 10 月
神奈川セントラル ケアセンター	老人保健施設	栗原 912-2	046-298-2277	平成 13 年 4 月
老健さがみ	老人保健施設	相模が丘 6-21-27	046-266-5010	平成 12 年 3 月
イリーゼ座間	特定施設入居者生活介護	広野台 1-32-13	046-240-0561	平成 29 年 12 月
有料老人ホーム サニーライフ座間	特定施設入居者生活介護	広野台 1-18-20	046-254-3600	平成 25 年 7 月
ベストライフ相武台	特定施設入居者生活介護	緑ケ丘 4-7-3	046-266-6655	平成 15 年 2 月
ホームステーション らいふ相武台	特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	緑ケ丘 6-26-7	046-207-2901	平成 25 年 4 月
あやめの郷　座間	特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	緑ヶ丘 2-28-9	046-257-1751	令和 5 年 12 月
ＳＯＭＰＯケア ラヴィーレ座間	特定施設入居者生活介護	座間 2-3155-1	046-252-6511	平成 28 年 7 月

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
ＳＯＭＰＯケア ラヴィーレ座間谷戸山公園	特定施設入居者生活介護	入谷東 3-41-17	046-252-6501	平成 18 年 9 月
グループホーム 小松原	認知症対応型共同生活介護	小松原 1-28-14	046-298-3360	平成 31 年 4 月
グループホーム あいち	認知症対応型共同生活介護	相武台 1-11-5	046-298-7021	平成 19 年 10 月
グループホーム イー・ケア座間	認知症対応型共同生活介護	栗原中央 3-10-1	046-257-1226	平成 24 年 4 月
花物語ざま	認知症対応型共同生活介護	南栗原 4-30-40	046-252-3787	平成 29 年 3 月
愛の家 グループホーム座間西栗原	認知症対応型共同生活介護	西栗原 2-15-58	046-252-3500	平成 23 年 11 月
愛の家 グループホーム座間	認知症対応型共同生活介護	座間 2-2884	046-252-3300	平成 23 年 3 月
はなまるホーム座間	認知症対応型共同生活介護	入谷東 4-10-2	046-266-0195	令和 4 年 3 月
グループホーム　すずの家　ざま	認知症対応型共同生活介護	栗原 1295-1	046-259-8478	令和 7 年 4 月
ふれんどりぃの郷	小規模多機能型居宅介護	栗原中央 4-23-21	046-210-3811	平成 20 年 10 月
ふれんどりぃの家	小規模多機能型居宅介護	座間 2-2962-16	046-298-1177	平成 18 年 9 月
ガーデンテラス 小田急相模原	住宅型有料老人ホーム	相模が丘 4-63-7	046-259-7261	平成 28 年 10 月
優和（ひばりが丘住宅）	住宅型有料老人ホーム	ひばりが丘 1-63-12	042-813-7690	令和 4 年 12 月
ケアレジデンス ひばりが丘	住宅型有料老人ホーム	ひばりが丘 3-59-18	046-254-6227	平成 23 年 9 月
住宅型有料老人ホーム アスカひばりが丘	住宅型有料老人ホーム	ひばりが丘 5-21-46	046-259-7562	令和 2 年 7 月
福寿ざま相武台	住宅型有料老人ホーム	相武台 2-32-20	046-298-7865	令和 4 年 7 月
リビングケア唯の郷 栗原中央	住宅型有料老人ホーム	栗原中央 1-34-50	046-240-7019	平成 30 年 6 月
ムート座間くりはら	住宅型有料老人ホーム	南栗原 2-3-3	046-244-5139	平成 28 年 2 月
リビングケア唯の家 座間緑ヶ丘	住宅型有料老人ホーム	緑ケ丘 4-11-12	046-244-4352	平成 29 年 5 月
住宅型有料老人ホーム こもれび	住宅型有料老人ホーム	新田宿 201	046-298-0601	平成 21 年 9 月
住宅型有料老人ホーム こもれび座間弐号館	住宅型有料老人ホーム	新田宿 203	046-240-0105	平成 28 年 4 月
ガーデンテラス座間	住宅型有料老人ホーム	座間 1-3412-1	046-240-0592	平成 27 年 12 月
さくらの郷　座間	住宅型有料老人ホーム	入谷東 4-37-11	046-256-9602	平成 24 年 11 月

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
住宅型有料老人ホーム　ライト	住宅型有料老人ホーム	入谷西 5-50-27	046-240-0935	平成 30 年 7 月
フォンテーヌ座間入谷東	住宅型有料老人ホーム	入谷東 2-6-8	046-205-7427	令和 5 年 12 月
リハビリ連携施設　悠	住宅型有料老人ホーム	四ツ谷 372-１	046-206-7157	令和 6 年 3 月
医療対応住宅 ケアホスピス入谷東	住宅型有料老人ホーム	入谷東 3-56-3	046-204-9098	令和 6 年 12 月
ココファン座間	サービス付き高齢者向け住宅	東原 1-6-12	046-252-1021	平成 22 年 6 月
うるわしの杜　座間	サービス付き高齢者向け住宅	相武台 3-16-1	046-259-8285	平成 29 年 1 月
フォンテーヌ座間南栗原	サービス付き高齢者向け住宅	南栗原 2-4-35	046-259-6587	平成 26 年 9 月

⑻　障がい者関係施設

事業所名	分類	所在地	電話
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	入谷東 2-3-1-410	046-244-5246
ワーカーズ・コレクティブ風	居宅介護	入谷東 3-8-9	046-253-5529
カエルワークス　座間駅前支店	就労継続支援Ｂ型	入谷東 3-56-12	046-259-5539
さくらの郷	居宅介護 重度訪問介護	入谷東 4-37-11	046-256-9602
訪問介護ステーションＬＩＧＨＴ　ＷＨＩＴＥ	重度訪問介護	入谷東 4-43-34-202	046-212-2763
ゆめひろば	就労継続支援Ｂ型	入谷西 2-53-14	046-259-5120
ニチイケアセンター座間入谷	居宅介護 重度訪問介護	入谷西 3-21-18-201	046-252-2070
株式会社　スカイプラザ	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③計画相談支援 ④障害児相談支援 ⑤移動支援	入谷西 5-3-16-402	046-256-0422 （①②⑤） 046-205-9455 （③④）
トランステック作業所	就労継続支援Ｂ型	栗原 871-1	046-254-5442
さくらんぼ	就労継続支援Ｂ型	栗原 1151-1	046-255-5583
座間市立もくせい園	生活介護 日中一時	栗原中央 6-7-27	046-253-0804
訪問介護事業所　スマイルステーション笑楽	居宅介護	南栗原 2-1-11	046-293-6960
アガペ壱番館／アガペサポートセンター／アガペ作業所	生活介護 就労移行 就労継続支援Ｂ型 就労定着支援 施設入所支援 短期入所 計画相談支援	小松原 2-10-14	046-254-7111

事業所名	分類	所在地	電話
	障害児相談支援 日中一時		
就労継続支援Ｂ型　銀河　小田急相模原	就労継続支援Ｂ型	相模が丘 1-3-4-1Ｆ	046-240-1942
ヘルパーステーションこもれび	居宅介護 移動支援	相模が丘 1-22-22-602	042-705-2022
若武者ケア　座間事業所	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 3-34-5-101	042-851-6226
アンダンテ	就労継続支援Ｂ型	相模が丘 4-27-6	046-259-8940
ひばり訪問看護ステーション小田急相模原	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 4-63-7	046-259-7261
ニチイケアセンター座間	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 5-11-1-102	042-767-2077
いずみの郷	就労継続支援Ｂ型	座間 1-3409-2	046-252-5556
ひばり訪問介護ステーション座間	居宅介護 重度訪問介護	座間 1-3412-1 ガーデンテラス座間 1Ｆ	046-240-0592
たからじま	生活介護	新田宿 8-8	046-259-6130
あおば福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護	四ツ谷 638	046-298-7851
A-NEXT	就労継続支援Ａ型	相武台 1-34-16	046-212-2910
クロプファ	就労継続支援Ｂ型	相武台 1-35-25-101	046-259-7878
ｍｔ．　view　あおば訪問介護	居宅介護 重度訪問介護	相武台 2-36-8-101	046-200-8989
うるわしの羽	居宅介護 重度訪問介護	相武台 3-6-24-201	046-259-8285
就労継続支援Ｂ型緑の家	就労継続支援Ｂ型	東原 1-9-52	046-257-1858
緑の家	生活介護 就労継続支援Ｂ型	東原 1-10-62	046-257-3539
ざま福祉会	居宅介護 重度訪問介護	東原 4-12-51	046-253-6702
ライブフードサポート座間	就労継続支援Ｂ型	ひばりが丘 1-16-14	046-259-6464
ケアサポートあおぞら	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	ひばりが丘 1-37-18-104	046-251-1515
ひばり介護サービス	居宅介護 重度訪問介護	ひばりが丘 1-41-1	046-259-5038
ブックカフェひばりが丘	生活介護 就労継続支援Ｂ型	ひばりが丘 1-45-21	046-200-9620
いぶき	就労継続支援Ｂ型	ひばりが丘 5-13-16	046-253-0835
カエルワークス	就労継続支援Ｂ型	ひばりが丘 5-51-15	046-254-6866
総活躍　座間	就労継続支援Ｂ型	緑ケ丘 1-1-26	046-211-8485
総活躍　ひまわり	就労継続支援Ｂ型	緑ケ丘 1-1-35　2 階	080-3439-2469
緑ヶ丘たからじま	生活介護	緑ケ丘 5-4-25	046-205-4925
ＨＯＰＥきづき/ＷＯＲＫきづき／ ＳＴＥＰきづき	就労継続支援Ｂ型 就労定着支援	緑ケ丘 5-6-28	046-244-6915

事業所名	分類	所在地	電話
ひまわりセルグ	共同生活援助	入谷東 4-1-7	046-408-1711
クオーレ座間入谷東	共同生活援助	入谷東 4-60-12	046-240-1963
グループホームこすもす	共同生活援助	入谷東 4-60-31	046-204-9380
ソーシャルインクルーホーム座間入谷Ⅰ・Ⅱ	共同生活援助	入谷東 4-61-37	046-240-8319
ひまわりテラス座間入谷西	共同生活援助 短期入所	入谷西 2-17-17	046-200-7808
ケアホームいっぽ	共同生活援助	入谷西 2-50-20	046-244-3920
グループホームいこい	共同生活援助	栗原中央 3-10-22-201、202	046-256-3901
カランドリエ座間	共同生活援助 短期入所	栗原中央 4-25-9	046-244-4227
Ｌｉｃｏ小松原	共同生活援助	小松原 2-9-1	046-212-2640
ＬＩＦＥきづき／LIFE きづきⅡ	共同生活援助	相模が丘 1-39-1	042-815-5155
スマイルⅡ	共同生活援助	相模が丘 2-32-2	042-705-7557
スマイルⅠ	共同生活援助	相模が丘 2-32-24	042-705-2556
グループホームこもれび	共同生活援助	相模が丘 2-40-12	042-705-2022
らしく座間	共同生活援助	相模が丘 3-33-4	070-1305-5542
Ｌｉｃｏ相模が丘	共同生活援助	相模が丘 4-33-10	046-212-2640
ジョイフルきづき	共同生活援助	相模が丘 6-1-8	042-815-5155
ＤＯＧ　ＳＴＡＭＰ	共同生活援助	座間 1-4163-5	090-6040-5049
ひまわり入谷	共同生活援助	座間 2-214-4	080-9578-4773
ケアホームドゥ	共同生活援助	座間 2-2615	046-244-0073
ショートステイ宝島	短期入所	新田宿 8-8	046-259-6130
すてっぷかながわ	共同生活援助	新田宿 564-3	046-259-9859
相武台病院短期入居事業所	短期入所	相武台 1-9-7	046-256-5111
ひまわりパンシオン	共同生活援助	相武台 2-27-3	080-9578-4773
Ｌｉｃｏ立野台	共同生活援助	立野台 1-8-35	046-212-2640
ソーシャルインクルーホーム立野台Ⅰ・Ⅱ	共同生活援助	立野台 2-13-4	046-259-6397
短期入所みどり	短期入所	東原 1-10-62	046-251-1596
生活ホームみどり	共同生活援助	ひばりが丘 1-29-5	046-258-3115
ソーシャルインクルーホーム座間四ツ谷Ⅰ・Ⅱ／短期入所座間四ツ谷	共同生活援助 短期入所	四ツ谷 6-3	046-259-7731
クライスハイム座間四ツ谷事業所	共同生活援助	四ツ谷 326-1	046-206-7416
短期入所クライス座間四ツ谷	短期入所	四ツ谷 326-1	046-206-7416
グループホームくるみ	共同生活援助	さがみ野 1-11-25	046-200-8314
One step smile 座間入谷東教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷東 1-5-3	046-259-7507
ブロッサムジュニア	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷東 2-32-14　エールハイツ座間 107	046-244-3367

事業所名	分類	所在地	電話
みらいあ座間	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷東 2-32-14　2 号	046-212-2114
ホップステップ	放課後等デイサービス	入谷東 3-22-11	046-257-8754
One step smile 座間駅前教室	放課後等デイサービス	入谷東 4-54-7　りむあビル 1 階	046-205-4943
ファミリー・キッズ座間 3	児童発達支援	入谷西 2-55-38	070-1413-0311
ファミリー・キッズ座間	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷西 5-5-14-1F	046-259-8193
ファミリー・キッズ座間 2	児童発達支援 放課後等デイサービス	栗原中央 3-28-8-1F	046-244-4282
座間市立児童発達支援センター　サニーキッズ	児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援 日中一時	小松原 1-45-21	046-259-7121
ｔｏｉｒｏ　小田急相模原	児童発達支援 放課後等デイサービス	相模が丘 1-3-4　2 階	046-204-8025
こぱんはうすさくら　小田急相模原教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	相模が丘 1-18-48-101	090-4122-2745
にこにこチャイルドおだきゅうさがみはら	児童発達支援 放課後等デイサービス	相模が丘 1-21-42-1F	042-701-6877
ウィズ・ユー座間	児童発達支援 放課後等デイサービス	相模が丘 5-11-31	042-711-6725
はあとふるキッズさがみ野	児童発達支援 放課後等デイサービス	さがみ野 2-11-6-A	046-204-9645
アイラック	児童発達支援 放課後等デイサービス	東原 4-23-13	046-206-5375
イーチ児童デイサービス緑ヶ丘	放課後等デイサービス	緑ケ丘 1-1-26-2F	046-257-5200
One step smile 座間教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	緑ケ丘 1-15-35-102	046-200-7170
イーチ児童デイサービス相武台	放課後等デイサービス	相武台 2-8-6	046-204-9706
インクルーシブデイサービス ippo	放課後等デイサービス	相武台 3-52-58　グリーンコート相武 1F	090-5530-5566
相談センター悠	計画相談支援 障害児相談支援	入谷東 2-3-1 グランバリュー座間 410 号	046-244-5246

事業所名	分類	所在地	電話
神奈川ライトハウス相談支援センター（視覚障がい児・者対象）	計画相談支援 障害児相談支援	入谷東 3-55-1-C202	046-205-6040
相談支援センター宝島	計画相談支援 障害児相談支援	入谷西 2-53-14	046-259-5120
相談オフィスわ～くすけあ	計画相談支援	相模が丘 4-28-10　相模グリーンハイツ 302	046-244-6010
花音座間	計画相談支援 障害児相談支援	ひばりが丘 1-45-21	046-206-5171
緑の家相談支援センター	計画相談支援 障害児相談支援	東原 1-9-51	046-204-6331
アイラックサポート	障害児相談支援	東原 4-23-13	046-206-5375
相談支援事業所 noued	計画相談支援 障害児相談支援	緑ケ丘 4-8-5　グリーンヒル 1 階	046-206-5461
相談支援事業所ＰＬＡＮきづき	計画相談支援	緑ケ丘 5-6-29	070-4071-1464
てまりホームヘルプサービス	日中一時 移動支援	入谷東 3-22-11	046-257-8754
神奈川ライトハウス	地域活動支援センター	入谷東 3-55-1 星野ハイツ C-102	046-205-6040
えのきの里	地域活動支援センター	相模が丘 4-16-28	046-257-6210
療育教室　歩会	日中一時	さがみ野 1-8-14	046-251-0461
赤い屋根／サポートゆめひろば	日中一時 移動支援	座間 2-969	046-400-9174
mt.view　あおば訪問介護	移動支援	相武台 2-36-8	046-200-8989
宝島	日中一時	東原 2-8-1 座間市立通園センター	046-254-2655
かざぐるま	地域活動支援センター	緑ケ丘 1-11-19	046-255-6160
ｔｉｓｓｅ（ティセ）	地域活動支援センター	緑ケ丘 4-8-5 グリーンヒル 1 階	046-206-5462

⑼　社協登録ボランティアグループ一覧　　（令和８年４月１日現在）

グループ名	主な活動内容	会員数
座間市点訳サークルあかり会	視覚障がい者の福祉向上のための点訳活動	16
座間録音奉仕グループ泉の会	視覚障がい者の福祉向上のための録音活動	26
座間キャラバン隊	知的障がい児の保護者向けの勉強会、講演活動	4
拡大写本サークル「つばさ」	視覚障がい児者の福祉向上のための拡大写本活動	8
山歩きサークル　ブロッケン	知的障がい者支援	30
要約筆記と手話ひまわり会	聴覚障がい者の福祉向上のための要約筆記活動	40
座間市手話サークル星の会	聴覚障がい者の福祉向上のための手話活動	31
傾聴を学び実践する会（ラポールの会）	傾聴を学び実践する会	16
アクティヴ・ママ	乳幼児を抱える母親を中心に、子育てサロン、講座、ミニコミ誌等の発行	31
ミナクルあすなろの家	不登校児童やひきこもりの方々の居場所づくり	15
ふれあいサロン　ハグハグ	子育て支援（０～３歳児までの母・子のおしゃべりサロン）活動	8
座間にほんご教室	外国人への日本語指導、情報提供等	10
日本語ボランティアサークル「そら」	外国人に対する日本語指導等	12
日本語サークル「わ」	外国人に対する日本語指導、情報提供等	32
オカリナ・ピーポの会	オカリナによる施設への慰問活動	8
ざま弦楽アンサンブル	弦楽合奏による福祉施設等への慰問活動	27
大正琴・ベル・朗読劇団ＯＮＥ♡ハート	大正琴とハンドベルによる施設への訪問活動	68
演奏家グループ「ショコラ」	演奏活動による施設への慰問活動	3
シルバーコーラス・スマイル	シルバーによるコーラス慰問活動	26
いづみソフト会	地域の支援活動	21
NPO 法人ざま災害ボランティアネットワーク	災害に関する各種訓練、啓発活動	66
よもぎの会	募金活動等	65
食生活改善推進団体ひまわり会	食生活の向上の為の活動	36
バリフリ座間	バリアフリーの啓発活動	9
ピアチェーレ	ギター演奏での慰問活動	10
座間市おもちゃドクターの会	おもちゃの修理を通じて子どもの心を育む活動	12
学習支援の会	児童・学生等の勉学指導等の活動	5
座間市げんき生活応援隊さくらの会	高齢者の介護予防活動	20
ひばりが丘緑を育てる会「緑の会」	地域の支援活動	60
座間男声合唱団	男声合唱団による施設慰問活動	22
座間マジック同好会	マジック演技と講習、施設慰問	9
あすのち	小学生を対象に学習・交流のサポート	18
こぼんのう	『こぼんのう食堂』を開催するグループ	10
シニア麻雀クラブ・座間	高齢者福祉施設を慰問し、利用者と麻雀を楽しむ活動	90
レインボーキャリア会	女性精神障害者ピアサポート	8
ＡＳＡＢＡバンド	歌と演奏の訪問活動	13
座間ふるさとガイドの会	郷土ガイドボランティア	9
座間子育て応援プロジェクト！	子育て応援イベントの企画運営	13
ビバ・ラ・ムジカ　オーケストラ	オーケストラによる施設慰問活動	20

グループ名	主な活動内容	会員数
音楽を楽しむ会	音楽活動による施設慰問活動	6
向日葵連	阿波踊りによる施設慰問活動	10
NPO 法人ざま野良猫を増やさない会	野良猫による被害防止活動	64
たのしい日本語教室	外国人への日本語指導	6
DOT（Daretodemo　One　Team）	歌と演奏の訪問活動	12
アートステージ	障害者などを対象にアート活動	7
かながわ我楽多一座	マジック・バルーンアート・大道芸による施設慰問活動	7
カナリア	キーボード・ウクレレ等を使った演奏による施設慰問活動	6
みんなの食堂	子ども食堂の開催、お弁当の配布	14
子育てまちづくりネットワーク	子どものあそび場の開催	7
座間安全・安心推進会	倒木事故を未然に防ぐ活動	8
えがわさんちの会	空き家を活用した地域住民の居場所づくり	6
ざま認知症コミュニティ	認知症当事者の居場所や理解促進の活動	6
ボイスドリーム	口腔機能維持向上と高齢者の社会参加の活動	7
まちの活性化委員会	かにが沢公園内での植栽・こいのぼりの提示等の活動	25
計 54 団体		1,118

2　保健・医療・福祉関連年表

年　月	事　項
昭和21年 9月	生活保護法（旧）制定
	保健所法制定（→平成６年地域保健法）
22年	第１次ベビーブーム（昭和２２～２４年）
12月	児童福祉法制定
23年 5月	墓地、埋葬等に関する法律制定
6月	予防接種法制定
7月	民生委員法、優性保護法、公衆浴場法制定
9月	相模原町から座間町が分立
24年12月	身体障害者福祉法制定
25年	身体障害者福祉協会発足
1月	国保事業開始
4月	新生活運動の一環として葬祭具貸し出し事業開始
	わかば保育園開園
5月	生活保護法（新）制定
	精神衛生法制定（→昭和６２年精神保健法、平成７年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
8月	狂犬病予防法制定
26年 2月	座間保育園開園
3月	社会福祉事業法、結核予防法制定
4月	社会福祉事業法施行に伴い高座地方事務所に福祉事務所設置
5月	児童憲章制定
11月	民生委員改選（定数１１人）
27年 8月	日本赤十字社法制定
28年	母子相談員設置
	母子福祉資金の貸付開始
12月	民生委員定数１５人任命
29年11月	市立公民館開館
31年12月	民生委員児童委員改選（定数１５人）
32年 1月	工場誘致条例制定
4月	原水爆禁止協議会発足
7月	社会福祉協議会発足
33年	法外援護資金貸付開始
	敬老祝金支給事業開始
12月	国民健康保険法（新）制定
34年 4月	国民年金法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数１５人）
35年 3月	精神薄弱者福祉法制定（→平成１０年知的障害者福祉法）
36年11月	児童扶養手当法制定
37年	長寿会改組（６地区）
8月	立野台プール開設
12月	民生委員児童委員改選（定数１５人）
38年 7月	老人福祉法制定
9月	敬老入湯会実施
39年 4月	心身障害者手当
7月	母子福祉法制定（→昭和５６年母子及び寡婦福祉法）
	座間公園プール開設
40年 4月	市立栗原保育園開園
8月	母子保健法制定

年　月	事　項
昭和40年12月	民生委員児童委員改選（定数１８人）
41年 4月	市立相模台保育園開園（現相模が丘東保育園）
42年	育児相談実施
1月	国保事業医療費無料化制度発足（３歳未満、８０歳以上）
4月	市立ちぐさ保育園開園
	市立座間小学校に特殊学級開設
	全国に先駆けて特別福祉手当の支給
5月	座間児童館開館
7月	広野プール開設
43年 2月	栗原児童館開館
7月	国保事業重度身体障害者１・２級の１０割給付開始
8月	市立文化福祉会館開館
10月	結婚相談所発足
12月	民生委員児童委員改選（定数３６人）
44年 4月	相模が丘児童館開館
	国保事業６歳未満の歯科診療、７５歳以上、中度身体障害者３・４級の１０割給付開始
	胃がん・子宮がん集団検診開始
	市立緑ケ丘保育園開園
8月	東原プール開設
45年 4月	市立東原保育園開園
	やなせ保育園開園
	市立座間中学校に特殊学級開設
5月	心身障害者対策基本法（→平成５年障害者基本法）
10月	全国に先駆けて医療費無料化制度発足（７５歳以上）
46年	第２次ベビーブーム（～４９年）
4月	医療費無料化制度７５歳から７０歳に引き下げ
5月	児童手当法制定
6月	県立座間保健ステーション開館
11月	市制施行
	福祉事務所開設
12月	民生委員児童委員改選（定数３６人）
47年	おむつ支給事業開始（高齢者）
4月	市立相武台保育園開園
	座間子どもの家保育園開園
	心身障害（児）者医療費扶助（障害者１級から４級、精薄者ＩＱ７５以下）制度発足
	老人家庭奉仕員制度発足
9月	老人スポーツ大会開催
10月	ひばりが丘・小松原児童館開館
	小住宅改良資金貸付制度発足
12月	休日昼間救急診療事業開始
	民生委員児童委員改選（定数７２人）
48年	ホームヘルプサービス事業開始
1月	老人福祉法が一部改正され、国で医療費の無料化制度実施（７０歳以上）
2月	市総合計画策定
4月	市ひまわり学園（重度心身障がい児の教育の場）開園
	医療費無料化制度を６８歳以上に引き下げ
9月	葬祭具貸し出し事業の一環として霊柩自動車購入

年　月	事　項
昭和48年 9月	災害弔慰金の支給等に関する法律制定
49年 4月	市立ひばりが丘保育園開園
	老人福祉電話貸付制度発足
	高齢者、身障者入浴券支給制度発足
	医療費無料制度を６７歳以上に引き下げ
	老人、身障者サービス店誕生（福祉の店）
5月	座間市スポーツ推進委員（体育指導員）を任命
9月	第１回福祉大会開催
	市民福祉憲章制定、９月１５日を福祉の日とする
50年 4月	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ受療券支給事業開始
8月	老人福祉センター（本郷荘）開設（３市１町の清掃処理組合で建設）
	鳩川プール開設
51年 1月	立野台児童館開館
2月	休日昼間夜間救急診療事業開始
4月	家庭保育福祉員制度開始
	日常生活用具貸与等事業（障がい者）開始
7月	ひばりが丘プール開設
8月	相武台プール開設
52年 4月	市立小松原保育園開園
	鳩川児童館開館
	北地区文化センター開館
5月	視力障がい者に声の広報配布
	ひまわり公園テニスコート開設
9月	福祉の日を福祉週間とする
12月	民生委員児童委員改選（定数８３人）
53年 4月	あゆみ保育園開園
	高齢者、身障者に理髪券支給制度発足
	乳がん検診開始、風しん予防接種開始
	母子相談員座間市に常駐となる
	（県）住宅設備改善助成
	（県）自動車運転訓練費助成
9月	１歳６か月健診実施（内科委託、歯科集団）
54年 1月	総合通園センター「サン・ホープ」開園
4月	市立相模が丘西保育園開園
	相模が丘老人憩いの家完成
	風しん個別接種開始
	施設通所交通費助成
	ねたきり老人等介護手当支給事業開始
	県立座間養護学校開校
5月	座間市高齢者事業団発足（→平成２年４月社団法人座間市シルバー人材センター）
7月	栗原プール開設
11月	ひばりが丘老人憩いの家完成
55年 4月	いその保育園開園
	ねたきり老人等入浴サービス事業開始
	広域救急医療事業開始
	市社会福祉協議会法人認可
5月	新田宿グラウンド開設
6月	市新総合計画策定

年　月	事　項
昭和55年10月	立野台老人憩いの家完成
11月	座間市民球場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数８３人）
56年	在宅老人短期入所事業開始
	国際障害者年スタート
4月	広野台保育園開園
	栗の実保育園開園
	高齢者、身障者に美容券支給事業開始
	（県）自動車改造費助成
	東地区文化センター開館
7月	肺がん検診開始
11月	市制施行１０周年
57年 3月	相武台老人憩いの家完成
4月	相模が丘プール開設
5月	ひばりが丘南児童館開館
7月	市核兵器廃絶平和都市宣言
	広域大和斎場組合業務開始
8月	老人保健法制定
58年 2月	栗原老人憩いの家完成
4月	座間老人憩いの家完成
	心身障がい者訓練施設「もくせい園」開園
	市立図書館開館
	老人保健法に基づく保健事業実施
	入谷プール開設
5月	座間市健康づくり推進協議会発足
10月	手話通訳者派遣事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数９６人）
59年	老人クラブ助成事業開始
4月	相模野児童館開館
	高齢者及び原子爆弾被爆者マッサージ等助成券支給事業開始
	重度心身障害（児）者介護手当、福祉タクシー利用助成（障害者）開始
8月	社会福祉・医療事業団法制定
60年 3月	市立保健センター条例制定
4月	社会福祉国庫補助率暫定引き下げ（→平成元年恒久化）
	平日夜間救急診療事業開始
	機能訓練会開始
	県立座間保健ステーションを市に移管
	旭プール開設
5月	相模川グラウンド開設
6月	保健ステーションを改称、市立保健センターとして開設
9月	市新総合計画後期基本計画策定
10月	市人口１０万人突破
	第１回健康まつり開催
61年 4月	国保事業医療費無料化制度　医科２歳未満、歯科５歳未満に改正
	老人健康教育開始（老人憩いの家７か所）
6月	休日昼間歯科急患診療事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数９７人）
62年 4月	社会福祉施設及び児童福祉施設の入所措置事務等が国の機関委任事務から団体委任事務に移行

年　月	事　項
昭和62年 4月	中原プール開設
5月	社会福祉士及び介護福祉士法制定
9月	福祉週間を拡大し、福祉月間とする
10月	国保事業医療費無料化制度　医科１歳未満、歯科４歳未満に改正
12月	入谷老人憩いの家完成
63年 4月	痴呆性老人生活指導事業開始
	身障者緊急一時保護事業開始
	在宅訪問看護事業実施
7月	緊急通報システム貸与事業開始
平成元年	合計特殊出生率１．５７となる（１．５７ショック）
	寝具乾燥丸洗い事業開始
3月	「座間市福祉プラン」策定
4月	市立生きがいセンター開所
	大腸がん検診開始
9月	ガイドヘルパー派遣事業開始
10月	栗原中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
11月	「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（平成２～１１年度）策定
12月	民生委員児童委員改選（定数１０７人）
2年 6月	福祉関係八法改正
8月	高齢者生活実態調査、心身障害児者生活実態調査、ボランティア活動実態調査の実施
11月	東中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
3年 4月	在宅福祉サービス利用普及事業開始
	ほほえみサービス事業開始
	福祉車両貸出事業開始
	社団法人座間市シルバー人材センター開所
	訪問入浴サービス事業（高齢者、重度障がい者）開始
11月	市制施行２０周年
4年 4月	母子保健法一部改正
	精神薄弱者更生施設（通所）「もくせい園」開設
	親子教室（月２回）開始
	がん予防教育（乳、肺、大腸３コース各２回）開始
5月	高齢者保健福祉実態調査実施
6月	老人性白内障眼鏡等助成事業開始
10月	相模中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
12月	民生委員児童委員改選（定数１１６人）
5年 4月	自動車燃料の助成
12月	「座間市高齢者保健福祉計画」（平成８～１４年度）策定
6年 1月	主任児童委員５人委嘱
3月	２１世紀福祉ビジョン発表
4月	在宅介護支援センター（栗原ホーム、座間苑）開設
6月	保健所法が改正され、地域保健法に改称
	母子保健法改正
11月	市民体育館（スカイアリーナ座間）開設
12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定
	「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」（平成７～１１年度）策定

年　月	事　項
平成6年12月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定
7年10月	小児医療費助成事業開始
11月	高齢社会対策基本法制定
12月	「ノーマライゼーション７か年戦略（障害者プラン）」（平成８～１４年度）策定
	民生委員児童委員改選（定数１２６人）
8年 9月	市立市民健康センター（休日急患センター、保健センター）開設
10月	ひとり暮らし老人等給食サービス事業開始
11月	市公民館移転
9年 1月	主任児童委員６人委嘱
3月	「ざま母子保健計画」（平成９～１３年度）策定
4月	母子保健事業を県から委譲
	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業開始
5月	座間市スポーツ推進審議会委員を任命
6月	児童福祉法改正
8月	ボランティアセンター（座間市社会福祉協議会内）開所
	栗原遊水地テニスコート開設
12月	介護保険法制定
10年 3月	特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）制定
5月	「座間市障害者計画」（平成１０～１４年度）策定
8月	栗原遊水地スポーツ広場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数１２６人）
11年 3月	地域振興券交付開始（～７月まで）
4月	行政組織を一部改正し、福祉部を保健福祉部と改称
6月	男女共同参画社会基本法制定
7月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定
	小児医療費助成事業の所得制限廃止（０歳児）
12月	「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（目標年次平成１６年度）策定
	「今後５か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン２１）」（平成１２～１６年度）策定
12年 1月	主任児童委員６人委嘱
2月	第三次座間市総合計画後期基本計画策定
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第１期介護保険事業計画」（平成１２～１６年度）策定
4月	介護保険法施行
	介護保険法施行に伴い、生活支援型訪問介護等の事業を開始
	産後サポート事業の開始
	狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録に関する事務等を県から委譲
5月	社会福祉事業法が改正され、社会福祉法に改称。併せて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、民生委員法、生活保護法が改正、公益質屋法が廃止（社会福祉基礎構造改革）
	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
12月	「座間市福祉プラン」（平成１３～２２年度）改訂
	提言「座間市における子育て支援について」（ざま子育て支援懇話会）

年　月	事　項
平成13年 1月	提言「座間市の『健康づくり』についての提言」（座間市健康づくり研究懇話会）
3月	県指定の痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホームひまわり」開設
4月	市立総合福祉センター（サニープレイス座間）開設 健康なまちづくり事業開始 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）防止法）制定
5月	福祉ミニバス試験運行開始
6月	子育て相談ホットライン開設 障がい児者の介護を一時的に行う障害児者レスパイト事業開始
8月	福祉サービス相談事業開始 「座間健康ふるさとマップ」発行
10月	子育て支援センター（現在の第１子育て支援センター　ざまりんのおうち「ゆめ」）開設
11月	市制施行３０周年
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人） 「ざま母子保健計画」（平成１４～１８年度）改訂
14年 4月	県央地域就労援助センター開設 国民年金保険料半額免除制度開始 精神保健福祉業務の一部が県より移管
5月	身体障害者補助犬法成立
8月	児童扶養手当制度所得制限額の改正及び手当支給事務の権限移譲 原水爆禁止協議会設立４５周年核兵器廃絶平和都市宣言制定２０周年記念事業実施
10月	ファミリー・サポート事業開始 ひとり暮らし高齢者医療費助成事業開始 高齢者医療費援助事業の見直し 老人保健制度の対象年齢・負担割合等の法改正 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（３歳児まで） １～４歳未満の歯科診療の１０割給付制度の廃止
15年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第２期介護保険事業計画」（平成１５～１９年度）改訂 「座間市障害者計画」（平成１５～２２年度）改訂 県が指定する痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホーム小松原」開設
4月	障がい者のサービス利用について、措置制度から支援費制度に移行 座間・綾瀬・海老名３市協力による小児救急医療体制開始
5月	精神障害者ホームヘルプサービス事業開始 座間すこやか保育園開園（４０人）
7月	次世代育成支援対策推進法成立
12月	生活援助員派遣事業開始
16年 3月	「座間市地域福祉計画」（平成１６～２０年度）策定 福祉サービス相談事業廃止
4月	在宅精神障害者パスネット・バスカード支給事業開始
6月	ニュースポーツ多目的広場開設
7月	第２子育て支援センター（現在の第２子育て支援センター　ざまりんのおうち「ひまわり」）開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（４歳児まで）

年　月	事　項
平成16年12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人）
17年 3月	「座間市次世代育成支援行動計画」策定
4月	精神障害者短期入所事業開始
5月	立野台児童ホーム開設
	サン・ホープ身障デイサービス事業（重心）をアガペサポートセンターに移行
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学校就学前まで）
18年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第３期介護保険事業計画」（平成１８～２０年度）改訂
4月	障害者自立支援法施行
	介護保険法に基づく地域密着型サービス創設
	県が指定していた「グループホーム小松原」及び「グループホームひまわり」が、市が指定する地域密着型サービスに移行
7月	サン・ホープ児童ホーム開設
9月	座間子どもの家保育園定員増（７０→１００人）
	市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりぃの家」開設
10月	障害者自立支援法本施行
	障害者自立支援法に基づく、座間市地域生活支援事業開始
	精神障害者通院医療費助成事業開始
19年 3月	「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第一期）」（平成１８～２０年度）策定及び改訂
4月	知的障害者通所更生施設もくせい園一部業務をアガペサポートセンターに委託
	北地区児童ホーム開設
6月	高齢者及び障がい者を対象とした火災警報器設置費用助成事業開始
7月	座間市地域自立支援協議会を設置
8月	高齢者及び障がい者を対象とした家具転倒防止対策助成事業開始
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームあいち」開設
	市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人）
20年 4月	後期高齢者医療制度開始
	特定健康診査、後期高齢者健康診査開始
6月	市が指定する地域密着型サービス事業所「リビング暖らん」開設
7月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学３年生まで）
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりぃの郷」開設
21年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第４期介護保険事業計画」（平成２１～２３年度）改訂
	「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第二期）」（平成２１～２３年度）改訂
4月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームひまわり」廃止
8月	座間市災害時要援護者支援協議会を設置
10月	住宅手当緊急特別措置事業開始
	市県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）開始
11月	座間すこやか保育園定員増（４０→５０人）
22年 1月	社会保険庁の廃止に伴う日本年金機構の発足により、厚木社会保険事務所の名称が厚木年金事務所に変更

年　月	事　項
平成22年 3月	「次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（後期計画平成２２～２６年度）策定
4月	子ども手当制度開始
8月	父子家庭にも児童扶養手当の支給を開始
9月	ひとり暮らし高齢者医療費助成事業の廃止
11月	座間児童館を建て替えのため一時閉鎖
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３３人、主任児童委員１２人）
23年 3月	東日本大震災発生 東日本大震災義援金の受付を開始 第四次座間市総合計画を開始 「座間市福祉プラン」「座間市地域福祉計画」（平成２３～２７年度）改訂 市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間」開設
4月	行政組織の改正により、保健福祉部を健康部と福祉部に改編 やなせ保育園定員増（６０→９０人）
7月	２４時間健康電話相談事業を開始
10月	座間児童館を再開 高齢者の救急搬送時などに備え医療情報等を入れておく救急医療情報キットを希望する独居高齢者に配布
11月	市制施行４０周年 市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間西栗原」開設
24年 2月	相模が丘老人憩いの家耐震補強工事完成
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画」（平成２４～２６年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第三期）」（平成２４～２６年度）改訂 健康情報提供サービス「笑顔ヘルスアンサー」終了 ほほえみサービス事業を廃止
4月	子ども手当制度に代わり児童手当制度開始 高齢者を対象とした火災警報器設置費用助成事業を廃止 市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームイー・ケア座間」開設 心身障害者手当の対象を身体障害者手帳（４～６級）及び療育手帳（Ｂ１・Ｂ２）から身体障害者手帳（１・２級）、療育手帳（Ａ１・Ａ２）及び精神障害者保健福祉手帳（１級）に変更 心身障害者医療費援助事業の対象者を身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１・Ａ２・Ｂ１）及び精神障害者保健福祉手帳（１級）に変更 救急医療情報キットの配布対象を独居高齢者から高齢者世帯に拡大 地方分権一括法等の制定による介護保険法改正に伴い、国が定めていた地域密着型サービスの指定基準等を条例委任
5月	精神障がい者向け相談支援事業所「ｎｕｅｄ（ヌー）」を開設
6月	自殺予防対策としてパソコンや携帯電話でストレスや落ち込み度を確認できる「こころの体温計」開始
9月	市立相模が丘西保育園耐震工事施工（～１１月） 口腔がん検診開始 座間保育園定員増（６０→９０人）
10月	精神障害者保健福祉手帳１級の方の精神通院外来を対象とした障害者医療費助成制度を入院及び精神通院外来以外の外来にも拡大

年　月	事　項
平成24年10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学４年生まで） 障害者虐待防止法施行
11月	障がい児者の介護を一時的に行う日中一次支援事業で日中預かりを開始 ひばりが丘老人憩いの家耐震補強工事完成
12月	市立ひばりが丘保育園耐震工事施工（～２５年 ３月） 座間市国民健康保険事業財政健全化計画策定
25年 3月	「座間市保育園整備計画」策定
4月	母子保健法の改正に伴い県から市町村へ養育医療の権限移譲 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正 「障害者優先調達推進法」施行 心身障害者医療費援助事業、精神障害者通院医療費助成事業に年齢制限導入を実施（６５歳以上の新規取得者は対象外）
8月	座間市誘致病院の開設事業者が社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに決定
10月	座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書を締結 座間公園プール改修工事（～２６年３月）
12月	市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」廃止 民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３３人、主任児童委員１２人）
26年 3月	母子等福祉手当廃止 立野台老人憩いの家耐震補強工事完成
4月	障害者総合支援法完全施行 小田急ムック相武台園開園（５０人） 座間すこやか保育園定員増（５０→６０人）
7月	座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に関する基本協定書を締結 身体・知的障害者相談支援事業所「緑の家相談支援センター」開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学６年生まで）
12月	民生委員児童委員定数変更（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人） いきいき高齢者応援事業開始
27年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画」（平成２７～２９年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第四期）」（平成２７～２９年度）改訂 「座間市子ども・子育て支援事業計画」（平成２７～３１年度）策定 母子健康手帳の出張所交付を廃止
4月	救急医療情報キットの配布対象を高齢者世帯から６５歳以上の方に拡大 生活困窮者自立支援事業開始 生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業（直営）開始
6月	第３子育て支援センター　ざまりんのおうち「かがやき」開設
10月	座間市妊婦歯科健康診査開始
12月	市が指定する地域密着型サービス「看護小規模多機能型居宅介護　まさみ」開設
28年 3月	健康度見える化コーナー（未病センターざま）開設 「座間市地域福祉計画（第三期）」（平成２８～３２年度）策定
4月	地域包括支援センターを２ヶ所増設 あゆみ保育園定員増（６０→８０人）

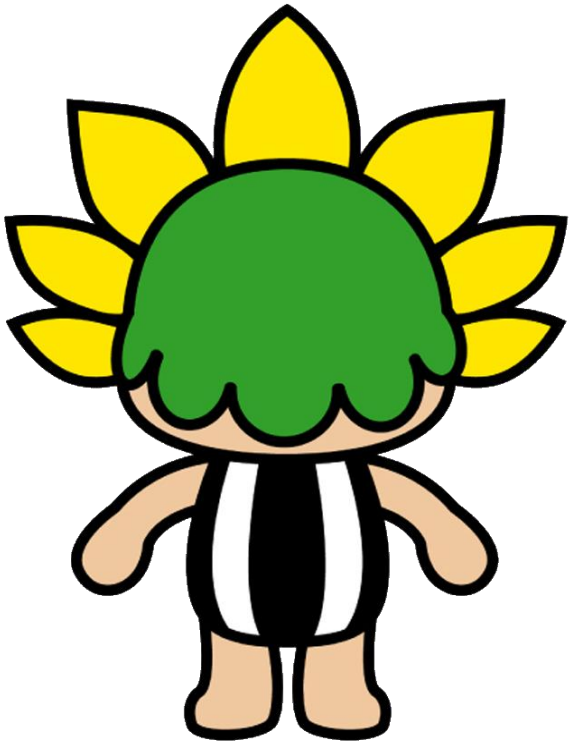
年　月	事　項
平成28年 4月	小規模保育施設のナーサリールームＴ＆Ｙ相模が丘開設（定員１９人）
	家庭的保育施設の陽の丘保育園が開設（定員５人）
	家庭的保育施設のひばり乳児園が開設（定員５人）
	障害者差別解消法施行
	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス座間総合病院開院
	立野坂児童ホーム開設（定員５０人）
7月	生活困窮者家計相談支援事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人）
29年 3月	市が指定する地域密着型サービス「花物語ざま」開設
4月	ナーサリースクールＴ＆Ｙ相模が丘開園
6月	ファミリー・サポート事業の利用会員の対象児童を小学６年生までに拡大
7月	麦っ子畑保育園開園
10月	生活困窮者就労準備支援事業開始
30年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画」（平成３０～３２年度）改訂
	「座間市障害者計画　第五期座間市障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」（平成３０～３２年度）改訂
4月	スマイルワールド保育園開園
	マジオたんぽぽ保育園相武台開園
7月	生活困窮者世帯の子どもの学習・生活支援事業開始
8月	子育て世代包括支援センター（ネウボラざまりん）を開設
9月	児童ホームの延長保育（午後６時３０分～午後７時）を開始
10月	小児医療費助成の対象年齢を拡大（中学３年生まで）
31年 3月	鳩川プール廃止
	座間市自殺対策計画策定
4月	第２子育て支援センターざまりんのおうち「ひまわり」移設
	座間ゆめっこ保育園開園
	子どもの家ひまわり保育園開園
令和元年 7月	生活困窮者居住支援推進事業開始
10月	座間市障がい児・者基幹相談支援センター開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人）
2年 3月	「第２期座間市子ども・子育て支援事業計画」（令和２～６年度）策定
4月	生活困窮者の一時生活支援事業開始
	栗の実保育園定員増（６０→９０人）
8月	生活困窮者のアウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業開始
3年 3月	座間市地域福祉計画（第四期）（令和３～７年度）を策定
	座間市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（令和３～５年度）を策定
	座間市障害者計画　第六期座間市障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」（令和３～５年度）策定
6月	ひきこもりサポート事業「みんなの居場所ここから」開所
11月	市制施行５０周年
4年 4月	市立生きがいセンター移転
	座間市成年後見利用促進センター開設
	ひばりが丘地区児童ホーム開所
10月	児童手当特例給付（所得上限限度額以上）廃止

年　月	事　項
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人）
令和 5年 3月	第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－（令和５～１２年度）を開始
4月	行政組織の改正により、「子ども未来部」を「こども未来部」に改める
	市立緑ケ丘保育園を用途廃止し、代替施設として、緑ケ丘もえぎ保育園を開園
	保育ルームフェリーチェ相武台前園開園
	小児医療費助成の所得制限を撤廃
6月	子育て支援特別給付金支給事業開始
9月	総合福祉センターの大規模改修工事着工
10月	座間市立児童発達支援センター　サニーキッズ開設
	小児医療費助成の対象年齢を拡大（高校３年生相当まで）
	栗原プール廃止
11月	東地区文化センター外壁改修工事着工
6年 3月	座間市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（令和６～８年度）を策定
	座間市障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画（令和６～８年度）を策定
	座間市自殺対策計画（令和６～１０年度）を策定
	孤独孤立対策のアートイベントが大盛況（地方版孤独孤立対策官民連携PF）
4月	相武台地区児童ホーム開所
	市立ちぐさ保育園を用途廃止し、代替施設として、ちぐさ保育園（私立）を開園
	ひばりっ子保育園開園
	みらいひまわり保育園開園
9月	東地区文化センター外壁改修工事完成
10月	子育て支援特別給付金支給事業終了
	児童手当法改正により所得制限を撤廃、支給対象年齢を拡大及び第３子以降の支給額変更（増額）
11月	児童扶養手当法改正により第３子以降の加算額を第２子の加算額と同額まで引き上げ、全部支給・一部支給に係る所得制限限度額の引き上げ
7年 1月	総合福祉センター改修工事完了
2月	４市連携によるアートイベントが盛況（地方版孤独孤立対策官民連携PF）
3月	座間市こども計画（令和７年度～令和１１年度）を策定
4月	旧総合福祉センターは、福祉増進と青少年健全育成を目的とした複合施設「サニープレイス座間」としてリニューアルオープン
	子どもの家ひまわり保育園定員増（４０→５０人）
	座間市妊婦支援給付金給付事業開始
6月	ナーサリースクールT&Y相模が丘定員増（６０→８０人）
11月	「サニープレイス座間」１階青少年の居場所エリア全体を指す愛称を「ざまっこプレイス」に決定
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員１３２人、主任児童委員１２人）
8年 3月	健康ざま普及員事業終了
4月	ＭＩＲＡＩＥ保育園開園
	Ｔｙそよかぜ保育園開園
	保育ルームフェリーチェ座間園開園

令和８年度

保健・福祉の概要～令和７年度報告

令和8年10月発行
編集・発行　座間市福祉部地域福祉課
〒252-8566
座間市緑ケ丘一丁目１番１号
TEL 046(255)1111(内線3421)
046(252)8247(直通)



座間市マスコットキャラクター

ざまりん